

真実を求めて

冤罪と闘う人々とともに

活動の記録
2012～2022



冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会

目次

■ 桜井さんの言葉	桜井昌司	1
■ 会の基本情報		2
■ 代表委員の紹介		3
■ 布川国賠の闘いを振り返って	事務局長 中澤 宏	4
■ 布川事件の闘いの意義	代表委員 豊崎七絵	5
■ 布川国賠高裁判決の特徴と意義	弁護団長 谷萩陽一	12
■ 活動の記録		19
■ 会員のメッセージ集		47
■ 活動年表		70
■ 編集後記	山川清子	76



桜井四国巡礼 2012年5月



桜井四国巡礼 2012年7月

- ・表紙写真：2021年8月27日、東京高裁での判決日、冤罪犠牲者・弁護団と共に法廷に向かう桜井さん
- ・裏表紙写真：2019年5月27日、東京地裁判決報告会／2021年8月27日、東京高裁判決報告会
- ・挿し絵：2012年～2014年桜井さんが四国巡礼をしたときのもの

最後のご挨拶になりました

桜井昌司

長い長い闘いが終わりました、皆さんに布川事件として最後の記録集をお届けする 때가 来ました。これまでの皆さんのご支援に、心から感謝申し上げます。有り難うございました。

再審裁判での勝利、更に国家賠償裁判での完全勝利。勝つのが難しい、厳しいと言われている再審と国賠裁判を勝利できましたのは、もちろん日本一だと自負する弁護団の創意工夫と、総ての論点で反証した戦術の成果でした。そこに国民救援会を中心としてご支援くださった皆さんの多彩な活動が加わり、マスコミや社会の皆さんの関心を布川事件に集めてくださった力もありました。また、私たち自身も闘いの先頭に立って声を上げてきたことも裁判所を動かす一因であったと思っています。

救援会の古い言葉では「モ・ベ・ヒの団結」と言いますが、支援者と弁護団、本人たちが信頼し合い、力を集結した闘いをしたからこそその勝利でした。「布川事件は証拠が無いから勝てない」そう言う支援者もいました。自白のみで有罪にされた冤罪事件の再審は、それは実現不可能と思われて当然でしては、でも勝ちました。「もし警察と検察の違法な取り調べが無ければ起訴は元より逮捕すらもない」とした国賠裁判の完全勝利判決を思いますと、実に胸がすく思いです。

今も沢山の冤罪仲間が苦闘していることを思いますと、正義と真実を力として闘えば勝つなどと単純に言えないことは判りますが、それでも勝つ、必ず勝つと確信します。大崎事件の闘いの軌跡は、どうしようもない裁判官や裁判体に翻弄されて来ました。しかし、その理不尽な裁判所の姿勢が、今や日本司法の問題として社会を動かしています。布川事件弁護団に勝るとも劣らない大崎弁護団の活動が、その正義と真実を力として社会を動かし、日本の司法を変革する先頭に立っていることを思いますと、どの冤罪事件でも同じようにできる、ひとつひとつの闘いが司法改革を成し得る力を秘めているとさえ思っています。

私の闘いは続きます。一度限りの人生と今日ならば、今成せることに全力を尽くそう、自分で満足できる今日を過ごそう、そう思って歳月を重ねてきた人生は、末期がんで余命1年を宣告をされて振り返りましたらば、思いの外、多くのことを成し遂げていました。もしかすると布川事件勝利の基には、その私のモットーや行動も力としてあったのではないかと思うのです。

理不尽に人生を奪われる苦悩の中で苦闘する仲間たちに、それぞれの仲間が秘めて持っている力を発揮して貰えるように活動します。そして日本の司法を変えます。再審法改正などは当然です。戦後の約束通りに一日も早く国会議員に実現して貰います。更には完全、全面可視化、取り調べの弁護士立ち会いなども必要です。

冤罪は思想信条を問いません。今の警察や検察、裁判所である限りは、誰もが明日にも背負わされる問題です。冤罪があって良いと思う人もいません。ならば、冤罪を無くす法律を作ろうの声は、誰にも届くのです。司法改革は、必ずできる、簡単にできる、そう確信しています。

なぜ冤罪はなくならないのか、それは冤罪を作る警察や検察、裁判所が反省しないからです。私は冤罪犠牲者の仲間たちと一緒に、これからも声を上げて司法を変えます。冤罪を作ったならば個人責任も背負わせるような法律制定をも目指すつもりです。

皆さん、本当に有り難うございました。54年に及んだ闘いは愉しかったです。皆さんとお会いできたことが人生の宝です。

これからも続く私の闘いは、それが皆さんに対する御礼です。どうか、これからもお見守りください。有り難うございました。

冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会（基本情報）

会則（抄）

【目的】

本会は、布川事件国家賠償請求訴訟の原告を支援し、裁判に勝利することを目的とする。

【活動】

本会は前項の目的のために次の活動を行う。

- ①冤罪・布川事件について学習し、冤罪を生んだ原因や背景についての理解を深め、広める。
- ②原告・弁護団との連携を強め、その活動に協力する。
- ③裁判傍聴、署名・宣伝活動、学習会などを通じ、より多くの人たちの参加を求める。
- ④冤罪や再審をたたかっている諸個人、諸団体との情報交換、友好に努め、冤罪とたたかう社会的連携を目指す。
- ⑤冤罪をなくすために、法制度改革などについて、積極的提言や必要な活動を行う。
- ⑥その他、会の目的達成に有益な活動を行う。

期 間 2012年10月1日 結成
2022年3月26日 解散

会 員 数 382名（解散時）

会 友 数 72名（署名・カンパ等の協力があり、ニュースを送付した個人・団体）

弁 護 団 団長 谷萩陽一 副団長 松江頼篤
事務局長 井浦謙二 事務局次長 福富美穂子 上野格
青木和子 秋山環 飯田美弥子 佐藤米生 高橋修一 塚越豊 内藤真理子
藤岡拓郎 山本裕夫 三浦直子（開始時） 秋元理匡（故人）

代表委員 新倉修 里見繫 豊崎七絵

事務局長 中澤宏 事務局次長 山川清子 客野美喜子（故人）

事 務 所 桜井司法研究所
発足時：東京都新宿区高田馬場1-26-12 高田馬場ビル505号室
解散時：東京都新宿区西新宿7-5-13 第3工新ビル201
※2020年1月22日長井央氏のご厚意により移転

総署名数 東京地裁：17,142筆
東京高裁：19,308筆

判決全文は裁判所のホームページから検索いただけます。

裁判例検索 | 裁判所 - Courts in Japan https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1

第1審 事件番号 平成24(ワ)31999 損害賠償請求事件

裁判年月日 令和元年5月27日 東京地方裁判所

控訴審 事件番号 令和1(ネ)3124 損害賠償請求控訴事件

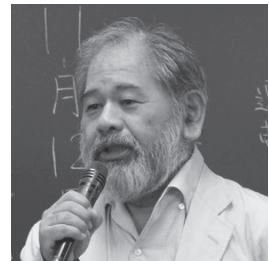
裁判年月日 令和3年8月27日 東京高等裁判所

代表委員紹介

●新倉 修（にいくら おさむ）

青山学院大学法学部名誉教授、弁護士（東京弁護士会）

再審えん罪事件全国連絡会代表。日本国際法律家協会会長、国際民主法律家協会（IADL）執行委員なども務める。布川事件を国連人権委員会等に要請するに際し尽力し、布川再審無罪にも貢献した。



●里見 繁（さとみ しげる）

関西大学社会学部名誉教授

東京都立大学法学部卒業後、毎日放送に入社。報道部記者を経てテレビドキュメンタリー番組制作を一筋に担い、制作したドキュメンタリー番組は100本を超え、数々の賞を受賞。布川事件のドキュメンタリーも制作した。毎日放送退職後、30年のドキュメンタリー制作で得た「視点」「技」を学生に教えたいとの強い意向から関西大学社会学部教授となった。



●豊崎七絵（とよさき ななえ）

九州大学法学研究院教授

東北大学法学部卒業。小田中聡樹東北大学名誉教授の教え子であった学生の頃から冤罪・誤判の防止と救済に役立つ研究を目指し、研究者となった。1999年8月の布川事件現地調査にも参加。以後、布川事件の講演会・研究会を主催、弁護団の報告集会・シンポジウム等に参加。



桜井四国巡礼 2012年7月

布川国賠支援運動を振り返って

布川国賠を支援する会事務局長 中澤 宏



布川国賠勝利の最大の意義は、再審・無罪が確定した事件でも国賠では勝てないという「常識」を覆し、国賠でも勝利できるという先例を松川事件に続いて示したことです。

布川国賠はなぜ勝てたのか、その最大の原動力は原告桜井さんにありますが、再審請求訴訟に引き続き国賠請求訴訟を担った弁護団の力、さらに、原告・弁護団を支えた再審、冤罪、国賠を闘う全国の仲間の皆さんの温かいご支援のたまものです。

「布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会」は「反省無き検察・警察の責任を迫及し、『自白』強要と証拠隠し・捏造を明らかにし、全ての証拠が裁判で開示されるシステムを作りたい」という桜井昌司さんの熱い想いに応えて、旧「布川事件桜井昌司さん杉山卓男さんを守る会」を中心に、新たに加わったメンバーを加え約400名で2012年10月に発足しました。事務局を担ったのは中澤、山川、客野、福田、平川、塩田、片川、石井などの二けたに満たない面々でした。それでも、ゼロからの出発をする冤罪犠牲者支援組織に比べれば極めて恵まれていたというべきでしょう。

毎月裁判所要請、毎月定点宣伝（裁判所最寄駅頭、地元、街頭）、毎月ニュース発行という守る会の伝統は力量的にも維持が困難なため、やれる範囲での取り組みを行いました。その事務作業をほとんど一手に担ったのが、山川清子事務局次長でした。

しかし、報告文を読んでもいただければお分かりの通り、口頭弁論の予告と裁判傍聴への呼びかけ、署名や申し入れを携えた裁判所要請・宣伝、報告集会主催、結果報告、その時々状況に応じた学習会やイベントの開催など、基本的なことはやり切れたのではないのでしょうか。

事務局メンバーだった故客野美喜子さん、元守る会だった故小塚恒夫さんが裁判所要請で、「桜井昌司さんの国賠請求訴訟は個人的利益ではなく誤った日本の司法をただすために、勝訴するか否かを度外視して起こしたもので、裁判所はその問いに答えるべきだ」と自らの経験を踏まえて熱弁を奮っていたことが今でもよみがえります。桜井昌司さん自身が裁判で述べたこと、恵子さんが手紙で裁判官に訴えたことも、裁判官の心を動かし完全勝利を勝ち取る力になったのではないのでしょうか？

最後に、全国大会の支援決定に反して「閣議決定」ならぬ「常任委員会決定」なるもので、布川国賠を支援することにストップをかけた救援会組織があったことは、今後の救援運動の在り方を含め検証すべきだと思います。桜井さんが狭山事件の集会に参加したり、新左翼が冤罪と称している人物の処遇改善に関与したりしたことを理由に、裁判日程や結果を下部組織に通知しないばかりか、大会での布川国賠の文書配布まで拒否することが正当化されるのか、会員からの再三にわたる文書による理由開示請求を拒むことが、民主主義と人権を標榜する組織として許されるのか、改めて総括していただきたいと思います。

今、東住吉冤罪事件の青木恵子さんと、湖東記念病院冤罪事件の西山美香さんが国賠訴訟を闘っていますが、必ず勝利させ再審法改正へとつなげていくことを呼び掛けるものです。

冤罪・布川事件、その闘いの意義

(2022年3月26日解散総会特別講演から)

代表委員 豊崎七絵

1 考察の対象——布川事件の闘いはいつ始まったか

まず、考察の対象として、冤罪・布川事件の闘いはいつ始まったのかということを確認します。桜井さんと杉山さんが別件で逮捕されたのが1967年10月10日並びに16日、強盗殺人罪で起訴されたのが同年12月28日、有罪とされ無期懲役が言い渡されたのが1970年10月6日、そして上告が棄却されたのが1978年7月3日でした。

桜井さんと杉山さんにとっては、外部から遮断された孤立の状態で大変な取調べを受けたときにも、また一審で公訴事実を懸命に否認したときにも、冤罪・布川事件の闘いはすでに始まっていたというべきです。しかし、弁護人の精力的な援助を受け、また救援・支援活動も広がって、人々の連帯の闘いとなったのは、控訴審・上告審以降のことでした。

被疑者・被告人が孤立の状態で大変な取調べを受け、本来、日本国憲法の予定するところではなく、旧体制的で雑沓的な手続であります。ですから布川事件の闘いの意義を考えるにあたっては、弁護活動や救援・支援活動が本格化した控訴審以降の時代を、主に念頭に置きたいと思います。

ただ一つ確認しておきたいのは、先ほどからお話がありました通り、国賠の高裁勝利判決は、勾留されていた桜井さんが獄中で書き綴った手記や手紙、また確定一審からのゆるぎない主張を真剣に受け止めた点で、まだ二十代前半であった桜井さんの、孤独で苦しい闘いに、初めて裁判所が正面から報いるものであったということです。もっともその闘いも、粘り強い弁護活動と精力的な救援・支援活動があったからこそ、半世紀を越えてようやく、このような結果に結び付いたというほかありません。

2 冤罪・布川事件の闘いの意義

そこで改めて、冤罪・布川事件の闘いの意義とは何かという本題に戻ります。最初に結論を申し上げてしまいますと、その意義は大きく次の三つにあると考えます。すなわち第一に、松川事件、白鳥事件、八海事件、そして仁保事件といった、戦後の著名冤罪事件の闘いを継承しつつ、しかし、それらの事件では経験されることのなかった、あるいは十分な成果を得られなかった再審や国賠をも闘いぬき、しかも大変筋の通った勝ち方をしたということです。第二に、このような布川事件の闘いの軌跡は現在闘っている冤罪事件にとって偉大なる道しるべであると同時に、桜井さんがこれらの事件をつなぐ結節点、結び目となっているということです。そして第三に、日本の刑事手続は抜本的に変わらなければならない、不備の多い再審法も改正されなければならない、そして冤罪の原因と責任を究明するための仕組みを立て直さなければならないという立法事実を示したことです。以下、時間が許す限り、具体的にお話ししてみたいと思います。

3 戦後の冤罪事件の闘いとの関係——有罪確定までの闘い

まず、戦後の冤罪事件の闘いとの関係について、です。ここでは、松川事件ならびに仁保事件の闘いと、

有罪判決確定までの布川事件の闘いを振り返りながら、布川事件の闘いの意義を明らかにしたいと思いません。

(1) 松川事件

松川事件は戦後最大の謀略冤罪事件です。この事件は別件逮捕、強制的取調べ、自白偏重、被告人と犯行とを結びつける物証の皆無、それからいわゆる諏訪メモに関する証拠隠しなど、布川事件と共通する問題がありました。

一審で死刑や無期懲役などを言い渡された被告人たちは獄中から『真実は壁を透して』という文集を出版、これが作家・広津和郎の松川裁判批判につながっていきます。しかし1955年、当時最高裁長官であった田中耕太郎氏が、裁判官は「世間の雑音に耳を貸すな」と訓示し、裁判批判を巡って大論争が巻き起こりました。この訓示は、素人は裁判に口を出すなというに等しいものです。そして当時の裁判官・検察官・法学者の主流も田中氏と同様の論調でした。しかし裁判批判は公正裁判要請運動として全国に広がっていき、ついに1963年9月12日、検察官の上告が棄却され、被告人全員の無罪が確定しました。

小田中聰樹先生は、高校生の時、松川事件の被告人の家族の方の訴えを聞いた、それがご自身の原点になっているとおっしゃっております。他方で小田中先生の師匠である平野龍一先生（当時東京大学教授）は、裁判批判に対しては、大変消極的でありました。

(2) 仁保事件

次に仁保事件です。仁保事件は、一般刑事事件として、その救援活動が大きく展開されました。この事件も、やはり別件逮捕、強制的取調べ、自白偏重、被告人と犯行とを結びつける物証の皆無、それから取調べの一部を録音したテープといった、布川事件と大いに共通する問題があり、また弁護人選任妨害が行われたことも批判されました。

一審で死刑判決を受けた被告人は獄中で『真実の真相』という手記を書き、これは裁判所に提出されましたが、二審も死刑でした。けれどもこの手記によって、日本国民救援会が動き、各地に守る会が作られ、さらに法学者も行動を起こします。1970年4月10日、鈴木安蔵先生の声かけによって、憲法学者と刑事法学者による「仁保事件法学者研究会」が結成され、同年6月5日には「意見書」が最高裁に提出されました。小田中先生もこの研究会のメンバーでした。

これは、先ほどの松川事件当時の裁判批判に対する状況と比較してみるとよく分かるのですが、法学者による冤罪への向き合い方が大きく変わり、そして次の布川事件にも繋がるターニングポイントとして注目されます。法学者の姿勢が変わったのは、日本の刑事手続が、憲法の目指す近代的で公明正大な裁判とは異なり、インフォーマルで糺問的なものであって、冤罪はそういう旧体制的なものの産物であることが明確に認識されたからです。仁保事件は1972年12月14日に無罪が言い渡され確定しました。

このようにして布川事件の有罪判決が確定する前、布川事件と共通する問題点を持っていた松川事件や仁保事件は、死刑や無期懲役を繰り返し言い渡されながらも、獄中からの無実の訴えによって救援・支援の輪が大きく広がり、最終的には無罪判決が確定しました。また冤罪は、公正な裁判を受ける権利をはじめとする憲法の問題だということが認識されることで、支援・救援活動も法学者の行動も、その正当性のよりどころが明確になりました。

(3) 布川事件

そして布川事件です。布川事件の弁護活動がようやく本格化したのは1970年の控訴審以降です。そこでは松川事件や仁保事件などの闘いの経験が活かされます。桜井さんと杉山さんは獄中から手紙で粘り強

く無実を訴え続けます。1976年1月、最高裁に上告中、「布川事件桜井昌司さん杉山卓男さんを守る会」が設立され、以後、甚大な活動が展開されます。そして松川事件の教訓や仁保事件の法学者研究会の経験に学んだ法学者らも、「布川事件法学者研究会」を作り、同年10月には有罪認定の問題点について法学セミナーに研究成果を発表し、また1977年7月20日には最高裁に口頭弁論を開いて慎重かつ公正に審理することを要望する書面を提出します。この代表世話人は清水誠先生（当時東京都立大学教授）と小田中聰樹先生（当時東北大学教授）で、お二人は弁護人の柴田五郎先生から訴訟記録を借り、精力的に検討されました。

しかし1978年7月3日最高裁第二小法廷は決定で上告を棄却し、無期懲役が確定してしまいました。それは、職権で判断内容を詳しく示した上で退けるという異例の決定でした。上告棄却決定の大半は、上告趣意は上告理由に当たらないと判示するだけの、いわゆる「三行半」ですが、この決定はそうではなかったのです。このようにして、松川事件や仁保事件、あるいは八海事件では、最終的には有罪判決が破棄され無罪判決が言い渡されて確定したのに対し、布川事件のゆくえはこれらの事件と異なってしまったわけがあります。

清水先生と小田中先生は、同年10月、この上告棄却決定を批判する論文を同じく法学セミナーに公表しました。この論文は「第一審、第二審を誤らせ、最高裁をも誤らせた根本的な原因」は「捜査に対する盲目的な信頼と依存」であると分析するものでありました。そして論文の結びには「関心の広がり願って」という副題が付けられていて、その内容は、法学者研究会や守る会は「熱心な活動」をしてきたが「事件の社会的知名度は極めて低いものであった」、「そのような事情をよいこととして最高裁が本件を問題なしと片付けたのであるとすれば、許せないことだ」、「私たちは、一見平凡に見えるこの事件が、現憲法下における戦後三〇年の司法の在り方を問うほどに重要なものであるという認識をもち、今後もこの事件についての資料の収集につとめ、問題を追及していきたい」というものでした。その後、清水先生は弁護団に加われ、また守る会の代表世話人も務められました。小田中先生は、弁護団会議で講演されたり、著書で改めて布川事件の問題点を詳細に論じられたりされました。お二人は、法学者の責任として、布川事件と関わり続けられるのであります。

なお「布川事件法学者研究会」に関するエピソードとして、小田中先生のオーラルヒストリーに、上告棄却後の裏話として、清水先生が「僕たち、少し書き過ぎたかな」とおっしゃったことがあったが、小田中先生はもっと書くべきだったと思ったというくだりがあります。事実認定の問題に対する学者の関わり方を考えさせられるエピソードです。

4 再審・冤罪救済の現状との関係——再審での闘い

(1) 主な経過

このようにして布川事件は再審無罪を求めて闘うほかないという状況になりました。1978年9月13日、日弁連は人権擁護委員会内に布川事件委員会を設けます。上告棄却決定から2か月で日弁連の支援が決定されるというのは非常に迅速で、日弁連の資料も改めて調べましたが、現時点で最速の決定です。このような迅速な決定がなされたのは、もちろん上告棄却決定から程なく、桜井さんと杉山さんが人権救済を申し立てたことによりますが、さらにいえば、確定判決を支える旧証拠が弱く、かつそれは違法な捜査による産物であるという認識が関係者間で直ちに共有されたからでありましょう。これについては先ほどの法学者研究会の研究成果も大きく寄与していたのではないかと思います。

第一次再審請求の申立てが1983年12月23日、最高裁が特別抗告を棄却したのが1992年9月9日、第二次再審請求の申立てが2001年12月6日、そしてついに水戸地裁土浦支部が再審開始決定を言い渡した

のが2005年9月21日でした。検察官は即時抗告、さらに特別抗告を申し立てて争いましたが、いずれも棄却されて開始決定は確定、2011年5月24日にはついに再審無罪判決が言い渡され、確定します。この間の桜井さんと杉山さん、弁護士、そして守る会のご苦勞と闘いの意義につきましては『冤罪と闘った44年——再審布川事件の記録』に克明に記されておられますので、私が付け加えるべきものは何もないのですけれども、布川事件とその他の再審請求事件・冤罪事件との関係や繋がりという観点から、二つのことを確認させていただきたいと思います。

(2) 当時の再審をめぐる全体的状況と布川事件再審開始決定の位置付け

一つ目は、当時の再審をめぐる全体的な状況と布川事件再審開始決定の位置付けです。1975年5月20日に最高裁・白鳥決定が、翌1976年10月12日には最高裁・財田川決定が出され、同年の1976年には弘前事件、加藤事件、米谷事件で再審開始決定が言い渡されて確定しました。また死刑確定事件の免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件がそれぞれ1980年、1981年、1983年、1987年に再審開始決定が確定し、さらに徳島事件と梅田事件がそれぞれ1983年、1985年に再審開始決定が確定するなど、たしかに布川事件の第一次再審請求が申し立てられた頃は再審による冤罪救済が実現する明るい兆しが目の前にありました。

ただ同時に、白鳥決定や財田川決定が示した再審開始の要件を厳しく解釈しようとする動き、限定的再評価説といわれている考え方が登場したり、あるいは再審開始決定に対する検察官不服申立ても次第に活発化したりしつつありました。そのようなせめぎ合いの中、1987年以降は、先ほど述べた1987年の島田事件の開始決定確定、1992年の日産サニー事件の開始決定言渡し（ただし1995年に開始決定取消・再審請求棄却）、1993年の榎井村事件の開始決定確定、そして2002年の大崎事件の開始決定言渡し（ただし2004年に開始決定取消・再審請求棄却）を除き、開始決定が途絶えてしまい、「再審の逆流的状況」とも称されました。布川事件もこの間、第一次再審請求が認められなかったのです。

しかしこのような状況で再び希望の光となったのが、2005年9月21日の布川事件の再審開始決定だったわけです。思い起こしますと、この2005年という年は、まず3月10日に横浜事件第三次請求の再審開始決定に対する即時抗告が棄却されて開始決定が確定しました。また4月5日に名張第七次再審請求の開始決定が出されました。そして9月21日に布川事件の開始決定が出されたのです。

布川事件の開始決定が画期的だったのは、「再審の逆流的状況」が長らく続いていたところでの再審開始という結果だけでなく、その内容にもありました。布川事件は、確定判決が供述証拠に依存し、被告人と犯行とを結び付ける物証もないという「柔構造」の事件のため、かえって決定的な新証拠が得られにくいといわれてきました。しかし合理的疑いがあれば再審開始である以上、もともと確定判決を支えていた証拠（旧証拠）が弱ければ決定的な新証拠がなくても合理的疑いが発生し、再審開始決定になるはずでした。この考え方を徹底したのが財田川決定でした。財田川決定は次のように明言しています。すなわち「確定判決が挙示する証拠だけでは申立人を強盗殺人罪の犯人と断定することは早計に失する」、つまり新証拠なしに、弱い旧証拠だけで合理的疑いを見出すことができるというものであったわけです。そして布川事件の再審開始決定は、ひとつひとつは決定的でない多数の新証拠が脆弱な旧証拠と総合評価されて再審開始決定に至った点で、新証拠の孤立評価、旧証拠の限定的再評価、あるいは二段階的評価への対策を講じつつ、実質的には財田川決定の系譜に立つものであったと思います。このような開始決定が可能であったのは、もちろん弁護士が主要な論点について新証拠を満遍なく提出されたからです。

もっともこのような画期的な再審開始決定に危機感を持ったのは検察官でした。たしかに、それまでも開始決定に対して検察官が不服申立てをするということはあったのですが、高裁がこれを棄却して開始決定を是認した場合、検察官がさらに特別抗告をするというケースはまずなかったのであります。この「慣

行」を破ったのが、2008年7月22日に検察が申し立てた特別抗告でした。この特別抗告が申し立てられる前、小田中先生をはじめ刑事法研究者は危機感を共有し、「第二次布川事件再審請求即時抗告決定に対し、特別抗告を行わないよう検察当局に求める刑事法研究者の緊急声明」を公表、最高検と東京高検にも声明を提出しました。これに関するエピソードですが、即時抗告審決定で安堵していた私に小田中先生から手書きのファックスが届きまして、このままにしておく検察官が特別抗告を申し立てないとも限らないから今のうちに声明を用意してはどうかというご提案でした。それから声明案を起案し、小田中先生に添削していただいて、そして短い期間だったんですけれども、色々と呼びかけましたところ、若い研究者も賛同していただいたという経験を、まざまざと思い出すのであります。

話は戻りますが、この布川事件の特別抗告以降、ご承知の通り、検察官不服申立ては活発化するばかりであります。再審開始決定に対する検察官不服申立ての禁止を明文化する再審法改正が喫緊の課題であるというのはいまでもございません。またこれも現在の再審法改正を目指す動きと関係しますが、布川事件での証拠開示の闘いとその成果もこれに続く他の事件の闘いの参考とされまた再審請求審における証拠開示制度の立法の必要性を裏付ける事実であります。布川事件の証拠開示に尽力された佐藤米生先生がすでにお話をされたり書かれたりされておられますが、全ての証拠の開示を要請しつつ、これに応じない検察官に対し、主要な論点について満遍なく提出された新証拠との関係で証拠開示を粘り強く求めたという弁護活動は、大変先駆的なものでした。

このようにして、布川事件の再審をめぐる闘いは、「再審の逆流的状況」に屈することなく、新旧証拠の総合評価と証拠開示が正しく行われれば冤罪事件は救済されるという道理を導き出し、また再審法改正の必要性を裏付ける事実を提供するものであったといえます。

(3) 仮釈放による転機とその後の展開

二つ目として確認したいのは、1996年11月の桜井さんと杉山さんの仮釈放とその後のご活躍は、布川事件の闘いの大きな転機となると同時に、布川事件にとどまらない日本の冤罪問題の発信や冤罪事件同士の連帯に発展していったということです。すなわち、ご本人が自分は無実であり違法な捜査が行われたことを社会に直接訴えたこと、また指紋実験の実施や獄中日記の発見といった新証拠に繋がったことは、布川事件の再審を大きく動かしていきました。

私自身も、仮釈放されたお二人と柴田五郎先生のお話を東北大学で直接聴いて大変ショックを受けたひとりであり、それが原点になっております。それから今日講演の記録をお配りいただいているようだけれども、前任校の龍谷大学で、やはり桜井さん、杉山さん、柴田先生に来ていただいて講演をしていただいたこともございました。

そして、これは現在に至るまで発展的に継続をしているわけですが、桜井さんが、無実の罪を訴える人を支援するために、全国を回り、訴え、連帯を広げていることには目覚ましいものがあります。本日も繰り返しご発言がありました通り、布川事件のように、ご本人が活動できて、かつ素晴らしい弁護団や支援者も揃っている事件はなかなか存在しないという現状において、冤罪事件同士の連帯というのは大変重要です。一例を挙げれば、私は福岡におりますので、飯塚事件の集会でお話をさせていただいたり、また学会や大学での講演を弁護団の岩田務先生や徳田靖之先生にお願いしたりという機会がありますところ、この間の飯塚事件の集会では桜井さんが発言されておられまして、この事件でもますます連帯を深めておられることを拝見させていただきました。

このような横の繋がりを築くものとして、日本国民救援会や日本弁護士連合会による多大なご貢献はいまでもございません。そのうえで、しかしさまざまな事情で、そのような組織的な繋がりには属せない、あるいは属すことのできない事件もありますところ、そのような事件を含め、冤罪の当事者や関係者であ

るという、ただそれだけで繋がることのできる結び目、結節点として桜井さんの存在と活動はかけがえがないのであろうと思います。またそうした結び目を広げるものが、桜井さんらが立ち上げられた冤罪犠牲者の会であらうと理解しております。

(4) 冤罪・布川事件の闘いの唯一無二性

このように改めて考えてみますと、冤罪・布川事件の闘いは、過去から現在という歴史的な縦の軸で見ると、松川事件や仁保事件といった冤罪の闘いに連なるという系譜を持っている、しかしそれにとどまらず、さらに再審や国賠をも闘い抜くことによって、現在という同時代的な横の軸でみてみますと、多くの冤罪事件が連帯、繋がるための結び目として唯一無二のものになっているといえるのではないのでしょうか。特に国賠については、桜井さんご自身が取調べ全面可視化と証拠の全面開示の実現に繋がるものであり、冤罪仲間の力になりたい、それが国賠を闘う意志であるとおっしゃっておられたわけであります。

5 冤罪の原因・責任究明との関係——国賠での闘い

(1) 布川国賠の意義

そこで国賠との関係で、冤罪の原因と責任の究明という点についてお話しします。

もっとも当事者としての国賠の闘いの意義については、桜井さん自身が語っておられます。また闘いの状況や裁判所の判断の意義については弁護団長の谷萩先生が書かれておられますし、本日もご報告がございました。

その上で、先ほどの総会で、記録を作られるというお話がありました。大変素晴らしいことだと思いました。と申しますのは、再審までの闘いについては先ほど引用させていただきました『冤罪と闘った44年——再審布川事件の記録』があるわけですけれども、この続編はできないかしらと思って本日上京してきましたので、是非作っていただきたいと思います。

私からは、冤罪の原因・責任究明との関係で、布川事件国賠が提起した問題は何かということを少しだけお話しさせていただきたいと思います。

そもそも違法な捜査を行われたというのに、刑事手続の中でそれが認められなかった場合、刑事手続外の制裁に訴えるほかに、そのような制裁のひとつが国賠であります。しかし確定前の闘い、再審の闘いに加え、国賠をも闘うというのはとてつもないエネルギーを要することですし、国賠のハードルも高いことからむしろ及び腰になるというのが自然です。しかし布川事件については、再審無罪判決から1年半弱の2012年11月12日、桜井さんが、冤罪の責任を認めない検察（国）と警察（県）に対し国家賠償請求を申し立て、その前の月の10月には本会も発足しておりました。

このことについて、私は本会のニュース3号で、次の通りに書いておりました。「検察や警察に対する桜井さんの強い憤りと責任追及の意志は、誤判救済という再審の枠組みでは、収まりきれない。再審無罪判決確定後も、検察や警察は何ら反省も謝罪もしない。桜井さんは、再審請求人であった時から、自身の救済に止まらず、他の冤罪被害者とも連帯して冤罪の救済に向けて精力的に活動し、また冤罪の原因や責任の所在を広く社会に訴えているところ、国家賠償請求も、その運動の発展形態と位置付けられよう」というものです。

この「国家賠償請求も運動の発展形態である」こととの関係では、現在、私の知る限り、東住吉事件、湖東記念病院事件、そして松橋事件、こういった再審無罪事件が、まさに「布川事件に続け！」とばかりに国賠を闘っています。これだけの再審無罪事件が国賠を同時並行的に闘っている状況というのは、1980年代の、加藤事件、米谷事件、弘前事件以来ではないのでしょうか。まさに時代の画期を作る動きであると

思います。

このようにして、布川事件国賠の闘いは、いわば国賠ラッシュのフロントランナーと位置付けられるばかりか、闘いによって得られたこの度の勝訴判決も、桜井さんが完全勝利とおっしゃるほどの内容を備えるものでありました。特に、冒頭で申し上げました通り、孤独な闘いを強いられていた二十歳そこそこの時から桜井さんが一貫して訴えていた事実を正面から受け止め、警察官と検察官それぞれの取調べが違法で、国賠法上の不法行為であることを認めた点については、これまでの闘いの営みに報いるものでありました。この判決全体の意義については、先ほど谷萩先生がお話をされていていらっしゃった通り、私も国家賠償請求訴訟という枠組みにおいてはほぼベストというべき判断がなされたと考えております。

(2) 今後の課題

そのうえで、今後の課題として考えられることを、3点ほど挙げます。まず第一に、刑事手続外の制裁として国賠という仕組みがあることは大変重要で、現実にはこれを闘ってゆくこととなりますけれども、その前の刑事手続においても裁判所は冤罪の原因と責任の所在を明らかにすることに本来躊躇してはならないということでもあります。第二に、今述べた第一点目との関係で、冤罪の原因と責任については、警察や検察だけでなく、裁判官についても問われなければならないということです。このことに関するエピソードとして、私が講演等の機会に杉山さんのお話を伺ったとき、杉山さんは「裁判所なら分かってくれと思ってたのに分かってくれなかったことが一番悔しい」とおっしゃっておられました。そして第三に、これは第一、第二の点と問題のレベルが変わるのですけれども、冤罪原因を究明する第三者機関の設立を求める声もあるように、そもそも裁判以外の、冤罪の原因と責任を究明する仕組みを設ける、立法化する、ということを考えなければならないと思うのです。

これらのうち第一と第二の課題について述べますと、話は戻りますが、清水先生と小田中先生が控訴審判決や上告審判決に対して行った批判が再審無罪判決や国賠勝利判決の内容に重なっていることに照らしても、やはり確定前に、裁判所は違法な手続があったことを認めて無罪判決を言い渡すべきであったし、そうしなかったことの責任を本来は不問とすべきではないと思います。なるほど、これにつきましては判例のハードルがとても高く、誤判が国賠法上違法となるのは、裁判官が事実認定にあたって経験則や採証法則を著しく逸脱したときとされておりまして、その根拠は裁判官の自由心証主義であります。しかし、この考え方を黙認し続ける限り、裁判所が人権の砦になりきるとするのは難しいのではないかと思うのです。

このような事態を打開するにはどうしたらいいのでしょうか。まずは裁判所が警察や検察の実態に関心を持つことは不可欠であります。裁判所は、検察や警察の実態に関心がないからこそ、現在でも被告人の訴えに耳を傾けないうまま、自白の変遷は罪を軽くするためであるといった不条理な「経験則」を使い続け、冤罪を生み出しています。しかし、国賠によって警察や検察の実態が明るみになり、今後勝利が積み重なれば、日本の糺問的な刑事手続の下では、自白の変遷は違法な取調べが行われた形跡であり、無実の人が巻き込まれた痕跡であるという正しい経験則が定着するのではないのでしょうか。そうなった暁には、刑事手続においても、裁判所はこの正しい経験則を無視することができないでしょうし、仮に無視すれば国賠法上の違法も問われることになるでしょう。この意味においても、今回の布川事件の高裁判決は大きな役割を果たすものであると考える次第です。

また、裁判所が警察や検察の実態を知るには、捜査・訴追過程の問題を究明するための手段、すなわち証拠開示が不可欠であります。このことは、布川事件のこれまでの証拠開示をめぐる闘いによって裏付けられております。そして、国賠一審判決が認めた検察の証拠開示義務が高裁判決によって否定されずに生きているということは、これからも強調し続けなければなりません。

布川国賠訴訟高裁判決の特徴と意義

布川国賠訴訟弁護団長 弁護士 谷萩陽一
2021.9.23 布川国賠を支援する会総会弁護団報告



弁護団長をしております谷萩です。皆さんご承知のとおり布川事件国賠訴訟の東京高裁判決は全面勝訴判決と言っていい内容だったと思います。なぜ全面勝訴と言っていいのかというところも後で話ししようと思いますけれども、本当に最後の最後に、桜井さんが一審判決の時に「勝った気のしない勝訴判決だ」と言いましたけど、ようやくその勝った気のする勝訴判決をもらって終わることができたということで、私たち弁護団としても本当に嬉しい気持ちでいっぱいです。

1 判決の構成

判決がどういう内容構成になっているかというところをまず解説したいと思うんですが、まず、「事実認定」、こういう事実がありました、それからお互いの主張はそれぞれこうですという部分がありまして、それから「当裁判所の判断」という部分があるわけですね。

(1) 地裁が認定しなかった違法な取り調べを認定——桜井さんの言い分で認める

当裁判所の判断のところ、まず桜井さん杉山さんがどういう取り調べを経て自白するに至ったかというところの事実認定、こういう事実がありましたということをずっと述べています。この述べている中身は桜井さんがずっと一貫してこういう調べをされて、こういうことで自白してしまったんだというふうに言ってきたことをほぼそのまま認めた内容になっています。

その後でさらになぜそういう認定をしたのかという補足説明という部分があります。ここで詳しくどういう証拠に基づいてこういう認定をしたのかということが書かれています。まず桜井さんが10月15日に自白をするまでの取り調べについて、どういう事実を認定したかが書いてあります。

早瀬警察官が「桜井さんと杉山さんを被害者方付近で目撃したものがいるんだ」と述べた、それから10月13日の調べの時に桜井さんは事件のあった日に光明荘に泊まっていると言ったんだけど、「おまえと杉山はその日には泊まってないよ」という話をした、それからさらに10月15日の取り調べで「やってしまったことは仕方がないから早く自白するようにと母親が言っている」と述べた、それからポリグラフ検査の後で早瀬が「お前の言うことは全て嘘と出たぞ」と言った、それから「ちゃんと話せば新聞に出ないようにしてやるぞ」と言った。それから「自白すれば食べさせてやるから」と言って実際に饅頭を買って与えた。これは地裁は認定しなかったんですけど、基本的には嘘をついて取り調べをして自白を迫った。

それから杉山さんの自白についてですけども、杉山さんについては10月17日に自白をするわけですが、それまでどんな調べをしたかという、久保木・大木が「桜井はお前と犯行したことを認めてるんだぞ」と言った。それから「被害者方近くをお前が歩いてるところを目撃されているんだ」と言った。それから「殺人事件でも自白すれば軽い刑でも済むけれども、否認をすると死刑になるんだよ」という話をしたと認定しています。

さらに吉田検事については「裁判官も桜井さんの言うことは信じないだろう」と言ったという事実を認定しました。こういった事実を認定したわけですけども、地裁判決は、このうちいくつかを認定しまし

たけれども、ここまで桜井さん杉山さんの訴えたことを認定してはいません。

認定する材料自体は地裁判決の時も、同じものがあつたわけですが、残念ながら地裁判決ではそれだけでは桜井さんの言うような調べを警察官がしたとは認められないということがいっぱい書いてあって、まるで有罪判決かと思うような中身だったんですが、今回はそんなことはなくて、主に桜井さんが書いた手記とか獄中日記なども根拠にしてこういう調べをしたに違いないと認定しています。

(2) 著しく変遷する自白——虚偽自白と認定

それから次に桜井さんと杉山さんの自白の検討という部分がありまして、この自白がどういうものであつたかということを確認しています。

この中ではまず供述が変遷をしていることについて、時期を分けて判断しています。まず8月28日の夕方から本件犯行に至るまでの経緯ですね、この経緯についていろいろとこの話が変わってくわけですが、この変遷というのは記憶に基づいてのものではなくて取り調べ官が誘導した結果そういう変遷があつたんだ、記憶に基づく供述とは言えないと判断しています。

夕方から犯行に至る経緯、それから、本件犯行そのものですね、これも桜井さんと杉山さんがどういう分担で被害者を殺害したとか金品の物色をして財布を取つたかどうかとかその辺の話ですが、この辺の供述もどんどん変わっていくわけですが、これが変わっていくのは取調べ官が桜井さんを誘導したからであつて、自白そのものが虚偽である可能性は十分ある。それから殺害方法に関する自白は客観的事実と矛盾する、これはずっと再審の中で主張してきたことですが、絞殺か扼殺か、それから口に詰めたパンツはまだ生きている間に詰めたのかどうかというあたりですね。これも客観的な事実と自白が違うということを確認して認定しています。死体の状況と自白が矛盾すること、それから金品の物色とか財布を取つたかどうかこの辺は本当にくるくる変わっていくわけですが、これは激しく変遷していて虚偽である可能性が高いと言っています。

それから犯行が終わった後に、逃亡したり、宿泊したり、奪った金をどこで見せ合つたとか分配したとかこういうことについて激しく変遷していてしかもその杉山さんと桜井さんの話しが一致していない。

それからガラス戸についてですね、便所からの脱出のあたりの自白もそもそも内容が不合理であるとか変遷も著しいと、それからこういった変遷というのはやはり取り調べ官の誘導したものであつて記憶に基づく供述とは言えないと言っています。

このように桜井さんと杉山さんの当初自白は虚偽であるという判断をしています。当初自白と言っているのは早い時期の自白ですね、とくに逮捕状を請求されるまでの自白調書などが後で問題になるわけですが、そういったものが虚偽であるということを確認して判断をしました。

それから次は吉田検事の取り調べにおける桜井さん杉山さんの自白ですが、吉田検事の調べによって桜井さんと杉山さんの供述が唐突に変わっていったりそれから不自然だったり不可解な供述が多いわけですが、これは吉田検事が誘導したからそうなつたんだと認定しました。例えば首を絞めるのにパンツで絞めたと警察では桜井さん言っていたわけですが、どうもそれはうまく回らないんじゃないかということになってきて、結局その首絞めにパンツを使ったかどうかははっきりしませんって最後は吉田検事の調書ではなってしまうんですが、こういう変遷も鑑定書の記載と合わせたからそうなつたんじゃないかと認定します。

それから金品の物色についてもまたさらにここで変遷するんですがこれも吉田検事が働きかけたからであろうと。ガラス戸の偽装工作もこれは東西型とか南北型とか言っていますが、ガラス戸を外す時に二人がどういう位置関係にあつたかについてもまたここで変わるわけですがこれも現場の状況に合わせてそのような供述をさせたんだろうと。それから逃走した後パー「じゅん」に行ったかどうかについても

電車の時間などを見て、行っていないって言わないとどうも時間が合わないということで、そういうふうに変化をさせたんだらうというふうに、吉田検事のところでさらに供述が変わっていくことについても吉田検事が誘導したからそうなったんだと認定しています。このあたりも一審判決ではそういう認定してくれなくて、吉田検事の調べは問題なかったというふうに言っちゃっているんですが、高裁は桜井さんがずっと言ってきたような認定をしています。

このように、どういう取り調べがあったか、それから自白が虚偽であるということをあらためて認定した上で、各争点について判断をしていきます。

(3) 警察の取り調べの違法性について

第一の争点は、別件逮捕別件勾留が違法であるとわれわれは主張したんですが、これについては残念ながら別件逮捕別件勾留は違法であるとまでは認めませんでした。

争点二が警察官による取り調べに違法があるかどうかということですが、ここでは先ほど認定したような早瀬の取り調べというのは嘘をついて強い心理的動揺を与える取調べであったというふうに言いまして、特にポリグラフで嘘と出たぞと言われた時の桜井さんの心理的動揺は非常に強いものがあっただらうというふうに言っています。ポリグラフというのは実際にどこまで科学的な根拠があるかにはいろいろ問題あるんですけども、一般的には非常に証明力の強いものだ、ポリグラフで本当のことが分かるんだと思われているので、当時まだ二十歳の、十分な社会経験も判断力もない桜井さんにとってみればポリグラフでダメだったと言われたことが非常に大きな心理的動揺をさせたものであるというふうに、これは桜井さんずっと言ってきたことですが、それにきちんと応えた認定をしています。そのような取り調べというのは社会的相当性を逸脱して自白を強要する違法な行為であると認定しました。

次に因果関係について判断しています。国は、どんな取り調べをしたとしてもそれとその後の逮捕・勾留・起訴・有罪判決とは因果関係がないという主張もしていました。ここはこの判決の特徴的な判断だと思うんですけども、こういったその違法な取り調べがなければ自白はなかったはずだ、自白がなかった場合にどうなったかということで、自白がなくても逮捕ができたかどうかという判断をしています。実は桜井さん達はもともと別件で逮捕勾留された中で取り調べをされて自白してしまっていて、その後この強盗殺人事件について逮捕状が請求されるわけですが、その逮捕状請求の時にこの自白調書をつけて請求しているわけですね。でその逮捕状請求の疎明資料の中に自白調書がなかったとしたら、他の証拠で逮捕状請求ができたか、ということ判断しています。桜井さんや杉山さんは当時布川に住んでるわけですから、その当日その辺にいたということが目撃されてたからといってそれで二人が犯行を行ったという証拠にはならない、唯一その時間帯に杉山さんを駅で見かけたというEさんという駅員さんの証言があるんですけども、これもその犯人であるとの証明になるかということそれは意味はないと言いまして、結局自白以外には桜井さん杉山さんがこの犯行を行ったと疑わせるような証拠はなかった、そうすると自白調書がなかった場合にはそもそも逮捕状請求すらできなかったはずだというふうに認定します。

同じように杉山さんについても杉山さんの自白調書というものは桜井さんが自白しなければ杉山さんの自白調書も作れなかったはずで、結局桜井さんに対する違法な取り調べがなければ杉山さんに対する逮捕状請求もできなくて逮捕もされなかった。

逮捕されなかったということは、勾留もされないし起訴もされないし有罪判決もないし刑の執行もなかったと認定して、違法な取り調べと桜井さんの有罪判決、その後の身柄拘束は因果関係があるんだと判断します。このように逮捕状請求までの警察官の取調べは不法行為なんだけれども、その後の警察官の取り調べとか証拠の改ざんとか偽証その後の証拠隠しですね、そういったものの違法性を判断するまでもなく不法行為が成立するという認定をします。

(4) 検察の取り調べの違法性について

次に検察官の取り調べについて判断するわけですが、検察官がどういう調べをしたかについては先ほども認定のところで説明した通りですが、特に桜井さんがアリバイ主張の中で隣のアパートに入って缶詰盗んできたって話をするわけですが、その話に対して実際に光明荘に行って隣のアパートに渡れるかどうかということを試したわけでもないのに、吉田検事は「あそこに行ってきたけどあのベランダは渡れないぞ。お前の話は嘘だろう」と言った、それから「お前はそうやって否認しても裁判官も信じないぞ」と言ったと、さらにその後の杉山さんのところで認定するわけですが、吉田検事は公判廷で非常に威圧的な態度をとったので、きっと桜井さんに対してもそのような威圧的な態度で高圧的に調べをしたんだろうと認定をして、嘘をついてさらに高圧的な態度で自白を迫った取り調べというのは、社会的相当性を逸脱して自白を強要する違法な行為であると判断します。

さらに、杉山さんに対する自白が問題なかった場合にはその自白調書は使えることになるので、結局桜井さんの逮捕も適法だったことになりかねないということで、杉山さんの自白についても判断をします。ここでは、吉田検事が高裁の被告人質問で杉山さんを問い詰める場面を引用して、お前が犯人じゃないって言うんだったらそれを説明してみろというので、杉山さんは自分は映画館にいたんだとかいろいろ言うわけですが、さらに畳み掛けるように吉田検事はお前のそう言っているのは何も証拠がないじゃないかと、そんなふうに言ったって誰も信じないんだ、と尋問の場で言うわけですね。そういう態度を裁判所は取り上げて、公開の法廷で裁判官とか弁護人もいるところで、まるで立証責任が検察官にあることを無視するかのように高圧的な態度を示している、そういう検察官だからきっとあの取り調べの時にも同じように高圧的な態度で、否認しても許さないぞという態度で取り調べをしたんだろうという認定をしています。なかなか思い切った認定をしたもんだなあと思いますが、そういう認定をして杉山さんに対する吉田検事の調べも社会的相当性を逸脱して、自白を強要する違法な行為であるという認定をするわけです。

そうすると今度はその後の吉田検事の調べ起訴が違法であったかどうかとか、その後の例の証拠開示請求に対して開示しなかったことだとか、その辺について判断するまでもなく吉田検事には不法行為が成立すると判断をします。

(5) 損害の認定について

最後の争点四というのは損害なんですけれども、損害の認定は、結局警察官の逮捕状請求が違法だったということになったので、逮捕された日の翌日から違法な身柄拘束が始まったということになります。茨城県との関係では逮捕の翌日から違法な拘束だったということになり、それから国との関係では、吉田検事の取り調べが不法行為で、その結果起訴をされたので、起訴の翌日から違法な身柄拘束になった、身柄拘束は仮釈放まで続きますので仮釈放までが違法な身柄拘束期間である、ただその間に、別件の窃盗での裁判もありましたからその裁判のための勾留期間は除くとなっていますけれども、始まりは逮捕あるいは起訴から、終わりは身柄拘束は仮釈放まで、損害としては再審無罪になるまでの期間の全ての期間の損害について賠償しなさいということを命じました。

2 判決の意義

この判決の意義についてなんですが、まず先ほども言ったように全面勝訴判決であるということですね。県との関係では、逮捕された時から、国との関係では起訴した時から再審で無罪になるまでの全部の期間

の損害について、国と県に賠償を命じたわけですので、そういう意味で全面勝訴と言っていいということになります。桜井さんがこの冤罪で受けた損害の賠償としては、いわばもうこれ以上ない内容になっていると言っていいわけですね。

それから結論だけではなくて判断の中身も勝った気のする勝訴判決になっていると。先ほどから説明したように警察検察の取り調べに関する事実認定はこれまでずっと桜井さんが訴えてきた、自分はどういう調べをされて自白したんだというその中身を正面から受け止めて、警察検察はそんなことやっていないと言っているわけですが、その警察検察に対する厳しい目で判断をしたものだったと思います。そういう意味で、私自身も、法廷で、本当にこれを言ってほしかったんだ、このためにわれわれずっと頑張ってきたんだという思いで聞いていましたが、そういう中身になったと思います。

それから起訴の違法については判断するまでもないと判決では言っているんですが、実際にはほぼ起訴の違法を認めたと同然であるという点です。なぜかというところの事件を起訴したのは吉田検事なわけで、その吉田検事が何をやったかについて、自ら違法な取調べをしたと、供述を都合よく捏造したということはこの判決では認定しているわけですから、そうやっていわば供述を捻じ曲げて、起訴できるような証拠を自ら作って起訴をしたというその起訴が違法でないはずはないですね。論理的には起訴の違法は判断する必要はないと言ったけれども、中身から言うところの起訴が違法だと言っているのと変わらないと思います。

それから警察官の偽証についてですね、一審判決は、警察官がある録音テープは一本しかないと言った早瀬の証言とか、あるいは杉山さんのテープも一本しかないと言った警察官の証言は偽証だった、その偽証が有罪判決に影響したというふうに認定したんですが、高裁判決は、法廷で警察官がどんな証言したかについて判断するまでもないと行ってしまったので、結論部分では認定していないようですが、ただその事実認定の部分では、早瀬が法廷で偽証しているということを言った上で、そういう人だから取調べでも嘘をついたに違いないと認定をするんですね。偽証を責任の根拠にはしていませんが、事実認定としては認めているということですね。

(1) 証拠開示義務は一審判決が生きている

我々が非常に興味を持っていた検察官の証拠開示義務については、これは判決の中では判断する必要がないということで、触れていないわけですが、一審判決で、検察官の証拠開示義務があるんだと言ったうえで、この事件ではそれに違反したという判断をしたわけですが、その判断そのものはこの裁判では何も取り消されたりしていません、あの判断が間違っていたということは何も言っていないので、そういう意味ではその部分の地裁の判断が今でも生きていていいと思います。検察官に証拠を開示する義務があるんだという判断をした判決というのは過去に松川国賠の一審判決それから芦別国賠の一審判決などがあるわけですが、そういう意味ではこの布川国賠でもう一つ、検察官に開示義務があるという判断をした判決が加わったということになります。いずれも一審判決ですが、この芦別国賠は、二審で負けていますけれども、芦別国賠の一審判決で警察官に証拠開示義務があると言って、二審の判決もその証拠開示義務があることそのものは否定しないんですね。ただ事実認定として証拠開示義務に違反していないということを言っているのが、証拠開示義務そのものが否定されたわけではない。松川の二審は、起訴が違法なので証拠隠しの違法は判断するまでもないとしましたから、布川国賠と同じです。すなわち、検察官に証拠開示義務があると判断した三つの地裁判決の判断は、いずれも上級審で取り消されてはいない、ということになります。

さらにもうひとつ言っておきたいのは、この逮捕の時に自白調書をつけて逮捕しているんですね。いきなり家にいる人を逮捕する時に自白調書って普通はないわけですよ。逮捕できるだけの材料を集めて逮捕状を取って逮捕するわけですが、この事件の強盗殺人については自白調書があった、なぜかとい

うとその前に別の事件で逮捕勾留して調べたからですね。別な事件でその別件逮捕が違法だったところは残念ながら認められていませんけれども、別件で逮捕勾留したのを利用して自白を取ってその自白が実は使えない自白だったというのがこの事件。よくいろいろな事件で、今でもまずは死体遺棄で逮捕してその調べをしながらその中で殺人についても自白を取ってあらためて殺人で再逮捕するというような捜査手法は今でもやっているわけで、その捜査のやり方が、ともするとこういう冤罪のもとになるということをこの判決は言っているということができると思います。

(2) 裁判の長期化——証拠開示の重要性

それから、証拠開示についてなんですが、結果としてこの判決によるとそもそも逮捕すらできないわけであった、桜井さんも杉山さんも逮捕していけない人を逮捕してしまったということになるわけですね。逮捕しちゃいけない人ですから当然証拠もないはずで、証拠がない人について無理矢理自白させてそして証拠を作ってしまった、結局それをちゃんと明らかにするのに44年かかったと。なんでそんなにかかったのかというと検察官がその証拠を隠したから。早い時期の自白調書とか早い時期の目撃証言の調書などを隠していたのでなかなか無罪にならなかった、そういう意味では逮捕すらしちゃいけない人だったものが四十何年もかかったのはなぜかといえば、それは証拠隠しがあったからだという意味では、やはり証拠開示の重要さというのをこの判決から言うことができると思います。

ここは私の個人的な見方なんですけど、この判決は証拠隠しについては判断するまでもないって言っていますけれども、実は本当はそうでもないんじゃないかと思うんですね。一審判決は、高裁である証拠が出ていたら、無罪になったはずだという認定でした。その認定をそのままあてはめるとどうなるかという、確かに違法な取り調べがあって違法な逮捕があって起訴された、でも高裁でちゃんと証拠が出たら無罪になったはずだということになるんですよね。そうすると高裁で証拠を出さなかったことは、また新しい不法行為をやったということになるはずなんです。なので高裁までは最初の違法な取調べの違法が続いてしまった。しかし高裁判決で有罪になってしまったのは、新しく証拠隠しという不法行為があったために有罪になってしまったということもできるわけですね。例えば交通事故で死ぬほどではないような怪我した人が救急車で運ばれてる途中で、救急車に信号無視の車がぶつかって死んでしまったという場合には、この死んだことの責任を誰が負うのかという教科書事例がありますが、この場合、後の人も責任を負うはずなんです。高裁で証拠隠しがなく証拠が出たら無罪になったはずなんだということになると、そこでも新しい不法行為があったということになるはずなので、そこも判断してもよかったですね。

われわれからすれば、そこはちゃんと判断して、証拠隠しという不法行為もあった、その後の身柄拘束はその証拠隠しによって生じたもんだというふうに認定してくれば、もっとよかったですは実は思っています。ただなぜ裁判所がそういう判断をしなかったのかというと、ここはそういう判断をしてしまうと、間違いなく上告される。検察官の証拠開示義務もあるんだという判断をしてしまうと、昭和44年の最高裁決定に反するとか言って国は上告するだろう、ここで国に上告されるような口実は作らない方がいいという裁判所の配慮もあってそういう判断をしなかったという、全くの推測ですけども、そういう見方もできるのではないかと考えています。

(3) 闘えば勝てるという勇気と確信が生まれる

このように、いくつかこの判決には大事な意義があると思うんですけども、しかし、何ととっても最大の意義というのは、冤罪との闘いに、闘えば勝てるという勇気と確信を与えたことではないかと思っています。冤罪そのものもそうですし、まして国賠というのはなかなか勝てないという現実があります。私も提訴した時の記者会見で、記者の人から、国賠ってなかなか勝てないと思うんですが、勝てますかって

質問されました。証拠が開示されて再審になった事件なんだから、最初から証拠を見た検察官は当然無罪と分かってたはずなんだから、勝てないはずがない、みたいなこと言ったんですけど、ハードルが高いのが現実です。それでも、きちんと諦めずに闘えば勝てるんだという確信と勇気を与えたというのは一番最大の意義であったんじゃないかなと思っています。

最後に、なんで勝てたのかという話で、桜井さんが本当に頑張ったし、弁護団も頑張ったし、支援の皆さんの頑張りもあって、裁判官の勇気と良心に訴えたということになると思うのですが、裁判官に恵まれたってところも実はあったんだろうと思います。

桜井さんは弁護団や支援の人に恵まれたってよく言っていますが、この高裁判決についていえば裁判官にも恵まれたって言ってもいいのかなと思います。主任だったのは右陪席の遠藤浩太郎さんという裁判官ですけど、この方は東京高裁に来たのは2019年4月1日です。その前は熊本地裁にいました。熊本地裁で2019年6月28日にハンセン病の家族訴訟で国に賠償を命じる判決が出ました。その時の裁判長がこの遠藤浩太郎さんだったんですね。このハンセン病の家族訴訟は初めてハンセン病の患者だけではなくて家族に対しても国が賠償すべきであるという判決をして、この判決に対してあの当時の安倍首相が、控訴しないという異例の表明をして家族に謝罪をするということがありました。その年の11月に議員立法でハンセン病の家族に対する補償金を支払う制度ができて家族が救済されるという動きにつながっていくわけですが、この遠藤裁判長はハンセン病の家族訴訟で、深刻な人権侵害について、控訴させずに確定をさせて救済に繋げる判決を出したといういわば実績があった方なわけですね。で今回の判決も、この裁判はここで勝たせて、しかも上告させない判決を出してこの事件を終わりにしようということ考えたのかもしれないと思ったりします。まあもちろん本当のことは分かりませんが、その裁判官にそうさせた力というのは、ご本人と弁護団と支援の皆さんの力があつたことは間違いないと思います。ということ最後に言って私の報告にしたいと思います。ありがとうございました。



桜井四国巡礼 2012年10月

活動の記録

東京地裁での闘い

1 訴えの提起 ～^{ねつざい}捏罪の責任を問う～

2012年（平成24年）

10月1日 | 布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会結成

2011年5月23日再審無罪判決から1年あまり、4回の準備会を経て、文京区民センターで68名が出席し、「冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会」結成総会が開かれた。「反省なき検察・警察の責任を追及し、『自白』強要と証拠隠し・捏造を明らかにし、全ての証拠が裁判で開示されるシステムをつくりたい」と、国賠請求することを明らかにしていた桜井さんの熱い想いに応じて結成された。



総会では、原告の桜井昌司さんの挨拶のあと、谷萩陽一弁護士団長が国賠の意義について、①桜井さんの国民としての権利救済（慰謝料請求）、②検察・警察の責任を明らかにする、③なぜ冤罪が生まれたかを検証し司法改革につなげることでであると述べた。代表委員には、新倉修、豊崎七絵、里見繁の各氏が、事務局長には中澤宏氏が選ばれた。

結成総会でのあいさつ

代表委員・青山学院大学名誉教授 **新倉 修**

布川事件について、とうとう当事者である桜井昌司さんが国家賠償請求訴訟を提起した。画期的なことである。壮挙と言ってもよい。訴額は2億円近い。目もくらむような金額と、胸のすくような請求理由とを比べると、45年間の艱難辛苦が目につかぶ。

国（検察）や警察を相手に国家賠償請求をすることは、たいへん難しく、勝訴の見込みは、あるいは「ラクダを針の穴に通す」ほど、容易ではないかも知れない。また、裁判所が、勝てる論理を発見したのではないのではないかと危ぶむ声も、なくはない。

しかし、戦災や戦争被害への賠償は、万全とはほど遠いけれど、払われてきた実績がある。救済の速やかではないことや、捜査活動や公判維持にあたって国民に被害を発生させた場合に賠償責任を認めないことに対しては、鋭い国際人権法上の論難があることも、忘れてはならない。国家無答責がまかり通った時代は、過ぎた。民主主義は、国家活動の過ちや加害に対して、率直に責任を認め、誤判の調査と反省と予防に全力を傾けるものでなければならないはずだ。誤判を正す国民運動としてみれば、布川事件国賠訴訟は、負けるはずのない民主主義の運動であり、重要な人権促進保護活動でもある。



東京地裁前を行進する桜井さん弁護団・支援者



訴状提出後の報告会

支援する会は、12時から東京地裁前で宣伝を行い、桜井さんがマイクを持って国家賠償請求訴訟への思いを、谷萩陽一弁護団長が訴訟の意義を訴えた。他の冤罪事件の支援者も参加した。

12時50分、「検察・警察は冤罪の責任を取れ！」の垂れ幕とのぼり旗を掲げた支援する会のメンバーが、桜井さん・16名の弁護団と共に地裁前を行進したあと見送った。

訴状提出後、弁護士会館で記者会見兼報告会が行われた。4台の報道カメラが並び、100名近い会場いっぱいの支援者と報道関係者が見守る中、桜井さんは無罪となったにもかかわらず、今なお強盗殺人の犯人とってはばからない警察検察への怒りから、冤罪であることをはっきりさせるため、国賠裁判の提起を決意したと提訴の理由を語った。

2013年（平成25年）

2月2-3日 | 新春の集い

筑波山江戸屋で布川国賠を支援する会の新春の集いが開かれた。東京・茨城を中心に29名が参加、一日目は夕食交流会、二日目は、谷萩弁護団長による講演「布川国賠の意義と展望」と質疑、これからの闘いについての討論が行われた。筑波山は布川事件の再審・無罪を確定させた2011年、「布川事件守る会」が新春の集いを開いたゆかりの地。和気藹々の交流・学習を通して布川国賠勝利に向けて力を合わせようと決意を新たにした。

3月21日 | 第1回口頭弁論（東京地裁103号法廷）

100名ほどはいる法廷が支援者と記者で埋め尽くされた。国と県の代理人は合わせて17名。まず、秋山環・三浦直子・藤岡拓郎各弁護士がパワーポイントを使って訴状の概要を説明した。捜査・起訴・公判活動のすべてに違法があるとの主張である。続いて桜井さんが意見陳述を、最後に谷萩弁護団長が裁判の意義を陳述した。桜井さんの迫力ある意見陳述には傍聴席から自然に拍手が起きた。

裁判に先立ち、支援する会は裁判所要請行動を行った。中澤事務局長が支援する会の要請書を読み上げ、続いて客野事務局次長が冤罪をなくすためにこの国賠訴訟が重要であること、山川事務局次長が冤罪の責任を問う方法としては、国賠訴訟しかないことなどこの裁判の意義を述べた。冤罪被害者の菅家利和さんは冤罪被害を受けた悔しさを語った。すべての人が布川国賠への思いを語り、最後に桜井恵子さんが発言して予定の30分を超えた。大阪・山形・水戸など遠方からも含め11名の参加であった。裁判の後、報告会が開かれた。

第一回裁判傍聴記

代表委員・関西大学名誉教授 里見 繁

原告（桜井昌司さん）の代理人が16人。被告（国と茨城県）の代理人も同じくらい。大きな103号法廷が用意されたのは、傍聴人が多い時に備えての裁判所の配慮ということよりも、双方の代理人が多すぎて収まらないからだった。確かに壮観だった。こういう時の行政側の代理人というのは高級なスーツに身を包んだタイプだと思い込んでいたが、スーツの趣味も顔つきも左側の冤罪弁護士たちと大きな差は無かった。個人的には、原告側の弁護士や支援の人達とお会いするのは、布川の無罪判決の時以来だったので、クラス会のような懐かしさを感じながら傍聴席に座った。

公判では、原告側の若い弁護士3人が交代で大型のスクリーンを使いながら事件や請求の概略を述べた。次に桜井昌司さんと谷萩陽一弁護士の意見陳述が続くが、桜井さんが「情」を述べ、谷萩さんが「理」を述べるという分担だった。「情」「理」とも非常に分かりやすく胸を打った。順番が逆ならベストかな、というのは個人的な感想に過ぎない。

桜井さんの意見陳述

「布川事件は、警察による証拠捏造と検察による証拠隠しによって作られました」

桜井さんの声は良く通る。桜井さんの主張を聞くのはこれが初めてではない。再審裁判の法廷でも、夜の飲み会でもよく拝聴させていただいた。しかし、この日の法廷での語り口にはこれまでとは違う「貫禄」があった。目を閉じて聞いていると真っ直ぐに心に沁み通ってきた。「ああ、この人はこの裁判こそがやりたかったのだな」と得心した。再審裁判に漕ぎ着けて「無罪判決」を得たらそこで終わりにしたい、と誰もが思うはずだ。疲れ切っているはずだ。でもこの人はそうは思わない。再審無罪で自らの潔白を勝ち取ったうえで、その次のステップ、警察と検察の不正を暴く、そのことが本当に成し遂げたかったことで、今、やっとそこに手が掛かった、ということなのだ。桜井昌司という人の底力のようなものを感じた。

谷萩弁護士の意見陳述

この裁判には3つの意義がある。1、桜井さん自身の権利の救済。2、この冤罪の原因と責任の解明。3、今後の冤罪の防止、であるという。特に、2つめについては、未だに「桜井と杉山は犯人である」と公言して恥じない警察と検察の「犯罪行為」をこの裁判で明らかにしなければならない。

「職務行為基準説」という「冤罪国賠」に立ちはだかる壁について

警察官も検察官も、尽くすべき注意義務を怠っていなければ違法とは言えない、という裁判所の考え方がある。しかし、布川事件では、「尽くすべき注意義務」どころか「違法な捜査」の連続であった。従来通りの「職務行為基準説」に立ったとしても、捜査機関の「有罪」は動かし難い。簡素だが全部を漏れなく含んだ意見陳述だった。難しい言葉もなく分かりやすかった。

和やかな記者会見

法廷の後の記者会見は和やかな雰囲気の中で進んだ。こんな中で、成城大学の指宿信教授の語った「冤罪国賠



第1回裁判報告会での桜井さん、弁護団、代表委員、指宿教授

ということを忘れなければならない」という言葉は重かった。冤罪の「被害者」であるという立ち位置に固執しているうちは、勝機は見えてこない、という精神論でもあり、一方で、これまでの被告人の立場ではなく、原告として立証責任を負うからには、こちらから攻めなければ勝てないぞ、という戦術論とも聞こえた。

5月16日～23日 | 国連拷問等禁止委員会日本政府報告審査への要請行動



ジュネーブ国連本部前

国際人権活動日本委員会の企画したツアーには桜井昌司さん恵子さん、支援する会から佐竹光生・塩田哲子・山川清子が参加し、総勢17名の要請団であった。

一行はジュネーブに着いた日の翌日、1時間の委員とNGOとのミーティングに臨み、桜井昌司さんは2分間英語で発言した。その後日本政府報告審査を傍聴した。

拷問等禁止条約日本政府報告書審査 NGO ミーティング 5.19 での桜井昌司さんの発言

桜井昌司

私は布川事件と呼ばれた冤罪で44年闘った。

2011年に再審で無罪判決を得たが、今でも検察庁と法務省は公言する。「桜井は犯人。有罪が立証できなかっただけ」と。

私は、今、反省しない検察庁と法務省を相手に国家賠償裁判を提訴している。この裁判で私が最も求めるものは、全証拠開示の実現だ。

検察庁の支配下にある法務省は、拷問等禁止条約委員会に対して、「日本では裁判員制度の実施と共に証拠開示はされている。」と回答したが、その回答は正しくない。確かに、以前に比べれば証拠は開示されるようになったが、検察官の裁量に任されている現実には変わらない。

冤罪を争う事件では、重要な証拠になればなるほど、検察官は隠してしまう。

そして、再審では、裁判所の勧告がない限り絶対に提出しない。

日本の法廷では、警察も検察も、起訴した人を有罪にするために平然と事実を隠す。嘘も語る。どのようなことを行っても、彼らは罰を受けないからだ。

1980年代に、日本で4名の死刑囚が再審で無罪になった。その際、検察庁は、検察官合同と称する幹部会議を行って「4名の死刑囚が無罪になったのは証拠を開示したからだ。以後は証拠開示しないようにする」と決めた。

その結果、証拠隠しが行われて、布川事件のほか、たくさんの冤罪が作られた。日本の裁判で行うのと同じように、検察官である法務省職員は、国際社会に対しても、平然と事実を歪めて回答している。私が書いた別紙の内容こそ日本の現実だ。

日本の司法を支配する検察庁に対して、国際社会の求める基準を満たすように厳しく勧告されることを願う。

その後、国連拷問等禁止委員会から日本政府に対する勧告が出された。勧告は多岐にわたっているが、自白を偏重し、弁護士の立ち会いのないダイヨウ・カンゴクで自白が取られているとして、前回と同様改

善するよう強い勧告があった。

また、拷問被害者への救済について、賠償を求める際の困難性の報告に関心を持ち、全ての被害者が公正で適切な賠償や可能な限りのリハビリ、さらに真実に対する権利を含む救済を受ける権利を充分行使できるように勧告した。

6月1日 | 第2回総会

第2回総会が30名の参加で文京区民センターで開かれた。桜井さんが国連拷問禁止委員会で要請したことを報告した。中澤事務局長は「再審えん罪事件全国連絡会」への加入、6月8日に結成された「なくせ冤罪！市民評議会」等と連携して活動する方針を打ち出した。三浦直子弁護士が訴状の内容を解説した。



第2回総会で発言する桜井さん



総会に参加した柴田五郎弁護士

6月26日 | 第2回口頭弁論

第2回裁判が午後2時から103号法廷で開かれた。60名を超える傍聴者があった。

被告の国と県は、捜査にも起訴にも公判活動にも違法性はなかったと、自らの責任を認めない主張をした。

証拠開示について、弁護団は、未だ開示されていない証拠について、すでに文書送付嘱託申立（裁判所を通して提出をお願いするもの）を提出していたが、国と県は刑事裁判手続きで提出された証拠以外の証拠は提出する「必要がない」と主張した。

支援する会は、裁判に先立ち、裁判所要請を行った。国連拷問等禁止委員会の勧告を踏まえ、冤罪被害者にはすべての損害の賠償や名誉回復をすべきであり、その証拠の殆ど全てが検察警察にあることから全面証拠開示をさせる訴訟指揮を要請する要請書を提出した。

9月18日 | 第3回口頭弁論

弁護団は第2回弁論で提出した全体的で詳細な準備書面について、内藤真理子弁護士と飯田美弥子弁護士がパワーポイントを使って説明した。

支援する会は全証拠を開示するよう検察庁要請を行った。

12月25日 | 第4回口頭弁論 捜査・起訴・公判活動の違法性を主張

弁護団は桜井さんのアリバイにも関わってくるため、杉山さんのアリバイについての書面も提出した。警察は今回反論を出さず、また、検察も捜査で虚偽供述の形成過程に誘導があったという、最も大切な点についての反論をまだ出していないとのことである。

裁判の争点について、弁護団の説明によると、弁護団は第二次再審請求審と確定審・第一次再審で判断が分かれたのは、第二次再審請求審でそれまで隠されていた証拠が143点も開示されたからで、これらの証拠を隠して有罪としたことに違法があると主張しているが、検察・警察は、第二次再審で無罪となったのは、裁判官



第4回裁判報告会



第4回裁判報告後のパーティー

の評価が変わったため、確定審の当时には違法はなかったと主張している、とのことであった。

2014年（平成26年）

1月22日 | 進行協議

石栗正子裁判長は、弁護団が求めていた未開示証拠全部の文書送付嘱託申立のうち、水戸検察庁土浦支部と茨城県警にある原告本人・杉山卓男・関係者の供述証拠（録音テープや捜査報告書を含む）の送付を嘱託することを決定した。

水戸地検土浦支部は、桜井さんと杉山さんが虚偽の自白をした時の自筆の上申書それぞれ1通、調書（桜井さん2通、杉山さん3通）、取調べの際の捜査報告書（桜井さん10通、杉山さん11通）の全部で28通、139枚を提出。茨城県警は「不見当」（見つからない）と回答した。

捜査が違法だったか否かを判断するには、二人が犯人とされていった経緯など、捜査の初期の資料が必要であるが、それについて新たな開示はなかった。

3月5日 | 第5回口頭弁論 双方の基本的主張出揃う



第5回裁判報告会

国は、前回に留保していた虚偽自白の形成過程について反論を提出した。

しかし、国・県の反論は、再審請求審で明らかになったことにも触れない、抽象的な反論にとどまっているとのことである。弁護団は、被告側の反論を踏まえて、再度こちらの主張をする準備に入っているとのことである。

5月17日 | 第3回総会



第3回総会

支援する会の活動について、中澤宏事務局長は引き続き他の冤罪支援団体と連携して、幅広く再審をなくすための活動をしていく方針を明らかにした。

桜井さんはあいさつで、裁判では証拠開示がなかなか進まない厳しさを感じるものの、大局的には楽観的に考えていると述べた。また長年の夢のCDができ上がった。冤罪はこういうものだという本を書きたい。そしてこれからも精力的に検察警察の責任を追及し、冤罪をなくすための活動を続けていきたいとの決意を話した。

高橋勝子さん、荒川一夫さん、岡田房江さん、茨城の方々など守る会時代の中心メンバーも参加した総会は、さながら同窓会のような様子であった。



第3回総会後のパーティーでの茨城の方々

6月11日 | 第6回口頭弁論——争点について攻防続く

弁護団は、証拠の目録等や、録音テープの記録紙・現場指紋採取報告書などの重要な証拠に対象を絞って再度文書送付嘱託を申し立てた。

その後7月16日、9月4日に進行協議でも、弁護団は違法を立証するには証拠の開示が不可欠だとし

て繰り返し提出を求めたが、検察は、必要性・プライバシーの問題などを主張して開示に反対の意見を出した。警察は不見当（見当たらない）とした。

また、弁護団はアリバイや虚偽の自白形成過程の違法について詳細に論じた準備書面等を近日中に提出予定とのことであった。

6月14日 | 「冤罪の原因究明と再発防止を!! 6.14 市民集会」を開催

日比谷図書文化館大ホールで「布川国賠を支援する会」と「なくせ冤罪! 市民評議会」の共催で、自由法曹団や日本民主法律家協会などの後援を受けて集会を開催した。100名を超える参加者があった。

第1部は、「新時代の刑事司法」の行方と題して、指宿信成城大学法学部教授と法制審特別部会の委員であった周防正行映画監督との対談。諸外国での法制例や冤罪被害をなくすための法案づくりの困難な実情が語られた。

第2部は、CD「想いうた」発売を記念した桜井昌司さんのミニコンサート。

第3部は袴田事件勝利報告。長年袴田事件にかかわり、最近弁護士を卒業されたという田中薫弁護士の報告があった。証拠のねつ造という衝撃的事実を正面から認定した地裁判決が出て間もない時期でもあり、長年の労苦が報われた喜びを共有した。

9月18日 | 桜井さん取調べの全面可視化と全証拠開示を求めるインターネット署名(20,341筆)を法務省に提出

この日は、法制審議会で特別部会の「法制審の答申案」が採択される日であった。この答申案は、取調可視化や証拠の全面開示を骨抜きにし、盗聴法の拡大と司法取引などの導入で捜査機関の権限が拡大される。支援する会は国民救援会、なくせ冤罪市民評議会らと共に法務省を訪れ、同審議会に対し、特別部会の答申案を採択せず、法務大臣への答申を行わないよう要請を行った。その際、桜井さんがインターネットの署名サイト「change.org」を通じて集めてきた取調全面可視化と全証拠開示を求める署名(約20,341筆)も同時に提出した。



法制審についての法務省要請



法制審要請の記者会見

10月1日 | 第7回口頭弁論 裁判所が送致書などの文書送付嘱託申立てを却下

石栗正子裁判長は、弁護団が提出していた「送致書とこれに添付された目録類」についての文書送付嘱託申立てを却下した。文書送付嘱託申立て却下については、文書提出命令と異なり、異議申立の制度がな



裁判要請後の参加者



第7回裁判報告会

い。弁護団は他にも、①現場指紋採取報告書、②ポリグラフの記録紙、③脱出についての検証調書・捜査報告書など特に重要だと思われる証拠についての文書送付嘱託を申し立てている。

支援する会は12名で6回目の裁判所要請を行い、重ねて証拠開示を要請する要請書を提出した。

11月12日 | 進行協議——アリバイ捜査をしなかった違法を主張

弁護団は、桜井さんが逮捕当初から主張していたアリバイについて、警察検察が全く捜査しなかったことの違法性を中心に捜査・起訴の違法を主張する書面を提出した。

2 更なる証拠開示を求めて（文書提出命令をめぐる攻防）

12月17日 | 第8回口頭弁論

石栗正子裁判長は、判断が残されていた18点すべての文書について文書送付嘱託申立を却下した。

翌日、弁護団は対象をしぼり、ポリグラフ検査の記録紙等・捜査報告書・送致書などの文書提出命令を求める申し立てを提出した。ポリグラフ検査は、桜井さんがうその自白を強要される契機となったものである。

2015年（平成27年）

2月21日 | コンサート&シンポジウム「冤罪被害者から見た司法改革」



シンポジウム冤罪被害者から見た司法改革



桜井昌司獄中詩集コンサート

水戸J A農協会館で開かれた集会は、250名が集まり大成功だった。

第1部は桜井さんのコンサート。桜井さんの歌は味わい深く、佐藤光政さんの飛び入りのお話が当時の塀の中と外の思いをよく伝えた。

第2部は谷萩布川国賠弁護団長による司法改革についてのわかりやすい解説の後、冤罪被害者によるシンポジウム。出席者は、北陵クリニック事件の守大助さんのご両親、袴田事件の袴田秀子さん、足利事件の菅家利和さん、志布志事件の川畑幸夫さん。冤罪被害者である桜井さん自身がコーディネーターとなって進めるシンポジウムは、お互いの個人的繋がりも加味されて今の司法が冤罪者にとってどういふものなのか、よく伝わった。冤罪をなくすための熱意は共通するものの、それぞれの思いの違いもわかり、専門家の解説とは一味違った心に訴えるものがあった。

3月11日 | 第9回口頭弁論

警察は、ポリグラフ検査記録紙等の文書提出命令申立てに対し「古い使わない書類は根本町倉庫に移して保管していたが、根本町倉庫にあった書類は61年8月に水害で流れてしまった。桜井さんのポリグラフ検査記録紙も他の書類と共に水害で流されてしまったと『推測』される」という意見書を提出した。

弁護団は新たに文書提出命令を申し立てた。①杉山さんのもう一本の取調べ録音テープ、②桜井さんの

勾留中の様子を記した被疑者状況録、③お兄さんの初期の供述録取書や捜査報告書等、いずれも他の証拠から存在することが確実にわかっている書類で、捜査・起訴の違法を主張するうえで必要な証拠であるとのことである。

5月9日 | 第4回総会 裁判の山場を迎えて——口々に危機感を訴える総会となる

5月9日、平和と労働センターで、42名が集まって総会が開かれた。口頭弁論が6月で10回目となり、いよいよ論争が終わりを迎えつつあるとともに裁判傍聴の山場ともいえる尋問が近づいている。また、証拠開示については、特に重要な証拠に限って申し立てていた文書提出命令の判断が予定され、これもひとつの山場を迎えている。

裁判傍聴は、最初は傍聴券も発行され、100名程の傍聴席も満席となったが、その後、傍聴者は漸減の道をたどり、前回3月の口頭弁論では40名程度。そんななか開かれた総会は、危機感を訴える場となった。

中澤事務局長は、今後秋（10月10日日比谷文化館大ホール）と来春5月から6月頃に、コンサート・集会をうっていくこと、そのためのオルグ活動を通して積極的な宣伝活動をして、布川国賠の周知を図るという活動方針を提起した。この方針のもと、積極的予算案が提出され、これから裁判の終盤に向けて活動を活性化させることが確認され、満場一致の拍手で採択された。



第4回総会



総会後の懇親会で高橋勝子さん・岡田房江さん・荒川一夫さん

6月10日 | 桜井さん衆議院法務委員会参考人として発言

桜井さんが、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案の衆議院法務委員会の審理で、参考人として椎橋隆幸中央大学大学院教授、内山新吾日弁連副会長、周防正行監督、加藤健次弁護士（自由法曹団）と共に招かれ、冤罪被害者として発言した。

7月30日 | 第10回口頭弁論

文書提出命令申立てについての審理が続いた。国や県は、自白のきっかけとなったポリグラフ検査に関して、すでに提出した鑑定書以外に作成された文書はないとの書面を提出した。検査時（昭和42年10月15日）に捜査報告書も鑑定書も作られていないとのことである。被疑者状況録については作成したが廃棄したとし、杉山さんのもう一本のテープについては、録音していないとした。しかし、杉山さんが取調べの中でもう一本のテープと話していることが調書に記録されている。

8月13日 | 桜井さんのFM放送はじまる

「桜井昌司の言いたい放題！人生って何だ!!」エフエム西東京で毎週木曜深夜24:30～25:00、3か月間の予定で開始された。放送後、番組ダイジェストがネット公開される。

9月4日 | 第11回口頭弁論

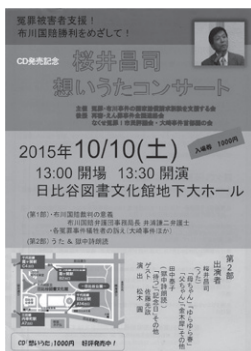
弁護団と桜井さんは新たに現地調査を行い、警察の洪水で記録紙が流れたという警察の言い分が嘘であることを補充書にして提出した。

現地調査でたまたま、根本町倉庫のある土地を警察に売却し、現在も向かい側に住んでいる人に話を聞くことができたが、その方は洪水当時、家で様子を見ていたとそうで、橋が下流で決壊したため、ひたひたと増水して、1階の窓の上の棧のところに達し、また引いていったとのことだった。窓ガラスも割れなかったということがわかった。2階の屋根まで達し、書類が流失したという警察の主張が嘘であることがはっきりした。

また、弁護団は再審請求審の水戸地裁土浦支部段階での担当検事であった園部典生検事を証人申請した。園部検事は、再審請求審のときにポリグラフ検査記録紙などが那珂川の氾濫で流失したという茨城県警の報告書（H16.3.29作成）を証拠として提出した検事である。

10月10日 | 想いうたコンサート

10月10日、日比谷図書文化館で、100名あまりが参加して「桜井昌司想いうたコンサート」が行われた。布川国賠を支援する会が初めて単独で主催した。



想いうたコンサートチラシ

講演する井浦弁護団事務局長

第1部は、布川弁護団の事務局長井浦謙二弁護士による布川国賠裁判の意義について講演があり、続いて袴田事件、名張事件、大崎事件、福井事件などの冤罪事件の支援者から訴えがあった。

第2部は、田中泰子さんによる獄中詩の朗読と桜井さんのうた。桜井さんは1967年10月10日逮捕されたのでこの日が記念日であった。獄中でつくられたうたに込められた想いは、100名を超える参加者の心に確かに届いた。

12月16日 | 第12回口頭弁論



報告会

この春替わったばかりの阪本勝裁判長が、今回の弁論を最後に異動になり、朝倉佳秀裁判官が裁判長となることになった。

弁護団は、今回とくに「財布の強取」の点について、吉田検事が、自白を修正し、「財布」の存在を消して、強取を裏付ける証拠がないまま起訴した点に違法があるとの主張をしたとのことである。

これに対して、検察も警察もとくに反論の予定がないと述べた。また、検察から弁護団の主張がいつまで続くのか予定を聞かせてほしいとの発言があった。弁護団は3月25日頃までにこれまでの主張を整理した書面を提出する予定と述べた。

| 2016年（平成28年）

3月17日 | 杉山さんの自白テープについて文書提出命令

朝倉佳秀裁判長は、杉山さんの初期の録音テープについて文書提出命令を出した。他の申立てについては棄却された。被告国や被告茨城県が「存在しない」と主張してきた杉山さんのもう一本の録音テープについて、裁判所がその存在を認め、国に対し文書提出命令を出したことは、非常に意義があるとのことである。担当の上野格弁護士の説明によると、文書提出命令が出ると、国が提出しなくても、裁判所は申立人（原告）の主張を真実と認めることができる。桜井さんの初期の供述テープには、捜査官の編集痕があった。裁判所は、杉山さんのテープにも桜井さんのテープと同様に捜査官による違法な自白の誘導や強要の証拠が記録されていると判断できる。また、森井警部補は確定審で、「杉山さんのテープ録音は1回だけだ」という嘘の証言をしている。今回、裁判所は杉山さんの録音テープがもう一本あると判断したのだから、森井警部補が偽証したことも認めるだろうと考えられる、とのことであった。

裁判所の文書提出命令に対して双方が即時抗告したため、東京高裁での審理がはじまる。3月25日に予定されていた弁論は延期となった。

3月25日 | 東京高裁要請行動

支援する会は、地裁での弁論が取り消しとなった3月25日、東京高裁に対して、文書提出命令について証拠を開示させる決定を求めて要請行動をした。

3月26日 | 杉山卓男さんのお墓参りと懇親会

支援する会は前年10月27日に亡くなった杉山さんの墓参りを行った。穏やかな春の日、大阪の南さん、山形の大河内さん、多摩の後藤さん、さらに清水ただし衆議院議員と千葉救済会の戸賀さんも後から加わり、総勢17名でお墓参りとなった。お花、お酒、お線香など思い思いのものをお墓に供えてお参りし、その後皆で、杉山さんを偲んで松島洋事務所でお懇親会を行った。



墓参後、杉山さんのお墓の前

4月19日 | 桜井さん 参議院法務委員会参考人として発言

桜井さんが第190国会第10回参議員法務委員会刑事訴訟法等の一部を改正する法律案の参考人となり、冤罪被害者として発言した。

5月7日 | 第5回総会

50名余りが集まって、日比谷図書文化館4階小ホールで5回目の総会が行われた。

布川国賠提訴から間もなく4年。現在の文書提出命令についての攻防が決着すれば、いよいよ裁判は、証人尋問、結審へと進む。他方、袴田事件をはじめとする他の冤罪事件で、警察検察の証拠隠しやねつ造が次々と明らかになってきており、検察警察の違法行為の責任を追及する布川国賠の意義はますます大きくなっている。

中澤宏事務局長から、今後も積極的かつ広範に活動する方針案が示され、採択された。

弁護士活動報告は、松江頼篤弁護士副団長から文書提出命令の内容についての詳しい報告があった。弁護士団が44年たった今でも聞き取りなどで新たな証拠作りを模索していること、検察・警察が未だに証拠隠しを続けていること、裁判所もあるはずの証拠の開示をなかなか認めないことなど、再審時と変わらず困難な闘いを続けていることが報告された。

5月13日 | 5.13 朗読とコンサートの夕べ

「5.13 朗読とコンサートの夕べ」が他の冤罪事件支援団体と共催で250名を集めて文京シビック小ホールで開催された。第1部は、桜井昌司さんの獄中詩が桜井さん自身のうたと田中泰子さんの詩の朗読でつづられた。二人のコラボは昨年10月10日に続いて二度目ということで、息のあったものだった。ピアノは鈴木光介さん。冤罪を受けた本人や家族のつらさが表現される一方で、獄中でも支援を受けたことで、



桜井さんのコンサートに参加の佐藤光政さん、青木恵子さん

心豊かに過ごしている様子も感じられる詩は味わい深く、桜井さんの声はいつもに増してホール一杯の観客席に響き渡った。

第2部は、大崎事件の朗読劇「あたいはやっちょらん」。出演の岩崎加根子さんの声ののって、原口あや子さんのやってもない罪の犯人とされた悔しさ、怒り、そのことによって夫との絆も裂かれた無念さ、それでもやってないことはやってないといい続ける筋を通し切る原口さんの人としての潔さが心を打った。

5月28日 | 再審無罪5周年記念集会



講演する山本弁護士

布川再審無罪5周年を記念する集会が青山学院大学で開かれ70名あまり参加した。この集会は、今冤罪で闘っている人たちに、布川の闘いから学んでほしいという、中澤宏事務局長の強い思いから企画された。

国民救援会中央本部の鈴木猛事務局長はその祝辞の中で、「無罪確定後の記念集会は、普通、なつかしい、よかったというのが普通だが、布川の場合は、闘いの中にある5周年ということができる。桜井さんの検察・警察の責任を追及するための国家賠償請求訴訟の最中であるし、また、刑訴法が冤罪拡大・盗聴拡大に改悪されたが、その際、桜井さんが冤罪被害者の先頭に立って活動した。この刑訴法改悪で検察・警察が冤罪を反省していないことも明らかになり、現在の桜井さんの運動の意義を改めて確認している次第である」と述べた。

続いて元布川再審弁護士事務局長の山本裕夫弁護士が「布川事件の44年は問いかける」と題した講演を行った。

再審・冤罪の歴史から見て、白鳥・財田川決定のあと、なおせめぎあいが続く現在、布川事件という供述証拠の



パーティーに参加の茨城の方々

みによる有罪という柔構造冤罪事件で、証拠開示させ、総合評価で再審無罪を勝ち取り、しかも最高裁の判断も経たことをその意義としてあげた。また、弁護団はあらゆる論点を積極的に慎重に攻めていったが、それは必要条件であるが十分条件でなく、再審では、大変な負担を負うことになる裁判官をその気にさせることが重要で、そのためには国民の関心を引き起こすための運動が不可欠であるとした。そして、これからも真実は勝つとの信念で頑張りましょうと結んだ。

講演後は、桜井昌司さんをはじめとして、新倉修代表委員や里見繁代表委員、菅家利和さんらが思いを語り、前川彰司さんが訴えた。

7月1日、9月26日 | 東京高裁審尋

7月1日、文書提出命令についての東京高裁即時抗告審での審尋で、裁判官は録音テープの件、根本町倉庫の件等について、「ない」ということの「もう少し直接的な証明をして欲しい」と国や県に要求したとのこと。国と県は、園部元検事の聴取や根本町倉庫の図面や洪水破壊の修繕記録などを8月下旬までに回答することになった。9月26日にも審尋が行われた。

12月24日 | 高裁審尋について報告集会

東京地裁の文書提出命令後の高裁の審尋の経過について、日比谷図書文化館小ホールで40名を集めて、報告集会が行われた。

まず、谷萩陽一布川弁護団長が、冤罪の国家賠償請求訴訟に関する裁判所の判断の基準について、判例を挙げてわかりやすく解説した。現在の裁判で、冤罪の国賠請求の認定の基準となっているのは松川事件高裁判決で、「公訴提起の違法性は、起訴時点でのすべての手持ち証拠と入手可能な資料をもとに判断する」というものだそうである。

文書提出命令即時抗告審の攻防については、上野格弁護士から解説があった。桜井さんは、国賠での勝利を確信していると述べた。

弁護団のある先生からは、不合理な主張を堂々とする検察・警察の態度を改めさせるには、アメリカで実例があるように、無罪方向の証拠を隠す検察官を罰するしかないとの意見も出て、検察・警察の証拠をあくまで隠す態度、裁判所の甘い姿勢に怒りがあふれる集会となった。

弁護団は、指宿信成城大学法学部教授に、法律鑑定意見書を依頼したとのことであった。



報告集会で解説する上野弁護士

| 2017年（平成29年）

2月5日 | 総決起集会

地裁での裁判の再開に向けての総決起集会が、文京区民センターで58名が参加して行われた。すべての論点（捜査、起訴、公判活動）について担当弁護士8名がコンパクトに解説し、最後に谷萩団長が次のようにまとめた。

「布川事件は、あとで開示された証拠が最初に出されていれば無罪となっていたのが明らかな事件。当

時の警察検察はこの事件は証拠が足りないとは十分わかっていたはずで、もともと証拠が弱い。ひとつひとつの違法行為は目に見えて違法ではないように見えるけれど、弱い証拠を補うために並々ならぬ努力、違法行為をして検察警察が作り出した証拠で有罪となった事件。このままにはいけない。それがこの事件の正義だろう。」



布川国賠総決起集会

布川国賠の全体像をあらためて知る機会となった。

2月21日 | 東京高裁 文書提出命令について即時抗告棄却

東京高裁第21民事部（中西茂裁判長）は、双方の抗告を棄却する決定を出した。杉山さんの初期の自白テープの文書提出命令は確定した。

検察は最後までテープを所持していないとして提出しなかったが、弁護団によると、裁判所は杉山さんの自白テープがあるものとして判断することが可能になるとのことである。証拠開示についての攻防はこれで決着し、東京地裁での本裁判が再開する。

6月3日 | 第6回総会

40名あまりが参加した総会では、①裁判期日の要請行動・宣伝・傍聴に広く参加を呼びかけること、②他の冤罪被害者支援団体と協力して集会を開くこと、③桜井さんのコンサートを企画実施すること、



第6回総会

④布川事件再審無罪5周年記念集会以の山本裕夫弁護士の講演を小冊子すること、⑤会員の拡大とCD「想いうた」・CDブック「壁のうた」の普及すること、⑥他団体との連携で司法改革への取り組むことなどの方針を決めた。なつし聡さんの協力によりホームページを作成することが決まった。

3 東京地裁での弁論の再開、結審へ

8月30日 | 第13回口頭弁論

昨年1月に交代した朝倉佳秀裁判長の実質的に初めての弁論ということで、これまでの主張をまとめた弁護団と桜井さんによる陳述が行われた。

桜井さんは、ポリグラフ検査記録紙などに、文書提出命令が出なかったことについて裁判長に意見を述べた。「朝倉裁判長は窓ガラスが割れて検査用紙などが流出という警察の主張を認めてしまったが、即時



口頭弁論後の報告会

抗告審で裁判官に窓ガラスが割れた証拠を出すように言われたら、警察はその場ですぐに窓ガラスは割れていないが『当時を知る者』がいると言い出し、汚れて何かわからなくなったものを持ち出したという陳述書をあとで出してきた。

嘘をつく警察も悪いが、裁判所が容易に警察検察の主張を認めることが冤罪を引き起こすのだ」

日比谷図書文化館で行われた報告会には会場いっぱいの参加者があった。報道も多く参加した。茨城からも多くの方が参加された。

12月6日 | 第14回口頭弁論

朝倉佳秀裁判長は、弁護団の求めに応じて、次の弁論で桜井さん本人の他に、恵子さんと桜井さんのお姉さんの尋問もすると決めた。裁判の傍聴・報告会は40名ほどの参加であった。

2018年（平成30年）



墓参後杉山さんのお墓の前

3月14日に予定された弁論は、朝倉裁判長と右陪席の裁判官が交代することになったため、直前に延期された。新たに市原義孝新裁判長のもとで、尋問は7月24日に、最終意見陳述が9月19日に行われ、結審となることが決まった。3月31日は杉山さんの墓参りを行った。

5月19日 | 第7回総会

日比谷図書文化館で23名が集まり、第7回総会が開かれた。

中澤事務局長は、布川国賠最大の山場である尋問と結審に多くの参加を呼びかける、また結審後判決に向けて桜井さんのライブを行うなどの方針を明らかにした。

桜井さんは、「国賠裁判でもあくまで真実を隠す検察警察に対する裁判所の姿勢に、真実の究明は絶望的だと感じたが、自分は楽観的。真実は明らかになる。これから検察警察に責任を取らせようとする再審事件の国賠裁判も増えるだろうし、再審法を変えようという闘いも一気に力を得てくるだろう。冤罪を許さないという波が来るだろう。嘘をついた検察警察は許さないという当たり前の声を確信をもって広げたい」と述べた。

谷萩陽一弁護団長は、「再審事件で裁判所が国賠を認めたものは、弘前大教授夫人殺し事件の第1審だけ。布川事件で国賠を認めさせることは、布川事件が検察警察の違法行為によって起きた冤罪であることを裁判所が認めるもので、冤罪をなくすために大変意義がある。次の弁論では桜井さん自身やお姉さんが感じ、恵子さんが見た桜井さんの苦しみ尋問で明らかになる。それは検察警察の行為の違法性にもかかわってくる。勝訴判決の材料は十分そろっているが、尋問は勝利への決め技になる。ぜひ法廷をいっぱいにしていただきたい」と述べた。

7月24日 | 第15回口頭弁論 桜井さん、お姉さん、恵子さんの証人尋問

桜井さんの受けた損害についての尋問が行われた。傍聴席は100名近い支援者でほぼいっぱいとなった。

まず、桜井さんのお姉さんが、桜井さんが逮捕された当時、そしてその後の家族のつらさを涙ながらに話した。お母さんは桜井さんの逮捕後、人目を避け、行商をやめ、地元の布佐駅を一度も利用することなかった。お父さんは駅で何度も強盗殺人犯の親だと指さされた。お姉さん自身も世間の目が怖く、逃れなくて心中しようかとお母さんに言ったこともあった。妹さんは夫や家族に対して桜井さんが行方不明だということ通した、などと話した。

妻の恵子さんは、1999年に結婚して以来ずっと見守ってきた妻の立場から、いつも明るく前向きにみ



冤罪仲間と裁判所の前



法廷に向かう桜井さんと弁護団



懇親会



報告会

える桜井さんの心の内側にある重い苦しみを語った。

最後に証言台に立った桜井さんは、仮釈放後再審請求を闘いながらの就労の困難さや、犯人と決めつけられての取り調べはすべてがつかつたと話した。

最後に「どんな人生

を送りたかったのか」との問いには「子供のいる普通のおやじになりたかった」、また「29年間の拘束で失ったものは？」との問いには、「何事かをなすべき時間を失った、奪われてしまった」と話した。涙あり、ときとして笑いもあり、裁判官も身を乗り出して聞き入る場面もあった、冤罪の罪深さを心に刻む尋問であった。

支援する会では、この日も裁判所要請と裁判所前宣伝を行った。宣伝行動は今市事件の支援者と合同で40名が参加した。

9月19日 | 最終弁論 桜井さん、谷萩弁護団長意見陳述

最終弁論の法廷は、100名の支援者・記者で満杯となった。桜井さんは警察検察の捜査や裁判での嘘を



結審報告会

きびしく告発した。谷萩弁護団長は、冤罪の人権侵害の深刻さを指摘した。布川事件は職務行為時を基準としても違法行為のあった。捜査公訴提起公判活動全体に違法行為があり、特に公訴提起については担当の吉田検事による悪質な違法行為があった。そして、全く証拠がないにもかかわらず、違法行為を重ねて自白をとり桜井さんの有罪をかすめ取った点が特に悪質であると指摘した。

10月29日 | NO MORE ENZAI ライブ



ゆらゆら春を歌う桜井さん、中川五郎さん、イジョンミさん、小室等さんら

支援する会が主催した「NO MORE ENZAI ライブ」が大井町「きゅりあん」小ホールで開催され、会場は210名の観客でほぼいっぱいになった。音響のすばらしい会場でプロのシンガーと音響スタッフが参加する本格的なコンサートであった。

第1部は小室等さん、イジョンミさん、中川五郎さんらによる歌と演奏。

第2部は桜井さんの獄中歌と田中泰子さんによる獄中詩朗読。桜井さんの歌を初めて聞いた方などから冤

罪の苦しみを伝える歌に感動したと感想が寄せられた。田中泰子さんによる桜井さんの詩も深く心に響いた。佐藤光政さんもゲストとして参加され、歌声を披露された。

2019年（令和元年）

3月2日 | 冤罪犠牲者の会発足

冤罪犠牲者が手をつなぎ、冤罪を撲滅するために声を上げていくという世界初ともいわれる画期的な「冤罪犠牲者の会」が結成された。発起人は桜井さん。共同代表は大阪・東住吉事件の青木恵子さん、西武新宿線痴漢冤罪事件の矢田部孝司さんら。冤罪被害者とその家族、支援者で構成される。取り調べの可視化、再審法の改正、全証拠開示、不正を監視する第三者機関「再審審査会」の設立などを目指し、冤罪撲滅を国会に働きかけていく予定とのことである。



冤罪犠牲者の会結成集会での冤罪犠牲者ら

犠牲者の会結成のきっかけについて（布川国賠ニュースより）

桜井昌司

昨年、「冤罪被害者の会」を作ろうと思い始めたのは、7月11日にあった日野町事件の再審開始決定がきっかけだった。

阪原弘さんが犯人とされたのは、阪原さんが金庫発見現場山中へ案内した写真付きの「検証調書」が有力な根拠だとされているが、写真ネガが証拠開示されて調べてみると、調書に添付された18枚の写真のうち、9枚は帰り道に撮ったものを「行き」と偽ったことが明らかになった。

どの冤罪事件にもある警察の証拠捏造だが、再審請求審でこの写真の入れ替えた担当警察官の証人尋問をすると、「こういうことは、良くあるんです」と平然と語ったそうだ。証拠捏造をして「犯人だ」と語って恥じない。

これが冤罪を生む大きな原因だ。証拠捏造は犯罪だ。あの再審開始決定の日、阪原弘さんの長女、美和子さんが「桜井さん、冤罪被害者の会でも作って、警察をやっつけましょう！」と言った。

嘘を語る警察、証拠を捏造する警察、証拠を隠す検察、なぜ許されているのか！ こういう人たちを裁く法律が必要だ。

えん罪犠牲者とともに検察の上訴権の廃止、事件当事者に証拠閲覧権に加えて、嘘を語り、証拠を捏造し、隠滅する行為を裁く法律を作れ、という声を上げようと思う。

5月20日 | 再審法改正をめざす市民の会が結成 桜井さん共同代表に

無実の人を誤判から救うという制度本来の理念にふさわしい再審制度に変えようと生まれた市民団体が誕生した。再審をもとめる各事件の支援運動と結びつき、冤罪被害者・日弁連などと連携しながら、再審法改正の実現に向けた取り組みを行っていく。桜井さんは、青木恵子（東住吉冤罪事件国賠裁判原告）・伊賀カズミ・宇都宮健児（弁護士・元日弁連会長）・木谷明（弁護士・元裁判官）・周防正行（映画監督）・村井敏邦（一橋大学名誉教授）さんらと共に共同代表となって再審法を改正する活動に参加することになった。

た。支援する会もこの団体と冤罪をなくすための活動を共闘していく。事務局長に客野美喜子さんが就任した。

5月27日 | 東京地裁判決 桜井さん勝訴



法廷に向かう桜井さん、弁護団、支援者

判決の日は暑い中にも5月の爽やかな風が吹き渡る日であった。傍聴券を得た支援者は記者と共に裁判長の読み上げる判決要旨を聞いた。

東京地裁市原義孝裁判長は、警察の「偽計による取り調べ」「偽証」を違法とし、検察の「証拠開示義務」を認め、「証拠隠し」を違法とし、桜井さんの国家賠償請求を認めた。



裁判所前での勝利報告

当たり前のことが裁判所でやっと認められた喜びと感動が支援者に広がり、自然と拍手が沸き起こった。



地裁判決報告会記者会見



判決後の懇親会

判決後の懇親会で
青木さん、二本松さんと

布川国賠一審判決の意義（布川国賠ニュースより）

布川国賠弁護団事務局長 井浦謙二

2019年5月27日、東京地裁民事24部は、布川国賠一審判決において、i) 警察官が取調や公判で虚偽の発言をしたこと、ii) 検察官が弁護側の求めた証拠開示を拒否したことの2つの違法行為を認定し、これらの違法行為がなければ、遅くとも確定審の控訴審で強盗殺人事件については無罪判決が宣告されて直ちに釈放された蓋然性が高いとして、国や茨城県に対し、確定二審判決から再審無罪判決確定までの間に桜井さんが被った損害を賠償するように命じた。

本判決は、検察官は、公益の代表者として、事案の真相を明らかにする職責を負っているとして、検察官の手持ち証拠のうち、①裁判の結果に影響を及ぼす可能性が明白であるものについては、被告人に有利不利な証拠を問わずに開示すべき義務を負う、②結果に影響を及ぼす可能性が明白であるといえない場合でも、被告人側から、具体的に特定しての証拠開示の申立があれば、開示しない合理的理由がない限り、証拠開示義務を負うと認めた。また、③被告人は、刑事裁判の結果に最も強い利害関係を有するから、証拠の開示について、法律上保護された利益を有することも認め、証拠不開示に賠償義務を認めた。本判決が、検察官に対し、手持ち証拠全面開示の規律として働くことを期待したい。

東京高裁での闘い

国（検察）と県（警察）は、東京高裁に控訴、桜井さんも付帯控訴した。

8月10日 | 第8回総会

34名が参加して日比谷図書文化館スタジオプラスで開かれ、①裁判期日には要請・宣伝・傍聴に広く参加を呼びかけ、裁判支援の集会を開く、②桜井さんのコンサートや歌と詩の朗読とのコラボを企画しCD「想いうた」・CDブック「壁のうた」の普及に努め支援者を拡大する、③冤罪をなくすための活動をする団体と広く連携して、再審請求審における全面証拠開示の実現や再審開始に対する検察官の上訴禁止などの再審法改正を目指す。その一環として10月3日徳島で開かれる日弁連人権擁護大会への参加を呼びかける、などの活動方針が決められた。



第8回総会

10月3日 | 日弁連人権擁護大会への参加

徳島市で開催された日弁連人権擁護大会分科会「えん罪被害救済へ向けて～今こそ再審法の改正を」で、桜井さんがパネラーとして参加し発言した。支援する会も有志が参加した。



日弁連人権擁護大会分科会シンポジウム

11月15日 | 布川国賠支援集会



チラシ



布川国賠支援集会で講演する指宿信成城大学教授

高裁での闘いを前に、日比谷図書文化館大ホールで布川国賠支援集会が開かれた。60名の参加だった。第1部で福富美穂子弁護士事務所次長が地裁判決についてわかりやすく解説。続いて、第2部で指宿信成城大学法学部教授が「布川国賠東京地裁判決の意義と課題」と題する講演を行った。第3部は桜井さんの「唱と語り」であった。この裁判で勝つことの重要性を改めて認識する機会となった。



布川国賠支援集会スピーチする青木恵子さん



挨拶する桜井さん

11月27日 | 東京高裁 第1回口頭弁論

裁判は101号法廷で行われ、桜井さんと谷萩弁護団長の意見陳述があった。70名ほどが傍聴し、裁判終了後、日比谷図書文化館の小ホールで報告会が開かれた



法廷に向かう桜井さん、弁護団、冤罪仲間



高裁第1回裁判報告会

意見陳述（抜粋）

弁護団長 谷萩陽一

当裁判所に期待するのは、まず、原判決の認定した、捜査と公判活動における違法性の判断をぜひとも維持していただくこと。

取調べの違法について、原判決は当方が主張した多くの違法行為のうち、いわば手堅いものに限って違法性を認めた。それすら認めないという判断はありえない。

偽証の点も、原判決は当然の認定であり、異なる認定は想像すらつかない。

証拠開示義務について、たとえば松川事件における「諏訪メモ」のように、無罪を証明する決定的な証拠を検察官が持っているにもかかわらず、これを隠しておくことが許されるのか。開示命令が出ていないというだけの理由で、誤った裁判に加担することを検察官は許されるのか。

自ら開示命令を不当に妨害した検察官が、開示命令が出ていないことを理由に開示を拒むことができる、こんなことを許してよいのか。

そしてもうひとつ当裁判所に期待するのは、原判決の誤りを正すこと。

原判決は、捜査の違法の点でも、起訴の違法の点でも、一審原告の主張をことごとく退けている。しかも、その理由付けが驚くほど根拠が不十分であり、一審原告の主張や証拠を真摯に理解し検討したとは到底思えない。

起訴の違法性について、私達は吉田検察官の行為の違法性を強く主張してきた。有元検察官が一旦処分保留にしたあと、再捜査をしても何ら有罪方向の証拠は発見されず、むしろ無罪方向の証拠が発見されているにもかかわらず、自ら取調べを担当し、桜井杉山をあらためて自白させ、さらに2人の自白や目撃証言について供述の辻褃合わせをし、強引に起訴に持ち込んだ行為の違法性はあきらかである。こうした判断こそ不合理なものであるから是正されなければならない。

当裁判所が、原判決の誤りを正し、国民の権利救済という司法の役割に真にふさわしい判決を下されることを期待して、弁護団を代表しての意見とする。

意見陳述（抜粋）

桜井昌司

……人は、なぜ嘘を語るのでしょうか。事実を誤魔化すときです。騙そうとするときです。

警察と検察が「洪水で窓ガラスが破損して布川事件の証拠は流失した」とか、「汚水のために廃棄した」とかの主張をするのも、裁判所を謀るための嘘です。隠したい証拠があることを認識するからこそ、こうした嘘の主張し続けているのです。

私と杉山が無実であることを物語る捜査報告書は、必ずどこかに存在します。その事実を韜晦して、平然と嘘を語り続け、ひたすらに独自の正義を主張する警察と検察は許されません。

どのような嘘を語っても、どのような奇天烈な主張をしても見逃す裁判官がいる、見逃して検察の言いなりになる裁判官がいると考えているのですが、地裁の裁判官は騙されませんでした。見逃しませんでした。裁判で嘘が通用しては、この世は闇です。

最後に、私が高等裁判所にお願いしたいのは、布川事件に重ねられた警察と検察の嘘と違法行為を見逃さないで頂きたいということです。この国賠裁判になっても嘘を重ね、言い逃れをするばかりの警察と検察に、それが許されないことを示す、更に厳しい判断をして頂きたいと、心からお願い致します

2月25日 | 東京高裁第2回口頭弁論



高裁第2回裁判報告会

裁判では、国と県の主張があった。弁護団によると前回からの主張を繰り返し述べたものだったとのことである。

支援する会は、裁判開始前に13名が参加して要請行動を行い、署名を提出するとともに、「嘘を言って証拠隠しすることが許されては冤罪を防ぐことができない、裁判所は証拠隠しについて厳正な判断をしてほしい」旨の要請書を提出した。

谷萩弁護団長は、法廷で国の証拠開示義務の点についての国の主張（当時の手続法規に証拠開示についての規定がないのだから、証拠不開示は国賠法上違法でないとの主張）について、「嘘を言って無実につながる証拠を隠しても違法でないのか」と求釈明。国の代理人は、「明らかな嘘はない」とし、さらに「書面で出していれば、書面で回答する」と述べた。



高裁第2回裁判報告会で桜井さんと松江弁護士

この点について桜井さんは、その後開かれた報告集

会で、「嘘」に「明らか」も「明らかでない」もない、「嘘は嘘だ」、「よほど立ち上がって発言しようかと思った」と怒りをぶつけた。布川では「裁判で提出された証拠」に反する内容の「無罪につながる証拠」があるにもかかわらず、「提出された証拠と同趣旨のものしかない」と嘘をついて隠したのだ。

弁護団は、これまで国から裁判所に提出された証拠が「いつから検察庁にあったのか」を問うた。この点について、村上正敏裁判長も同調し、「裁判所としても興味のあるところだ、一覧表で提出できないか」と検察（国）に明らかにするよう求めた。その後、そのリストを明らかにする方向で裁判所とのやり取りがあったということだが、一覧表は提出されなかった。

4月27日に予定されていた第3回口頭弁論は新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言が発せられた影響で延期となった。10月7日の進行協議で12月15日結審と決まった。

11月22日 | 第9回総会



第9回総会

38名が参加して日比谷図書文化館スタジオプラスで行われた。活動方針として、ひきつづき他の冤罪をなくすための活動をする団体と連携し、再審請求審における全面証拠開示の実現や、再審開始に対する検察官の上訴禁止などの司法改革に取り組むことが強調された。

弁護団報告は松江頼篤弁護団副団長が高裁での審理について解説した。米国で嘘をついて無実の者を有罪にした検察官が処罰されたモートン事件の例を挙げ、検察警察の嘘は断じて許すべきでないとした。大阪在住の支援者松本共さんの伴奏で桜井さんのミニコンサートが行われ、和気あいあいの総会であった。



第9回総会に参加した若い支援者たち

12月11日 | 要請行動

支援する会は最終弁論を前に21名が参加して要請行動を行った。

要請書

冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会

冤罪布川事件の国賠裁判について厳正な判断を要請します。

私たち布川国賠を支援する会は、冤罪をなくすために重要だという立場から桜井昌司さんの国賠請求訴訟を支援してきました。とくに証拠隠しについては重要な冤罪原因の一つであり、全ての証拠が開示されることは真実を明らかにするために不可欠だと考え、全面証拠開示の要請を繰り返し行ってきました。東京地裁が桜井さんの訴えに耳を傾け、検察官の証拠開示義務を正面から認めたことは当然のこととはいえ、冤罪をなくすために高く評価できると考えています。

しかしながら、検察・警察はこの東京高裁での控訴審でも、ごく一部の証拠を開示しただけでほとんどの証拠を開示することを拒否しました。事件発生から半世紀もたち、開示することの弊害が常識的に考えられないにもかかわらず、証拠を隠して自らの責任を逃れることに終始しています。

布川事件でとくに指摘したい点は、布川事件が単に証拠を開示されなかったゆえに不幸にも誤判という結果を招いたというのではなく、警察検察が無実の証拠を隠すとともに、積極的に証言を捻じ曲げて、いわば証拠を捏造して有罪とさせた点です。このような証拠の隠蔽捏造は、一般人であれば現在の刑法でも犯罪として扱われるべき種類のできごとです。検察官が同様な行為をしたアメリカのテキサス州では、いわゆるモートン事件で2013年虚言により、無罪の証拠を隠した検察官の法曹資格をはく奪し刑事罰を科しました。また同年モートン法という証拠開示法が制定されています。

貴裁判所におかれましては、公益の代表者である検察官が証拠の捻じ曲げ、証拠隠しをしたために、裁判所が真実に近づけず誤判を招いた事実を重く受け止め、布川国賠事件に厳正な判断をすることを強く要請します。

12月15日 | 東京高裁 最終弁論

未曾有のコロナ禍に見舞われた一年の暮れ、桜井昌司さんの布川国賠控訴審最終弁論が開かれた。

支援する会は、国民救援会中央本部の協力のもと、朝9時から裁判所前宣伝を行った。支援者のほかにマスクミの方も多数来ていた。傍聴券交付に並んだ全員が傍聴できた。

まず谷萩弁護団長がこれまでのまとめの意見陳述を行った。検察官の証拠開示に関する「嘘」等を指摘し、裁判所に対して「この違法行為を正面から判断するよう」述べ、「桜井さんの真摯な訴えと期待に正面から答え、刑事司法の誤りを正し、被疑者・被告人の人権保障の未来を開く果敢な判断を求めると結んだ。



高裁結審報告会

続いて桜井さんが意見陳述を行った。1年前ステージ4の癌を宣告されても、冤罪体験後人間として嘘偽りなく、ゆるぎなく正義と真実を求めてきたこれまでの人生に「満足」を感じたことを述べたあと、長年にわたる警察、検察の「嘘」を鋭く告発し、「公益の代表者」である検察官・警察官がこれでよいのか問うた。裁判官に対しては、検察官の言うなりの裁判官にも冤罪の責任があること、嘘を語れば責任を免れないことを厳しく判断するよう訴えた。傍聴者から共感の拍手が起こった。

検察・警察は「無反応」「無表情」であった。控訴したにもかかわらず、とくに新たな主張はなく、最終弁論でもなんの発言もなかった。裁判官は桜井さんらの主張にじっと耳を傾けた。判決は6月25日午後3時と決まった（その後8月27日に延期された）。

報告会は日比谷図書文化館地下大ホールで行われ、70名を超える支援者・記者が集まった。

桜井さん支援の集会らしく、ときとして笑いが起こり、記者の質問に加えて、支援者の率直で自由な質問や発言、ヤジもあり、最後は青木恵子さんや二本松進さん冤罪犠牲者の連帯の発言もあって、和やかな会であった。

2021年（令和3年）



2月10日レコーディング風景

3月31日、桜井さんのCD『私の人生』が発売された。『オレの上には空がある広い空が』が、マガジンハウスから出版された。桜井さんが書きためた詩をモチーフに、桜井さんのこれまでの冤罪人生を年齢に沿って書き、その中で確立してきた自身の人生哲学に触れている。先のみえないコロナ禍にある今、読む者を励ます内容となっていると評判を呼んでいる。

4月17日 | 桜井昌司さんの出版を祝う会



出版を祝う会で挨拶する桜井さん

布川国賠を支援する会は本の出版を祝って、4月17日（土）午後、日本プレスセンターレストラン「アラスカ」で「桜井昌司さんの出版を祝う会」を開催した。コロナ禍の中での開催ということもあり、人数を限定し、桜井さんが古くからお世話になった方、冤罪犠牲者仲間、マスコミ関係を中心に124名が参加した。

第1部は新倉修代表委員の乾杯で始まり、元主任弁護人の谷村正太郎弁護士、青木恵子さんをはじめ古くからの支援者、友人からのお祝いの言葉があった。高橋勝子さんと有罪の最高裁判決を読売新聞社説で批判された前澤猛さんからは、メッセージが寄せられた。

第2部は、『大崎事件と私』を出版された鴨志田祐美弁護士がピアノ弾き語りや周防義和さんとトモザトモさんの歌と演奏。次に、お祝い参加のイジョンミさんの歌。最後に桜井昌司さんが田中泰子さんの朗読を挟みながら語りと唄。新曲「私の人生」で締めくくった。桜井さんの明るく元気な表情と歌声が印象的であった。



出版を祝う会の様子

8月27日 | 控訴審判決 完全勝利

晴れた暑い日で、はやくからマスコミが門の前あたりに場所取りをしていた。9時半には支援者がぼちぼち到着し、10時頃には桜井さん夫妻も到着し、桜井さん・谷萩弁護団長らが救援会の宣伝カーの前でマイクを握った。

桜井昌司さんが、青木恵子さん西山美香さんらと垂れ幕を持って、弁護団とともに入廷するのを支援者が拍手で送り出した。法廷に入れなかった支援者は裁判所前に待機した。

法廷では、村上正敏裁判長が判決要旨を読み上げた。桜井さんは宙を仰ぎ見ながら耳を傾けていた。恵子さんは涙ぐんでいた。主文のあと、その理由について、検察と警察の捜査の違法があると明確に述べたが、そのことでだけで判決が終わったため一瞬戸惑う空気が流れた。裁判官はさっと法廷を後にした。

報告集会が、午後1時から日比谷図書文化館大ホールで約100名が参加して開かれた。判決の完全勝利を報告する集会は喜びに満ちていた。確定審のときから一貫して桜井さん弁護団が主張してきた事実が、裁判所でやっと認定された。桜井さんは「初めて晴れやかな気分になった」と述べた。最後に弁護団のひとりひとりが自己紹介を兼ねて発言した。

国（検察）も県（警察）も上告しなかったので判決は確定した。



高裁勝利と上告断念を伝えるテレビ映像



裁判所前での勝利報告



報告会

9月23日 | 第10回総会

40名あまりを集めてスタジオプラスで行われた。

今後の活動について勝利報告集会を開くこと、その後解散総会を開くことが決められた。谷萩弁護団長が布川国賠訴訟高裁判決の特徴と意義と題して講演を行った。松江頼篤副団長が判決について感じたことを解説した。

12月12日 | 勝利報告パーティー

布川国賠完全勝利報告パーティーが、日本プレスセンター10階レストラン「アラスカ」で支援者・弁護団・冤罪関係者150名が集まって盛大に開かれた。まず代表委員である豊崎七絵九州大学教授の開会のあいさつの後、新倉修代表委員の音頭による完全勝利を祝っての乾杯で始まった。次に、参加の弁護団の先生方全員に壇上に上がっていただき花束を贈った。冤罪犠牲者の皆さんが壇上に上がり、各事件を訴えた。

他に周防正行監督や高橋勝子さん布川国賠訴訟に関わりのある方々のお言葉をいただいた。あいまにイジョンミさんのコンサートや桜井さんの歌、大阪で桜井さんと交流のある“サッチャンバンド”の皆さんによるうたや踊りがあった。喜びの笑顔にあふれた盛大で楽しい集いであった。



壇上に並んだ弁護団



挨拶する豊崎代表委員



壇上に並んだ冤罪犠牲者



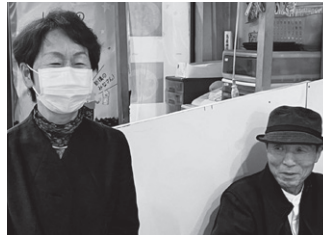
祝辞を述べる周防正行監督



祝辞を述べる高橋勝子さん



新倉代表委員の音頭で乾杯



打ち上げ会場での桜井夫婦



パーティー会場での支援者たち



大阪からの「さっちゃんバンド」



2022年（令和4年）

3月26日 | 解散総会

文京シビックスカイホールで40名あまりが参加して、解散総会が開かれた。中澤事務局長が支援する会の9年間の闘いを総括した。

支援する会は、守る会のとくに比べると事務局体制の縮小は否めないが、守る会からの会員を主体に構成され、裁判に限らず冤罪をなくすため他の団体と共闘して幅広く活動してきた。裁判に完全勝利し、再審無罪となった冤罪被害者が国賠で検察警察の違法行為を追及するという流れをつくったといえる。

そのあと、代表委員である豊崎七絵九州大学法学部教授に「冤罪・布川事件、その闘いの意義」と題して特別講演をいただいた。

幸運な解散総会であった。



講演する豊崎七絵代表委員

4月2日 | 映画『オレの記念日』完成上映会

4月2日、日比谷図書文化館大ホールで完成上映会が開かれた。以降何回かの上映会を経て、ポレポレ東中野で公開上映が始まり、全国で上映された。救援会では北海道・茨城県などで連続上映が行われ、多くの人が鑑賞し、評判を呼んだ。

この映画は、20歳の時に逮捕され、半世紀近く強盗殺人犯という冤罪を背負って生きてきた桜井さんの生きる姿を、桜井さんの詩や歌をちりばめて、金聖雄監督が静かな目で描いている。ナレーションは小室等さんが担当した。監督は「冤罪被害という絶望的な状況のなかで、希望を見出していくという不思議な感覚を体験してほしい。きっと誰もが一歩を踏み出す勇気をもたらえるだろう」と書いている。

5月21日 | 終結・再審無罪 11周年記念祝賀パーティー

布川国賠を一緒に闘った者たちでただ楽しくお祝いしようをということで支援者元支援者 100名ほどが集まって開催された。桜井さんが竹田裕美子さんの伴奏で歌を披露し、思い出話と弁護団によるフルートカルテットの演奏もあり、楽しい会であった。



終結集会で歌う桜井さん

| 2023年（令和5年）

1月11日 | 桜井昌司さんが東京弁護士会人権賞受賞

東京弁護士会人権賞は東京弁護士会が1年に一度人権活動をした団体個人に与える賞である。2022年度第37回人権賞を桜井さんとLGBT法連合会が受賞した。桜井さんの受賞理由は以下の通り。



桜井さん人権賞表彰式と記念品



人権賞記念品

東京弁護士会ホームページから転載

桜井昌司氏は、1967年に発生した布川事件で窃盗容疑により別件逮捕され、以後44年間、自らの無実を訴え続け、2011年に再審無罪が確定しました。

桜井氏は、無罪判決を勝ち取った後も積極的に活動を続けました。まず、2012年には、冤罪となった原因の究明と責任を問うべく検察（国）と警察（県）に国家賠償請求訴訟を提起し、東京地裁に続き2021年8月には東京高裁においても勝訴しました。この訴訟は、他の冤罪事件・国賠事件の道標となると言われています。

また、他の冤罪被害者・支援者と積極的に交流し、冤罪をなくすための活動にも積極的に取り組んできました。たとえば、2019年3月には、桜井氏の呼びかけで「冤罪犠牲者の会」が設立され、冤罪事件同士が情報交換や相互支援を通じて連帯しながら冤罪をなくすための運動をしています。また、同年5月には「再審法改正をめざす市民の会」に参加し、共同代表を務めています。

さらには、衆参両議院の法務委員会における参考人や日弁連・各单位会における諸企画の報告者としての発言、書籍の出版や映画、コンサート活動など、冤罪被害者としての社会活動を行い、冤罪被害の実態を世の中に広く訴える活動をしています。

同氏による冤罪をなくすための活動とその成果は、東京弁護士会人権賞の受賞に相応しいものです。

4月8日 | 東京弁護士会人権賞「感謝のつどい」を予定している



桜井四国巡礼 2013年10月 同行取材の黒住さんと

会員のメッセージ集

勝利報告パーティー・終結記念パーティーに寄せられたメッセージです。

青木和子 (弁護団)

桜井さんが訴え続けてきたことが認められた国賠訴訟の勝利、本当に良かったという思いとともに、確定審で無実が明らかになるべきだったのにという思いを拭い去ることはできません。けれども、これだけの長い年月、桜井さんが訴え続けてきたことは、刑事司法が少しでも良い方向に向かうことに対して、直接、間接に、大きな影響を与えてきたと思います。

そして、今後もまだまだ大きな影響を与え続けていくことと思っています。

布川事件からは40余年にわたっているいろいろなことを学ばせていただきました。今後も、ここで学んだこと、考えたことを生かしていきたいと思っています。

青木恵子

弁護団の先生方、桜井さん、完全勝利、おめでとうございます。そして54年間、お疲れさまでした。桜井さんの引いてくださったレールに乗って、私も勝ちます。西山さんにバトンをつなぎます。再審法改正、仲間の勝利のために、力を与えてください。

秋山 環 (弁護団)

弁護士登録したときからずっと関わってきた布川事件。こんな最高の形で終われるなんて、嬉しさいっぱいです（夢みたいです。なんていうと、いつも前向きな桜井さんに怒られそうですね……）。桜井さん、恵子さん、本当におめでとうございます。

浅子かおい

長い間、ご苦勞様でございました。私達の心も軽くなりました。嬉しいです。おめでとうございます!!! 心から“長い苦しみからの解放”をお祝い申し上げます。

油田京子

布川国賠訴訟勝利おめでとうございます。“あきらめない”ことがいかに大事なことが改めて感じました。「逆転人生」観ました。桜井さんの元気なお姿を拝見。安心しました。

新井 賢

おめでとうございます。お疲れさまでした。そしてありがとうございます。これからは人生を楽しんでください。

新井英明

国賠訴訟勝利、おめでとうございます。けれどもこれですべてを水に流すというわけにはいきません。何よりも国家が謝罪しているではありません。冤罪事件はいつも新しく発生しています。この国から権力機構の犯罪が無くなるまで、我々の先頭にいてください。というのは、酷に過ぎるかな？

荒川一夫

再審裁判で無罪を勝ち取り、国家賠償裁判も「勝つ」といった桜井昌司さん、ほんとうにおめでとうございます。この闘いは弁護団のみなさん、支援する会のみなさんの大きな力添えがあったればこそその勝利です。

困難な運動にひるまず闘い続けた桜井昌司さん、共に闘った、杉山卓男さん、そして清水誠さん、中田直人さん、小高丑松さん、柴田五郎さん、皆さんの満面の笑顔が浮かびます。ほんとうにおめでとうございます。

井浦謙二 (弁護団)

勝訴判決確定して良かったです。改めて、布川事件に関わることができたことを嬉しく思います。

池原登美子

再審裁判・国家賠償裁判の勝利おめでとうございます。長い長い道のりを挫けずに闘いぬいた桜井さんを尊敬いたします。今後はお身体を大切に人生をゆったりとお過ごし下さい。

石井由美子

長い間の裁判闘争お疲れさまでした。昌ちゃんの前向きな姿勢にいつも背中を押されているようでした。いつもこちらがはげまされ、元気をもらいました。全国の冤罪の支援に駆けまわり頭が下がります。これからいろいろな事件の支援に力を注ぐことなのでしょうね。のんびり、ゆっくりと。一緒に前を向いて歩いていきます。

石井好江

がんばりましたね。

「すべて」勝利ということですが、これをどうみるか、この判決が今後どのような意味を持つのか等、すみません分かりませんが、とにかく良かったと思います。

①本当によくやりましたね。かかわった皆さんに申し上げます。

②個人の勝利で終わりではありません。再審法の改正はじめえん罪を作らないこと！

③癌との闘いも桜井さんらしく明るく楽しく続けてください。奥様と仲良くね。

石川アヤ

長い間本当におつかれさまでした。「かけがいのない、いい仕事をした、人生に悔いなし！」この日のための言葉ですね。

「この上ない喜び、おめでとう！ ここまでよくやった、よくがんばった！ 二人で語り、喜びをかみしめています」広い大きな空から、竜ヶ崎・故大野さん、故石川の会話がきこえてきました。体をやすめて下さい。生きてあれかし！

長い闘い、完全勝利おめでとう！ ございます。おつかれさまでした！！

石川一雄・早智子

すばらしい勝利、心からお祝い申し上げます。冤罪に苦しみ闘う者にとって、大きな光であり、力です。私も続きたいと思います。出席できず申し訳ありません。

石川珠実

桜井さん、本当におめでとうございます。「檻の中の詩」で桜井さんの詩を読み、失意のどん底にいた私は号泣し、高橋さん経由の手紙で桜井さんから元気パワーをもらい、立ち直っていったこと忘れてません。今の私があるのは、桜井さんのおかげ！ 本当にありがとうございました。桜井さんの頑張る姿で私も頑張れました。勝つまで努力した桜井さんは素晴らしいです。本当におめでとうございます！！

石崎澄夫(佐渡扉の会)

布川事件国家賠償訴訟完全勝利、おめでとうございます。国家権力と闘ってこられた桜井さんの粘り強い一途な気持ちが、どれだけ全国の冤罪事件で苦しんでおられる被害者を勇気づけたことでしょう。ありがとうございます。そしておめでとうございます。

磯部 忠

国賠訴訟の勝訴おめでとうございます。桜井さんの率直な発言とすばやい行動がもたらした勝利です。更なるご活躍とご自愛のほどを念じております。

一関泰子(救援会豊島支部)

布川事件終結国賠裁判も勝利・再審無罪11周年おめでとうございます。思えば布川事件、豊島支部としても思い出がいっぱいです。あとに続くえん事件、布川に学び頑張りたいです。

井手洋子

長い間の裁判闘争、お疲れ様でした。そして勝利おめでとうございます。健康に留意してこれからの人生を充実したものにして下さい。恵子さんとお二人で。

■ 伊藤谷生

私が布川事件の会に参加したのはもう40年以上前です。その時代に最も知られていないえん罪でしたので、多少ともお役にたてればと入会したのです。私としては何もご協力できませんでしたが、今日の勝利のために尽くされた皆様そして何よりもお二人の不屈の闘いに敬意を表します。それから杉山さんのご冥福をお祈りします。

■ 伊藤望東子

勝利報告、おめでとうございます。初めて桜井さんにお会いしたのは、目黒公会堂（今は名前が違うでしょうが）の会議室に訴えにいらした時でした。目黒の救援会が開いた会だったと思います。娘と一緒に話を聞いてとても驚きました。日本という国はなんというひどい裁判をするのかと。その後、桜井さんのシャンソンを聞かせてもらった集いにも娘と行きました。長い間お疲れさまでした。健康を害しましてお祝いに参加できず、残念です。

■ 稲益清貴

布川事件国賠訴訟での54年間の闘いの勝利。嬉しさが人一倍にこみ上げてきました。救援美術展の活動を通じて全国の100を超える事件支援の活動の中で、東京新宿で壁の歌シリーズで美術展と佐藤光政さんのコンサートで布川事件を身近に知り獄中詩抄を読み、えん罪事件と確信しました。その時、桜井さんの思いが詰まった詩と光政さんの歌声に心うたれ、その後、いっそう布川事件をひろめるために全国を行脚した思い出が走馬灯のように蘇ります。完全勝利判決おめでとう！

■ 井上万里子

勝利おめでとうございます。長い闘いお疲れさまでした。桜井さんの勝利報告会とコンサート参加できず残念です。

■ 指宿 信

嬉しい席にお招き頂き、光栄です!!

■ 今井恭平

やったぜ ニャロメ

■ 今井忠光

さすがに桜井さん、ついにやってしまいましたね。全面勝利お祝い申し上げます。再審法も必ず為し遂げましょう！

■ 岩坂正人

「不運ではあったけど不幸ではなかった」いつも心に残っている言葉です。桜井さんの人生はまさしくそのとおりでした。鹿児島 志布志には何度もいらしてください大きな励みでした。自らのえん罪をはらす闘いの中でその生き方は冤罪をはらす闘いをしている人達を励ますばかりか多くの支援者をも励ますものでした。長い長い闘いご苦労様でした。

■ 岩清水理

今から40年前、転勤で水戸に来て、当時の国民救援会茨城県本部の横倉達士事務局長を通して布川事件を詳しく知ることができました。その後2人の仮釈放と活動、支援する会と弁護団の奮闘で大きな勝利をしたことは誠に感慨深いものがあります。布川事件の勝利の道程は、日本の近・現代史のなかで、特筆すべき運動だったと思っています。日本の人権と民主主義そして社会進歩にとって貴重な実践の経験でした。

■ 岩永有礼

不屈の長い闘いで完全勝利されたことにあらためてお祝い申し上げます。

■ 植竹伸一

桜井さんの楽観性、不正を許さない闘争心、ねばり強さなど、司法界の歴史を塗りかえるような実行力に感動です。司法界の改革はまだまだ緒についたばかりです。1959年の伊達判決が正当に認められる日本の司法界の実現をめざしましょう。

上野 格 (弁護士)

完全勝利と確定の喜びをかみしめています。弁護団の活動を振り返るとき、桜井さんが常に「必ず勝つ。確信している」と語っていたことを思い出します。本当に勝つことができました。すばらしいと思います。おめでとうございます。

薄井 吟治

勝利おめでとうございます。長い間ご苦労さまでした。ご盛会と桜井さんご夫妻のご多幸を願っております。

臼井 和子

桜井さん、本当によかったですね!! 司法の犯罪を認めさせ、司法界に大きな一石を投じました。ヤッター!!バンザイ!!

思い出すのは、佐藤光政さんのシアターモリエールの“壁のうた”やたくさんの、支援コンサートでのすばらしい“歌の世界”と桜井さんの“詩”です。そして心暖かなる支援者のみなさまの活動です。清水誠先生が「ここに芸術と人権のすばらしい出会いがある」とコメントされています。壁のむこうにいても、壁のこっちと繋がって人間性豊かな闘いがあったことです。どうぞお身体大切に!!

宇野 美子

長い闘い、ほんとお疲れ様でした。娘が生まれる前からのおつきあいですので、ほぼ25年!!私にとってとても充実した年月でした。桜井さん、杉山さんはじめ、布川事件に関わったすべての皆さんに感謝です!! おめでとう! そしてありがとう!

梅田 四郎

何はともあれ、勝利心からおめでとうございます。事件終結・再審無罪11周年記念祝賀パーティーには是非とも出席したいのですが、残念ながら体調不良のため叶いません。今後ともえん罪無くす事にお力を尽くされ合わせて心から願って止みません。末筆ながらお連れ合い様にもくれぐれもよろ

しく! 中澤様長らくお疲れさまでした!

大池 俊夫

ご案内ありがとうございます。遠路のため欠席で申し訳ありません。ご参加の皆さんのご奮闘に敬意を表します。

桜井さんには長年の獄中生活を強いられ、裁判闘争でのご奮闘本当にご苦労様でした。不屈の闘いで、司法のカベを破り、再審公判と国賠請求裁判での勝利は司法改革への突破口となることでしょう。そして、桜井さんの後につづいて闘っている人たちへの大きな励ましになっていることでしょう。

これからは、何よりも御自身病魔にも打ち勝って、今後とも救援活動の先導役をになっていただくことを願っています。これからもよろしく願います。

昨年12月の完全勝利報告パーティーの桜井さんのあいさつを拝読して、私自身支援に関われて多くのことを学ぶことができ、ありがとうございました。寒い冬の中、高山にお出かけいただいた講演会の参加者も喜んでいました。

どうか桜井さん自身のガンとの闘いに打ち勝っていまなおえん罪を闘っている人たちの支援にご尽力ください。映画の上映会を高山でも実施したいと思います。

大内 逸雄

昌司さん、布川事件の完全勝利おめでとうございます。それにしても54年間の闘い、大変お疲れさまでした。いつも前向きの気持ちで闘ってきたのはすばらしいです。これからは、ゆっくり残りの人生を歩んで下さい。

大内 久美子

アベ、スガ、キシダは「ウソをついても平気」、心が醜い顔です。桜井さんは、自分に正直に生き、不正と闘っている清々しい顔です。桜井さんご夫婦、支援する人たちと出会うことができ、嬉しかったです。自分らしく、誇りをもって生きていきましょう。

■ 大木耕一

遅くなりました。元気そうですね。当方、週3、4日病院です。

■ 大島加奈子

おめでたい席にうかがえることうれしく思います。楽しみに伺います。11/22の放送もたのしみです！

■ 大曾根幸子

布川国賠訴訟完全勝利心よりお祝い申し上げます。裁判長の読み上げる結審の内容を涙し、胸熱く聞いておりました。忘れられない日でした。本当に皆さんありがとうございました。

■ 大月昭次

完全勝利おめでとうございます。自治労連各単組に桜井さんと共に支援要請をしたことが思い出されます。“たたかってこそ明日がある”を実証しましたね。桜井さん杉山さんご苦労さまでした。そしてありがとうございました。

■ 大名章文

おめでとうございます。54年の闘いが完全勝利で終えること、本当にうれしく思います。桜井さんの「真実を貫く」生き様とそれを支える恵子さんの生き様が結実したのです。もちろん弁護団と支援運動も後ろから支えたことで権力に打ち勝った。それでも反省も謝罪も改革もない警察・検察・司法界との闘いはまだ続きます。権力を変えるのが一番の近道ですね。晴れやかなおふたりの今後の人生を祈念します。

“松川のようにたたかおう” そんな決意で始めた布川事件は、その運動の質も量も松川事件に負けず劣らない歴史的闘いであったと確信しています。何よりも当事者＝桜井さんの生き様が弁護団も支援者も励まし、今や全てのえん罪犠牲者の星であるばかりか、困難や病を抱える人たちに希望を与える“国民の星”になりました。「オレの記念日」全国上映の成功でそれを証明したいですネ。

■ 大縄京子

桜井さんしばらくです。ついに長い闘いに「完全勝利」をかち取りおめでとうございます。祝賀パーティーに参加したかったのですが、パーキンソン病のため参加できません。これからも桜井さんらしく明るく元気に頑張ってください。私も「壁のうた」を聞いて桜井さんの元気をもらって頑張ります。

■ 大野邦夫

長い闘いによって完全勝利されたこと、心からお喜び申し上げ、敬意を表します。私がかつて7年半不当解雇されたなか、守る会に支えられ、職場復帰を勝ち取りましたが、厳しい闘いでした。その何倍もの長い闘い、ほんとうにご苦労様でした。

■ 緒方登司子(神戸質店事件緒方秀彦母)

桜井さんお目出とう御座居ます。早くこちらも続き度く思います。

■ 岡田房江

昌司さんおめでとうございます。このパーティーには這ってでも参加したいのに高齢で体調悪く参加できません。とても参加したかったのに。心からおめでとう!! ご盛会を願っております。

■ 岡本 清

桜井さんの姿に励まされます。愛知、豊田でのつどいは、都合により参加できませんが、またお会いできる日を楽しみにしています。桜井さんのメッセージが心にしみました。救援会に出会った私の人生も、これでよかったと思える報告です。また会える日を楽しみにしています。映像を通してつながっていることを嬉しく思います。これからも闘いは続きますが、豊かな人生を目指してがんばりましょう。

■ 沖田有美

54年間は長いですね。すばらしい人生です。杉山さんも喜んでいるでしょう。楽しみに出席させ

ていただきます。お身体くれぐれもお大事に!!

■ 尾崎良江

長〜い歳月、お疲れさまでした。そして、本当に本当におめでとうございませう。「東住吉冤罪事件」をたたかう中で桜井さんにどんなに励まされてきたことか! ありがとうございます。このご時世、なかなか東京までは行けず失礼します。来年3月には青木恵子さんの国賠訴訟も勝利して、二重の喜びの中で、お会いしたいと思っています。

■ 小田中聡樹

布川事件完全勝利は、日本の司法史の金字塔です。多くの人々の努力・運動と桜井さん・杉山さんの不屈の闘いの成果として祝福します。おめでとうございました。

■ 越智邦宏

おめでとうございませう。本当にうれしきです。すばらしい人生を。

■ 恩田知子

間違いは已むを得ませんが気付いたら正直にです。願ひながら、気かけながらお役に立てず申し訳ございませうでした。ほんとうに良かったです。お父さま、お母さまがお元気だったらとつい思ひてしまひますが、ご尽力頂きました皆々様に心より御礼申し上げます。これからの人生、穏やかにお幸せを祈っております。

■ 甲斐道太郎

私は今、サ高住に入っていて外出ができません。布川国賠訴訟の勝利をご一緒に祝ひたいと思ひます。

■ 片岸みつ子

国賠訴訟勝利おめでとうございませう。ご本人のがんばりと支援者の皆様のご努力のお蔭様だと思ひれます。心よりお祝ひ申し上げます。尊敬します。少し落ち着かれた頃に伺えればと考ひていま

す。北九州の地より心よりお祝ひいたします!

■ 金山克巳

布川国賠の勝利に続き、星野文昭さん獄死の真実を解明し責任を取らせませう。

■ 加納好美

おめでとうございませう。長い間、人生をかけての活動ごくろうさまでした。

■ 川上邦美

54年間の闘ひたいへんお疲れさまでした。完全勝利で終えられたこと、皆様と喜ひ合ひたいと思ひます。これからも冤罪で苦しんでいる人たちのために力をお貸しください。病との戦ひにも完全勝利しますように…。お身体ご自愛くださいね。

■ 菅野勝祐

救援会葛飾支部が再開して初めての取り組みが布川事件の現地調査で、桜井さんに懇切丁寧な案内とお話をいただきました。桜井さんは苦しきことを語るときも、聞く人を励まし勇気の出るお話でした。日本社会の民主主義のために」大きな足跡を刻んだ闘ひ、本当にありがとうございます。

■ 神林成光

桜井さん、再審に続き国賠での完全勝利、本当に良かったですね。再審で「無罪」と聞かれた時と同様、体がずっと軽くなされたのではないでしょうか。

勝てるかどうか心配していた弁護士さんもいた中で、桜井さんは「絶対に勝てる」と言い続けていたと伺ひました。この強い信念が勝利を引き寄せたと思ひています。今の警察、検察、裁判所の辞書には「公正」「真実を明らかにする」などという言葉はおそらく載っていない、その結果としての不当逮捕、不当起訴、不当判決だったと思ひています。

今月(4月)桜井さんのお話を2回聞きました。が、何度伺ひても前向きな考ひ方、生き方には頭が下がります。2回目にお話を伺ひましたとき「お

尻が痛い」とおっしゃっていましたが、ガンが完治する過程で現れる症状なのでしょうか？ どうぞ、お大事に。これからは、これまで以上にやりたいことができると思います。歌もたくさん聞かせていただきたいと思っています。

■ 神戸秀彦

国賠訴訟判決確定、勝利、心よりおめでとうございます。ここまで来るのに54年間もかかったこと自体、驚きです。たくさんの課題の解決に向けてがんばりましょう。

■ 岸田 郁

長年にわたる闘い、お疲れ様でした。「出会いにめぐまれた」と桜井さんはよくおっしゃっていますが、出会いを生かしてこられたからこそこの言葉だと思います。

「逆転人生」をご覧になった方からたくさんの電話があります。こうした期待に応えられるよう頑張らなければと身の引きしまる思いです。布川事件の支援運動や勝利判決で勝ちとった成果を今度の運動におおいに生かしたいと思っています。体調に気をつけながら今後とも再審法改正運動など、これからも冤罪被害者を救う活動を共にがんばりましょう！

■ 木谷 明

桜井さんの完全勝訴を心からお祝い申し上げます。それと同時に、国家権力の不正に敢然と立ち向かった不屈の精神力と闘争心に心からの敬意を表します。ご健康に留意しながら今後は仲間の支援と再審法改正に正面から取り組んでくれることを希望します。

■ 杵渕智子

何を置いても先ず満身の想いを込めておめでとうございます、と申し上げたいです。桜井さんがこの日をお元気で迎えられることを思うと感無量です。

半世紀を超える闘い、完全な無実を勝ち取るのに54年。何という日本の裁判でしょう！ 桜井さ

んという全人格と傾けた勝利、この勝利を全世界に向けて発信しようではありませんか。心からリスペクトを捧げます。

■ 久保田賢三

国賠勝訴おめでとうございます。

■ 栗城英雄 (日本国民救援会会津支部)

仮釈放後、初めての水戸集会で「冤罪でよかった」発言、その後の結婚式のお二人の笑顔、再審決定の土浦裁判所の二人の後ろに映った私、会津での皆が涙したミニコンサートとトーク、思えば救援会活動はいつも桜井さんと共にありました。楽しく、しっかりと闘ってこられた桜井夫妻の姿を見続けながら、二人にまけない様にしようと生きてきたファンの一人として心からおめでとりたいです。布川事件は終結ですが、今後とも桜井さんの姿を見ながら、私も活動を続けていきます。ありがとうございました。これからもよろしく。

■ 黒住周作

再審国賠の勝利おめでとうございます。次はガンをやっつけてください。今まで大変お世話になりました。ありがとうございました。

■ 黒田和子

祝賀パーティーおめでとうございます。41年前、私が38才息子が10歳の時のコンサート（佐藤光政、三枝成章、北林谷栄さん、濱嶋さん、林学さん）を思い出します。この時から布川守る会がスタートのはずです。

救援会に関心のなかった人も佐藤光政さんのコンサートをきっかけに守る会も大きくなっていました。以前から佐藤さんは桜井さんの面会を続けておられ、歌のつくり方（作曲）を指導されました。長い間多くの素敵な方々、多くの素敵な弁護士さん、それに一番頑張られた桜井さん!! 支援する会の中澤さんもお苦勞様でした。みんなの力で次は再審法改正ですが。

桑名ちか子

完全勝利おめでとうございます！

小泉克久

国を相手に勝てるとは思っていませんでした。桜井さんの今までの活動の賜物ですね。おめでとうございます。

何年前でしょうか、「ショージとタカオ」上映会に合わせて、室蘭に来られた時に打ち上げの席で一緒にさせてもらいました。人は変わるんだなあとはびっくりしました。

五島 隆

布川国賠勝利完全勝利、本当によかったですね。コロナ禍や政界の暗い話題の多い中勝訴は大きな希望の光を投じてくれました。冤罪根絶に大きな前進ですね。私は名ばかりの会員でなにもできませんでした。桜井さん弁護団の皆さんその他関係者の皆さんの努力に敬服いたします。

この勝利は冤罪で闘っている他の人々にとって大きな力になるものと思います。

一日も早く冤罪を生む仕組みが改善されて冤罪が根絶されることを願っています。報道機関が疑問を持たずに警察や検察の情報をそのまま報道する姿勢も再考されるべきではないでしょうか。

小林勝利

「真実は必ず勝利する!!」を合言葉に権力の旧悪を暴き、完全勝利判決を勝ち取られたこと、心よりお喜び申し上げます。

小林治彰

桜井さんほど稀有な人生を歩んでこられた人を知りません。冤罪事件の被害者でありながら、桜井さんの真骨頂とも思うのは、自らの事件を含めて権力の不正義のやり方にはめっぽう厳しい反面、事件を訴える場では常に明るく、楽観的に行動し、支援の輪を広げてきたことが国賠訴訟でも勝利に結びついたのではないのでしょうか。救援会中野支部の時に布川事件支援の運動にわずかですが、関わったのは私の財産にもなりました。

桜井さんに対してお詫びというか、後ろめたいような思い出があります。粉雪舞う日に守る会の中澤事務局長と二人で、中野の新井薬師駅で宣伝行動をしたことがありました。ハンドマイクか何かお貸ししたのでしょうか。行動終了後に二人で私の職場にあいさつに見えられました。二人が寒さに凍えながら宣伝行動を貫徹されたこと、私は宣伝行動にも参加しなかったのに……。

桜井さん、布川事件の勝利終結までの道のり、本当にお疲れさまでした。お体をいって今後はゆっくりやってください。岡山の空の下から桜井さんの勝利を祝い健康と今後のご活躍をお祈りします。

五味洋三

長い間良く頑張ったと思います。ご苦労様でした。ガンになられて独自の健康管理、その後の調子はいかがですか。お互いに余生を体には十分留意しながらやれる事をやりましょう。布川事件支援の個展や2人展を行ってきたことが昨日の事のように思い出されます。今は個展もコロナ禍でできないのが残念です。早くコロナ禍を退治してほしいですね！

小山高澄

長い期間の闘争ご苦労様でした。我々冤罪闘争関係者にとっても朗報でした。ぜひ参加させていただきます。

齊木登茂子

桜井さんの勝利を心からお祝い致します。そして冤罪をかけた裁判官、検察、警察からの謝罪を強く要求致します。

斎藤勝行

えん罪は元から断たなきゃダメとあきらめない正義の闘いで命を懸けた勝利！2014年4月布川事件と国賠を語る「学習会」を想い起こします。今後もご健勝を祈ります。

【佐伯 剛】

桜井さんの気概に病気も退散したのでしょう。国賠訴訟勝利おめでとうございました。元気な姿を見て、元気のおすそ分けを頂きに参ります。

【坂 千枝】

長年の闘いお疲れさまでした。人生の大半を闘いぬいた桜井昌司さんに敬意を表します。

【阪原弘次(日野町事件)】

完全勝利おめでとうございます。日野町事件も桜井さんに続ければと思っています。

【坂本公則(大洗)】

54年間、本当に頑張り続けたことに頭がさがります。今後の闘いに支援よろしくお願いたします。無実の罪で獄中29年、そして余命宣告！人生これから、お互いに頑張っていきましょう。

【坂屋光裕】

桜井さん、本当におめでとうございます。支援する会の役員のみなさん、本当にお疲れさまでした。再審無罪から11年とは、早いですね。再審無罪のみならず、警察・検察の不正を正したのみならず国賠訴訟も提起し、勝利し、確定させました。本当に素晴らしいです。これまでの活動の教訓は多くの事件の勝利に行かされるのが大切です。

【佐川廣文】

最後まで諦めず、闘う人と人々が勝つことを学びました。しかも明るく、楽しく、希望をもって。

【桜井恵子】

昌司さん、おめでとう！国賠勝利の喜びを皆様と分かち合える日が来て、本当によかったです。「真実はかならず勝つ！」。その通りになりましたね。弁護団の先生方、本当にありがとうございました。ご支援下さいました皆様、そして支援する会事務局の皆様に心より感謝申し上げます。

【佐藤悦子】

心から「おめでとうございます」と申し上げます。いつのことだったか忘れてましたが、室蘭で講演会を開催した折、桜井さんの事を知り強いショックを受けて以来、少しの支援カンパをさせて頂いていました（講演後4人でカラオケで桜井さんのうまい歌を聞きました）。54年の失った月日は戻りませんが、今回長い闘いの末、完全勝利された事、人ごととは思えない喜びに包まれます。なぜならえん罪で苦しんでいるすべての方たちに希望を与えたことでしょうから。日本の司法のあやまちも少し学びました。

桜井さん！これからの人生を思う存分はばたい豊かに過ごされますようお祈りしています。事務局の方達もお疲れさまでした。ありがとうございました。皆様どうぞお元気で。テレビ放映必ず見ます。

【佐藤武子】

最後に出席したかったんですが急用が入り出席できません。

【佐藤光政】

本当に今日のこのパーティーに出席できる程嬉しい事はありません。昌司君もくれぐれも体を大切に！！

【里見 繁(代表委員)】

おめでとうございます。長生きしましょう。お互いに。見上げる空は同じです。東京でも大阪でも。

【佐野二三子】

ここまでの多難がやっと幸せにたどり着きました。やはり正義は勝利すると信じることは大切です。感動をいただいています。12月12日完全勝利報告パーティーは実に多くの支援者が集い素晴らしいパーティーでした。これからも正義と真実、人権を求める戦いは続きます。共に声をあげていきましょう。

鮫島敏昭

長い闘い、お疲れさまでした。しかし冤罪はなくなっていない。今後も力を合わせ取り組んでいきましょう。勝利、おめでとうございました。

椎名俊英

おめでとうございます。

塩田哲子

長い間、お疲れさまでした。バンザイです。これからも地域でいろいろ要請があると思いますが、お身体を大切にされながら、適当に取り組んでください。

篠崎幹雄

ずっと裁判を応援してきた母（篠崎邦子様）が今年亡くなりました。母の代理として勝利報告を聞きたいと思います。母がずっと応援してきた布川事件が最高の結果になり、本当にうれしいです。

清水明子

50年余りの長い闘い、お疲れ様でした。再審で無罪を獲得、国家賠償請求を勝ちとるというご自分の主張を最後まで貫き通されたことに感服致しました。4月の出版記念会でお元気な声をきいて安心しております。これからも活動を続けられるでしょう。応援します。微力ですが気持ちは二人分。

清水藤太郎

勝利報告パーティーおめでとうございます。長年に及ぶご苦勞ご活躍に敬意を表します。私共高齢もあり、少々体調も考慮しており、参加できませんが、ご成功を祈っております。

清水みな子

桜井さん、恵子さん、おめでとうございます。桜井さん、ほんとうに長い長い闘いお疲れ様でした。桜井さんのバイタリティーにいつも力ももらっていました。これからもえん罪がない世の中めざして頑張りましょう。全国のえん罪事件に大きな影響を与えたいと思います。

下川とみえ

布川事件の輝かしい終結を心からお祝い申し上げます。天国の杉山卓男さんも笑顔で拍手喝采されていることでしょう。長い闘いのなかで厳しさも楽しみに代えながら、活動に向き合われる桜井さんご夫婦の姿に多くを学んでいます。闘いを通して常に「心豊かな生き方」を示してこられた桜井さんからたくさんの元気をいただきました。出会えた喜びでいっぱいです。感謝でいっぱいです。

再審無罪確定後「国賠でもう一度勝って冤罪仲間を救いたい」という桜井さんの強い思いは、いま『再審法改正をめざす闘い』につながっています。本当に素晴らしいです。ご健康第一に、この先も桜井さんならではの「素敵なお前向き人生」をお聞かせください。お元氣でご活躍ください。私も共に力を尽くします。

上嶋希代子

勝利！ 本当におめでとうございます。御苦勞様でした。54年の月日を経たと書かれていました（高山へ来て頂いたこともありました）。以前に桜井さんが無駄な日は一日も無かったと語っておられましたことを思い出しましたが、自由をうばった罪は重い！ と思います。「逆転人生」みんなでみます。

白井浩子

おめでとうございます。残念ですが、遠くて参加できません。盛會を祈ります。桜井さんと同様勝利をうたがいませんでした。それにしても、54年の時間を返せ、と怒りがわきあがります。これからもがんばります。

末長かおり

布川国賠歴史的勝利おめでとうございます。ご本人・ご家族・支援する会・弁護団全ての方々のご尽力に敬意を表します。桜井さん、本当におめでとうございます。人間としてその生き方をとても尊敬しています!! 当日お会いできるのを楽しみにしています。

周防正行

おめでとうございます。素晴らしいことをなしてあげてくださいました。ありがとうございます。ブログ「獄外記」も拝読しております。

菅家利和

国賠勝利本当におめでとうございます。桜井さんは本当に頑張り強い男だと思っておりました。コロナで本当は大変ですが、これからも体に気をつけて皆様も頑張ってください。これからもどうぞよろしくお願い致します。

瑞慶覧淳

桜井さん、54年に及ぶ冤罪との闘い本当にお疲れさまでした。そして、再審無罪に続き、国賠裁判での完全勝利おめでとうございます。結果も見事でしたが、桜井さんのポリシーである「明るく、楽しく」のとおり、清々しい闘いでした。

桜井さんの生きざまが、いま多くの人々に勇気と感動を与えています。これからも健康に留意して、益々のご活躍を期待しています。

鈴木研二

半世紀余りの闘い本当にお疲れさまでした。これからは恵子さんと少しはゆっくりとしてください。

鈴木都子

本当におめでとうございます。自治体職員のと看に守る会に加入しましたが、署名・カンパの他には活動もできず申し訳なく思っていました。これからはお体を大事に、ご自分のために生きて下さい。

鈴木祐志

国賠訴訟の完全勝利、本当におめでとうございます。そうではあっても、事実が事実と認められるまで54年、半世紀以上の時間が費やされたこと、桜井さん、杉山さんを精神的、肉体的に苦しめたことは断じて許されません。反面、お二人が素晴らしい人柄になっていったことに敬意を表します。

須藤きさ

あなたの国賠訴訟勝利がこれから国賠訴訟を闘っている方々を励ましたね。これからは桜井さんも支援される側から支援する立場で冤罪で闘っている方々の力になって下さい。私も救援会員の一人ですが、一緒に頑張ります。

砂岡孝治

「勝った気がする」その言葉に万感の思いが込められているような気がしました。長き闘い、お疲れさまでした。

瀬谷 実

裁判勝ってよかったですね。今後も国家の横暴を追及する先頭に！

高野喜代美

布川国賠完全勝利おめでとうございます。私は岐阜県高山市に住んでいます。救援会員です。ずいぶん前に桜井さんに来ていただきお話を聞かせてもらい、感動しました。その時夫は元気で、救援の会員も増えました。4年前に夫は亡くなりましたが、お空から“良かった、良かった”と涙を出して喜んでいることでしょう。お身体お大事になさってください。

高橋勝子

おめでとうございます。やりぬきましたネ。とてもうれしいです。心筋梗塞後、少しづつ動けるようになっていますが、歩行訓練の毎日なかなか回復しません。出席を目標にしています。何もかもリハビリです。字も書けるようになったし、一歩一歩です。生きていて完全勝利をみられて良かった。ご奮闘の皆さん、ありがとう。

高橋信夫

大変な大運動でしたね。おつかれ様です。

高橋信子

テレビ放映を2件見ました。地域の仲間も桜井さんの母親への思い、弁護士、仲間の運動を知り、

涙があふれましたと……署名も届けられ勇気付けてることを知り、これからも支援がんばらなくては。

高見沢伸子

「国賠訴訟」の勝利おめでとうございます。この度は布川事件終結・再審無罪記念の祝賀パーティーを開かれるとの事、おめでとうございます。残念ながら参加できませんが、水戸の地で同じ気持ちでお祝いしております。

瀧本妙子・至

完全勝利!! ブラボー! やりましたネ! とても励まされます。無罪の旗のもとすべてに勝利が続くことを!! 近ければ参加したい! 想いです。奈良で桜井さんのCDを聞きながらカンパイ! をします。本当にありがとうございました。そして彼女によろしくとありがとうを! 感謝です。

竹内容子

完全勝利おめでとうございます。桜井さんは救済会の皆さんの誠実さが私を変えてくれたとおっしゃっていますが、私たちが桜井さんの生き様にどれだけ励まされ、勇気や明るさや希望を与えてもらったでしょう。感謝の気持ちでいっぱいです。杉山さんもきっと空の上から喜んで下さっていると思います。癌との闘いにも打ち勝って桜井さんの人生がより輝くよう応援したいです。

武尾幸子・奥野真理子・大泉絢子

桜井さん裁判完全勝利おめでとうございます。12月7日、柏でのコンサート「人生を歌う、今が春」で、桜井さんの「人生」をしみじみと聞きました。辛いことばかりなのに軽妙な話し方に笑いも起きました。獄につながれてもしかたなかったという桜井さんを冤罪と信じて支援し続けた救済会の人たちの力はすばらしい! それに応え、厚い壁に閉ざされた獄中で長い年月を自分を変える程学びつづけ成長させた力はすごい! の一言です。意志の強さを感じました。これからももっと語って歌って伝えて下さい。

田戸俊英

「権力犯罪は絶対許さない」という桜井さんの強い意志に敬服する次第です。すごい人だと思います。

田中輝和

国賠の勝利は、なんといっても桜井さん本人の渾身の活躍あってのことと思います。マイナスをプラスに転ずる力に敬意を表します。憲法に17条と40条が入れられたことが活かされました。

田中泰子

国賠裁判勝利、おめでとうございます。

谷村正太郎(布川再審弁護団)

冤罪をなくす闘いを大きく一歩前進させたことを祝って

玉盛 清

卒業ですね。おめでとうございます。たった一人から始まった闘いが多くの人々の心を揺り動かし、無罪を願う多くの人々が行動し、大きな実を結びました。私も桜井さんの闘いに勇気づけられた一人で、ささやかながら今は素晴らしい闘いを共有できたことに感謝する日々です。

冤罪事件は国家権力の犯罪です。なくしましょう。どんな理不尽にも、不可能にも立ち向かう、そんな正義感を持ち続けていければと、そうでありたいと思います。これからもお元気で。

田村武夫

布川国賠高裁判決に感激しています。桜井さんをはじめ弁護団、支援する会そして国民救済会すべての団体の奮闘に頭が下がります。成功の教訓を明確にし、すべてのえん罪事件に応用していきたいものです。

為我井ノリ子

桜井昌司さん、「完全勝利」本当にほんとうにおめでとうございます。心から。長い年月の闘いおつかれさまでしたネ。「完全勝利」勝ちとった事を

大声でさげびたい！「勝ちとった」よーって！弁護士の方、一人ひとりの支える力って迫力あります。重ねてありがとうございます。みんなありがとう！！

■塚越 豊 (弁護士)

54年目にしようやく桜井さんの繰り返し言っていたことが裁判で認定され、この間のご苦労の大変さをあらためて思います。桜井さんの力のなせるわざです。そして奥様、守る会の努力尽力のお蔭だと思います。体調に留意され、桜井さんのえん罪を巡る諸課題に関する伝道師、改革師としてのご活躍を心から祈っております。女房も大変喜んでおります。

■土田倫里江

一点の曇りもなく、真実が明らかになり、本当におめでとうございます。腹立たしい悪政が続く中、人としての美しさ、美しい生き方を身近で見せていただき、ありがとうございます。桜井さんが長く苦しい闘いを幸せだったと言われてますが、周りの私たちを幸せにしてくれました。“真実は闘いとらなければならない”改めてかみしめています。

■土本雅行

桜井さんの闘いが私たちに勇気と希望を与えてくれました。再審法の改正が必要！布川事件終結再審無罪、本当に良かったです。

■土屋 翼

冤罪関係で、桜井さんの力でトンネルの先が見えて来ました。冤罪は被害者だけでなく、加害者の冤もはらしています。布川冤罪・国賠をもっと大きくするためには桜井さんの参議員立候補がgood!!! と思います。桜井さんの弁が立つ能力を最大にするべきだと思います。ご苦労さんですが、頑張りあいましょう。

■堤 瑤子 (河野よう子)

完全勝利おめでとうございます。この日、救援

会の県本部大会と重なり参加できず残念です。私たちは「飯塚事件」再審に取り組みははじめました。ご支援をよろしくお願いします。

■津山忠義

おめでとうございます。長い間の闘いお疲れ様でした。歴史に残る素晴らしい結果を出されたことに敬意を表します。

■富樫勝美

おめでとうございます。長い闘い！ねばりづよくの勝利！すごい事です！

■戸賀輝彦

昌司さんの不屈の闘志と楽天的な心を私も見習いたいです。えん罪をつくらないために行動している姿にあこがれています。千葉の獄友たちにも伝えてあげたいです。お体を気をつけて。

■床嶋まちこ

「逆転人生」視ました。獄中にいるときも社会に出てからも、明るくポジティブに生きる姿に心を揺さぶられました。

■苦 孝二

おめでとう！正義は勝つだね！桜井さん、支えてくれた皆さん、本当にご苦労様でした。桜井さんの頑張りがどれほど多くの人を励まし、力づけてきたか強く思います。とくに冤罪をなくすために闘っている姿は、とても頼もしく感動的でした。桜井さん、体を大切に桜井さんらしく生きてください。

■富田常雄

あたりまえの無罪と国賠を勝ちとった54年間本当にお疲れさまでした。布川事件は終わっても、桜井さんの全国行脚これからも頑張ってください。闘いはずっと続くんですね。桜井さんのブログに励まされ、今は、専業となった農業をがんばりたいと思っています。

外山和子・雄一

完全勝利おめでとうございます。

豊崎七絵 (代表委員)

国賠勝訴、誠におめでとうございます。布川事件のこれまでの軌跡は、冤罪の防止・救済・責任に関心を持つ全ての人にとって、本当に大きな励みとなります。

長井 央

おめでとうございます

永尾廣久

本当に桜井昌司さん、お疲れさまでした。権力の不正と闘い、そのことをあきらかにしたのは偉大な成果だと思います。お体を大切に引き続きご活躍されることを心より願っています。

中河哲男

ご自身の冤罪を晴らし、ぬれぎぬを着させた警察や検察と闘い続け、他の冤罪被害者の方々への支援を続けていらっしゃる桜井さんの姿には、いつも尊敬の念を感じております。国賠事件の勝訴と他の刑事事件にも影響を及ぼす中身を勝ち取ったことにも感服しております。

中澤好子

布川事件再審無罪、国賠訴訟全面勝訴本当におめでとうございます！桜井さんのいつも前向きな人柄に元気をいただき、大変な中でも楽しい支援活動でした。また、冤罪被害者の会の立ち上げ、再審法改正の運動の取り組みなど、幅広く活動を続けている桜井さん、これからも元気で頑張りましょう。

中島忠夫

冤罪での闘い、国賠での闘い、54年間の闘いの勝利おめでとう。出版労連の組合の小集會に闘いの支援を訴えにこられ、話しを聞いて、これは必ず勝てると思っていました。体に気をつけて下さい。

中田静枝

桜井昌司さん、国賠請求訴訟勝利までの長い闘い、おつかれさまでした。私も多くの事を学ばせてもらいました。おめでとうございます。お身体、大切に。

仲根泰子

全面勝利おめでとうございます。54年という気の遠くなるような年数、普通の気力ではとても耐えられるものではありません。桜井さんに深い敬意を表すとともに弁護士、支援する会の皆様にも心からご苦勞様と言わせて頂きます。とはいえ、冤罪事件はまだ無くなること、再審の厳しさは簡単には変わらないと思います。桜井さんはまだまだ闘い続けられることと思いますが、お体の方もご自愛ください。ささやかな支援を続けさせて頂きます（気持ちだけになってしまいますが）。

永村恵智子

“無罪”当然の事ながら良かったですね。長かったですね。一度きりの人生、大半を拘束され取り戻す事ができない時間を想うとき“悔しい”のひと言ですね。時間を返して！と言いたいですね。他人事ながら計り知れない腹立たしさを覚えます。残す人生、どうぞお大事に。「再審法改正」に頑張りましょう。

中村伸郎・千恵子

「再審に勝つ」「国賠に勝つ」と言って、実際勝つんだからすごい！おめでとうございます。桜井さんのぶれない姿、すばらしい！岸和田に何度も何度も来てもらって感謝です！本当にありがとう。これからもよろしくネ。(中村伸郎)

長い間よく頑張りましたね。昌司さんと仲間の皆さんに脱帽です。心よりうれしく思います。ありがとうございます。昌司さん、あなたのことが、歌が、行動がどれだけたくさんの人たちの励みになったことでしょう。自然体で生涯現役でね。(千恵子)

■ 中山百合 (86 才) —————

勝利し、賠償させ、解散総会まで、何という美しい幕の引き方でしょう。私は藤井百合さんの関係で応援させていただきました。この日を迎え、日本に正義が生きていたことをうれしく思います。藤井ゆりさんの伴奏、桜井さんの歌、厳しい闘いが残した優しい思い出、有難う。他の冤罪事件の数々も大きな励ましを与えられましたね。

■ なつし 聡 —————

長い長い闘い、本当にお疲れさまでした。桜井さんが発信する「元気」に勇気をもらっている人は数知れないと思います。布川国賠ではホームページ係として末席に加えていただき、幸せでした。桜井さん、長い長い闘い、お疲れさまでした。ゆっくり休んで下さい、と言いたいところですが、全国の冤罪犠牲者のために今後もお力をお貸し下さい。これからはお元気で少しのんびりしながら活動してください。

■ 成島隆介 —————

私も 1947 年（昭和 22 年）1 月生まれで、桜井さんの人生を他人事とは考えられませんでした。冤罪を許さず闘い続けた 54 年を思うと涙してしまいます。亡き杉山さんと良くがんばりましたね。今は病の後遺症にて残念ながら出席できませんが勝利に心よりの拍手を送ります。

■ 新倉 修 —————

真実はかならず勝つ！ それを実現・実証した努力と勇気は貴重だ!! 布川国賠勝利はあつい・きたない・こそくな権力の不正の壁に穴をあけた!!! おめでとう！

■ 西山美香 —————

桜井さん完全勝利おめでとうございます。青木さんも 3 月に勝利し、それに続けて私も勝利したいと思っています。今回は招待して下さり、ありがとうございます。

■ 日本国民救援会大田支部長 金高雅行 —————

布川事件終結・再審無罪 11 周年記念祝賀パーティーおめでとうございます。人権と民主主義を守る救援と一緒に冤罪事件の被災者の救済と全てのえん罪事件をなくすため頑張りましょう。

■ 日本国民救援会渋谷支部 —————

長い闘いでしたが、国賠も完全勝利でしたこと幸いに思います。布川事件では、当事者・弁護団・支援者の団結が大きな教訓の一つです。冤罪や弾圧、労働争議などの闘いは続いています（渋谷でも一つはじまりました）。この教訓を胸にこれからも人権を守る取り組みをしていきます。

■ 日本国民救援会銚子支部 斎藤勝行 —————

えん罪 54 年の闘いは、構造改革による通信労組銚子無線の廃局での単身赴任のリストラ裁判闘争を激励しました。これからも人権を守る闘いが続きますがよろしく願います。

■ 日本国民救援会長崎県本部 —————

半世紀を超える長い闘い、お疲れさまでした。冤罪犠牲者救済の活動と、「再審法」改正運動の推進力としての活動に敬意を表します。東京高裁・名古屋高裁など、「冤罪」を作り出し、反省もせず「メンツ」を守るだけの裁判所を正していくためにも、ご健康に留意してください。私たちも、さらに奮闘し活動を強化していきます。

■ 日本国民救援会中野支部 栗原一秀 —————

中野支部ニュースにも書きましたが、桜井さんのがんばりがその後の司法に多大な光をあてた事は事実です。今後も頑張ってください！

■ 日本国民救援会奈良県本部 —————

布川事件の完全勝利での終結、本当におめでとうございます。桜井さんには、何度も奈良まで足を運んでいただき、そのたびにお話や歌を通して、たくさんの方々に感動や勇気をいただきました。ありがとうございました。これからもますますのご活躍を心からお祈りしております。そしてこれ

からもよろしくお願ひいたします。

日本国民救援会広島県東部支部

エピソード：①2006年の私の年賀状に2002年救援新聞新年号掲載の「ぼくの正月」詩全文を拝借させていただいたこと、②オルグで一緒させていただいた群馬での支援交流の場で今は亡き松本正さんと昔の話からたどれば桜井さんが親戚だったと判明したこと、③福山市選支援集会を開いた後、名勝鞆の浦で泊りいただいたこと、④恵子さんをパートナーに選ばれたこと。

日本国民救援会文京支部 山田三平

長い闘いごころうさまでした。

日本国民救援会目黒支部 事務局長 福田清

布川事件国賠裁判の勝利おめでとうございませう。桜井さんが口癖のように言っておられた「勝って当たり前」は、その通りだと思います。元々「冤罪事件」だからですよね。桜井さんが私財を投げ打って、冤罪を無くすために本気で取り組んでおられることと心から敬意を表します。私たち支部も力を合わせて「冤罪再審署名」は200を超えました。

二本松進

完全勝利！

沼本紀子

完全勝訴、本当におめでとうございませう。名古屋へおいでになった時、講演を聞き、桜井さんの無罪を信じ、その場で名前を書きました。それ以来、ずっとニュースを送り下さり、ありがとうございました。何も私自身していませんが、桜井さんの完全勝利無罪判決心から喜んでおります。

若い頃、八海事件で無罪になった阿藤さんの最高裁の判決に立ち会わせていただきましたが、警察がいかにひどい取調べをしたか、検察が真実に向き合わないか、よくわかりました。どうか、これからの日々、お元気で過ごしてください。桜井さんが書いていらっしやるよう冤罪が起きること

がないよう法制度を実現させたいですね。

根本智子

完全勝訴、おめでとうございませう。

野田克己

桜井さんおめでとうございませう。私も昨年8月末に大腸がんの手術をしました。肝臓にも2か所転移があり、それも切除しましたが、今年3月、6か月検診で肝・腎・両肺などに転移あり4月から14回の抗がん剤治療を続けています。両手足のシビレや貧血、味覚障害等の副作用に悩まされていますが、何とか頑張って活動に復帰したいと思っています。遠く北の地からエールを送ります。

野呂輝明

桜井さん、長い長い冤罪との闘い、NHK「逆転人生」観ました。54年間を45分に圧縮して、まるでこの日を「待つ」人生。救援会尾北支部には「ショージとタカオ」のお二人に来ていただきました。そしてその上映会も3カ所で展開。桜井さん、恵子さん、良かった。幸せに。残りの「待つ」を大事に。

救援運動の歴史に刻まれる布川事件であったと思います。映画『ショージとタカオ』になり、「逆転無罪」のNHKTVで放映され、冤罪を背負った人生そのものであった。ご苦労さま。

袴田秀子

国賠勝利、本当におめでとうございませう。桜井さんの闘い、そのお元気な姿は私たちの希望の光です。私も巖の再審開始そして無罪を勝ちとるため勝つまで死んでたまるか！がんばっていきます。

橋本 勲

まずはおめでとうございませう。素晴らしい成果と歴史に残る快挙に万歳です。良かった!! 良かった!!

橋本次生

54年にも及ぶ闘い、真っ白い勝利だとの思い、

すごいです。えん罪をなくすため、私たちも運動を続けています。そして、勝つまで行動しようとの桜井さんの声、たしかに届いています。さあ！奥さんとの楽しい思い出を作ってくださいね！

■ 橋本眞理

この事件を通し、冤罪を知りました。私も小さな力ですがこのような理不尽がある事を伝えたいと思います。お体に気を付け、今までの分、自分の思うようにそして長生きを!!

■ 橋本安子

勝利おめでとう！長い事お疲れ様！

■ 長谷川倫子

桜井さま、テレビで見ました。応援しています。ガンバっている姿に涙が出ました。でも高齢で祝賀パーティーには行かれませんか。もう教会も桜井さんを知ってる人が少なくなりました。

■ 服部 泉

信念と根性で昌司らしく闘い、そして勝ちましたね。正義がねじ曲げられたまま苦しむ全てのえん罪被害者への昌司の愛と勇気に心より敬意を表します。

■ 服部 清

区切りがつかいましたが、今後も活動を続けていくのでしょうか？

■ 濱嶋隆昌

面会室の出会いから、手紙、絵手紙、獄中詩。はじめの一步ビラ署名。ニュースにカンパ手から手へ。人の輪広げ守る会。チケット広げ壁の歌。学習会に美術展。やった！釈放！再審無罪！全国行脚でありがとう！

法廷通った国連行った。現地調査で汗をかき、語りあった泊りがけ。バイク、ガラス戸、検証・実験、記録を読んで大激論。孤独な作業、眠れぬ夜も。支え励まし励まされ、映画観ましたテレビも観たよ。歌と語りに泣き笑い、CD買った金も

使った。不正ゆるさず国賠勝って正義に涙。

桜井昌司と仲間たち、人生一路、今日も行く！

布川事件・第一次再審、請求審棄却の1987年、私は国民救済会東京都本部の専従となりました。以来、仮釈放までの10年間、布川事件守る会の人々と机を並べ、駆け出しの日々を過ごしました。最高裁で棄却され、裁判所宛の署名もなかった第二次請求準備の歳月。「ヌノカワ事件」と誤読されていたあの頃。

カンパ、ビラまき、面会、地道に地道に、活動していたみなさんの姿と獄中のお二人の便りから、若き日の私は、先の見えない中でも前に進む人の生き方、救援運動の心を学びました。みなさんの生き様に感謝、乾杯。

■ 林 秀信

桜井さんの闘志とバイタリティーにガンも裁判所も応援の人たちも感服しています。高裁判決は捜査機関の違法行為の緻密な認定がなかったのは少し残念です。また、新たな目標に向け奮闘を期待しています。透析生活もうすぐ1年になりますが、桜井さんの闘志あふれる生き方に励まされます。再審法改正にも闘っていきたいです。ご奮闘を!!

■ 原 敬之助

長い長い闘いでした。そして完璧な勝利、あらゆる冤罪事件の闘いに大きな励ましを与えることでしょうか。何よりも、被害者の桜井さん、故杉山さんの頑張りが素晴らしかったと思います。これを支えた強大な守る会と谷萩先生を始めとする頼もしい弁護団に敬意を表します。亡き北林谷栄さんがどんなにお喜びのことか。

■ 彦坂孝孔

ご招待をいただきましたが、差し支えにつき欠席させていただきます。皆様の大変なご苦勞と精力的なご活躍の賜物とはいえ、大いなる成果をえられましたことは本当におめでとうございます。

飛田元雄

国賠という重い扉を開いた布川の闘い。桜井昌司さんに贈りたいと思ったのが与謝野晶子のこの歌です。「劫初よりつくりいとなむ殿堂にわれも黄金の釘一つ打つ」54年の闘いを通して、人権という殿堂に、見事な黄金の釘をうちつけましたね。

姫野 浄

この勝利は桜井昌司さんと支援する会の皆さんの不屈の闘いによるもので、日本の裁判闘争史に画期の1ページを記しました。桜井さんの勝利を祝って大阪から皆さんと一緒に大きな拍手を送ります。警察・検察の違法をきびしく追及した今回の判決は必ず今後生きてくると確信します。続く大阪・青木恵子さん国賠でも再び勝利を得るために全力をあげます。桜井さんには体調に十分気を付けてのご活躍を期待しています。これから更に前進させるために知恵と力を集めましょう。

平川明雄

桜井さん54年の闘いご苦労様でした。冤罪の太陽の役割でいて下さい。

深瀬暢子

おめでとうございます。布川事件再審の闘い、国賠の闘いからは多くのことを学ばせていただいております。狭山事件再審も後に続けるよう一層頑張っていきます。

福島恵子

心からおめでとうございます。松戸、柏と桜井さんの御話は何回か伺いましたが、大変な中で皆様と一緒に迎えることができ、うれしいです。体に留意して恵子さんと御一緒に日々を過ごして下さい。

福田磨理子

長い長い闘いお疲れさまでした。そして多くのことを学び、人との出会いをありがとうございました。これからも闘い続けるでしょう。「体は正直、頭はウソつき」体の声を聞いて頑張りましょう。

これからも宜しくお願ひします。

藤咲芙美子

布川国賠訴訟においての完全勝訴、本当におめでとうございます。54年という長い月日頑張っておられたこと、お疲れさまでした。「真実は勝つ」ですね。これからは、お身体大切にお過ごし下さい。おめでとうございました。

古沢喜幸

桜井さん、本当によかったですね。頑張り勝ちです。正義が勝ってうれしいです。

星 次夫

完全勝利、長い間お疲れさまでした。

星野暁子

この日は会議があり、残念ですが参加できません。運命を逆転させた桜井さんの生き方に勇気もらっています。今後ますますお元気で、ご活躍を期待しています。

細沼敬二

桜井さん、長い闘い、自分の人生を使い果たして、冤罪裁判闘争、ぶれずに国家・検察・警察の不正を暴く闘い本当にご苦労様でした。

堀越明男

2012年11月提訴以来、2019年5月27日、東京地裁の勝利判決、提訴から9年近く経た2021年8月27日東京高裁で完全勝利判決を勝ち取り、9月10日確定、歴史的な闘争、おめでとうございます。

本田精一

完全勝利おめでとうございます。長い闘い本当にお疲れさまでした。「布川の闘いは日本一の弁護団と日本一の支援者に恵まれた」と桜井さんは言ってましたが、私は日本一の原告(?)だと思います。これからは恵子さんとの時間も大切にしてください。

■ 米田一男

無罪を勝ちとる全力の闘いで冤罪が明らかになった後、布川国賠裁判で冤罪が構成される経過と責任が明らかにされていくのを見て、国賠裁判の重要性を理解することができました。桜井さんが冤罪で闘い、国賠を闘った生き方は私もそうですが、多くの人に勇気と希望を与えました。がんの克服と再審法改正の課題は同時達成の目標にしよう。桜井さんの体力回復を心から待っています。

■ 前澤 猛

再審無罪に続く国家賠償の完全勝訴、そしてその報告パーティーの開催を心からお喜び申し上げます。「おめでとう」というのには戸惑います。真実が真実として、正義が正義として認められることこそ当然の帰結だからです。これまでの、桜井さんと、支えてこられた方々の、長い辛抱と努力に、深く敬意を表させていただきます。

■ 増田喜久子

桜井さん、弁護団と支援する会の皆さん、勝訴おめでとうございます。半世紀以上にわたり、いつも前を向いて多才なご自分の能力を全開させて聞いて続けて来られたこと、本当に敬服します。冤罪に巻き込まれた不運を克服したうえ、司法の不条理を糺す道を拓いていっている桜井さんは歴史に残る偉人です。

身体お大事にいつまでもお元気でご活躍ください。これからも冤罪の悲劇をなくすために走り続けて下さい。老い先短い身ですが、私もできることをしようと、心をあらたにしています。

■ 松浦秋雄

長い闘いご苦労様でした。勝利判決おめでとうございます。不屈の精神、継続は力なり！再審法改正頑張りましょう！ゆっくりガン治療に専念して下さい。たまには休養も大切です。

■ 松浦章仁

すべての勝利へ不屈の精神でたたかった桜井昌司さんに心より、大きな大きな拍手を贈ります。

今後も再審・えん罪事件の当事者と支援者のためにご尽力をお願いし、桜井さんの勢いで病気など蹴散らしてください。

■ 松江頼篤(弁護団)

すべて勝利!! よかったです。桜井さんの癌の完治を祈っております。完治され、勝利の美酒を心置きなく飲みましょう。

■ 松本 共

完全勝利判決の確定、本当におめでとうございます!! ショウちゃんの人柄が支援者だけでなく、弁護団の力にもなり、裁判官にも届きました。当然の結果を出すまで54年の月日がかかりました。そのおかげという言葉はおかしいですが、ショウちゃんに出会えたご縁に心から感謝しています。

■ 松本芳子

布川事件国賠訴訟勝利、本当によかった。全国各地、こつこつと運動を展開していらっしゃるお姿が目浮かびます。お話、歌にとっても感動し、逆に元気をいただきました。勝利を手になされ、ますますお人柄がさえわたっています。お身体大切になさって下さい。

■ 丸茂勇夫

冤罪は許さない運動に取り組まれた皆さんに敬意を表します。私も第1回現地調査に参加しましたが、支援する会ができ、また運動を支える国民救援会の役割の大切さを改めて実感しています。

■ 丸山良恵

桜井さん、ほんとうに長い間お疲れさまでした。そして、おめでとうございます!!!!!! 余命宣告を吹き飛ばして“ケイコちゃん”と末長くお幸せにお過ごしくださいね!

■ 丸山慶喜

ご苦労さまでした。桜井さんの詩を教材に使わせてもらったところ、桜井さんに会いたいという声が出ました。桜井さんに大東学園で講義をして

いただきました。

生徒や教員がお話をお聞きし、生徒から「シャバ」って何ですか？と聞かれて大笑いしました。こういうひとつひとつの闘いの勝利が人権を保障する社会づくりになりますね。子供たちには、生きるための権利の闘いのいい学びになりました。私は詩集を教材にもしました。完全な人間の勝利に励まされています。おめでとうございます!! ありがとうございます。

三浦直子 (布川再審弁護団)

おめでとうございます! 桜井さんのお姿いつも励まされています。いつも本当にありがとうございます。多くの人を笑顔に変え、希望と勇気を与え続けている桜井さんは、本当に神に選ばれし者だと思います。どうぞ、杉山さんの分まで長生きしてますますお健やかによい人生を歩み続けて下さるよう祈っています。

三隈一治

勝利! おめでとうございます! 残念ながら参加できません。地元、九州であれば出席します。

南紀代子

～あきらめない～

布川事件桜井国賠勝訴判決 54年の時を刻む
過去・現在・未来を見据えての判断の勝訴、故に桜井さんの喜び包む

えん罪を生まない社会に向けて いのちと暮らし守る運動と連帯して誰もが安心して暮らせる社会政治に憲法を据えて繕う

今、コロナと人間の闘いを正面に据えて世界は働く運動に世界は動く

20,30,40は限られた空間環境 50,60,70代は天空・大地・海原

桜井さんの全国旅道に対話弾む

～薫風の中、人びとの幸せの音が響きあう～

土浦での喜びが体に染み桜川の流れがここに届きあう

「冤罪放浪記」の長南氏もこの会に来るだろうか。

桜井さんの法廷での語る、大切な思いが伝わる

はず

「我孫子」の桜井さんの桜の成長と「記」の墓参りに

戦争も冤罪も人間が作り上げる社会政治のゆがみを正す

命と暮らし守る平和な社会に向けて一緒に歩こう

宮川定枝

長い間、言葉では言い尽くせない苦痛に耐え、警察と検察の不正と闘われた、強い意志に感服致しました。桜井さんの勝利は冤罪を闘う多くの方々の心の支えとなることと思います。癌細胞を退治して、余生を恵子さんと共に楽しんでください。

三宅辰彦

国賠訴訟の完全勝訴おめでとうございます。桜井さんの多大なご努力、弁護団、支援者の賜物とおもいます。これからは桜井さんには体調ご自愛ください。

宮地利雄・久美子

本当に良かったです。よくここまでがんばって来られた! と思います。ちょうどこれを書いているとき、TVの朝ドラの中で楽器(ホルンか何か)でダニーボーイを吹いている場面があって、桜井さんのお母さんのことを書かれた詩を思い出しました。泣きそうになりました。ことばがみつかりません。これからも共にがんばりましょう。よろしくお願いします。

村井邦彦

再審無罪11周年、おめでとうございます。桜井さんの陽気ながんばりに頭が下がります。布川事件は終結しましたが、桜井さんは永遠です。

村川進

横暴な警察権力を断絶と告発の闘魂

■ 村田紀美子

布川事件国賠訴訟勝利おめでとうございます。
桜井昌司さん、弁護士、支援する会の皆さん、本当に長い間ご苦労さまでした。えん罪をさせられた日から真実に向き合って不正を正し、国家権力警察、検察への闘い、国に賠償させるまで命をかけて闘った桜井さんお疲れさまでした。今は病との闘いを勝利させて下さい。一日も早い完治お祈り致します。

■ 森島伸弘

忍耐強く、辛抱強く国家権力を追い詰めました。松川、白鳥事件の再審運動に関わってきましたが、それらの闘いに続く成果を勝ち取りました。ご苦労様でした。

自分の事件と他の冤罪事件にも積極的に手を差しのべ支援してきた行動力。権力犯罪を許さないということでしょう。その生き方に感銘をうけます。

■ 守屋敬正

佐野洋さんを招いて2002年に開催した「白鳥・芦別事件から50年、映画と証言のつどい」に会場した桜井昌司さん。救援会北海道本部にはサプライズでした。それ以来の交流と闘い。「壁のうた」コンサートの道内3か所の開催。翌年、布川事件の二人を「守る北海道の会」の結成。振り返ってみると歌が好きな桜井さんに寄り添った運動で私たちの諸活動も進んできました。何ものにも代え難い財産です。これからも引き続き……。

■ 森 陽子

人生の大切な事件を沢山沢山使っての闘い、本当に良い結実まで良く頑張られました!! 此度の勝利、本当におめでとうございました!! たぶんこれからは闘い続けられることと想いますが、少しゆっくり今を楽しみながら、またこれからは共に頑張らしましょう。

■ 矢島 勇

えん罪での無罪確定、引き続き国賠裁判での勝

利と完全に司法の悪行を追い詰めました。本当によかったですね。おめでとうございます。長い間ご苦労さまでした。えん罪で苦しめられている人々への大きな励ましになりましたし、再審法改正の運動に大きく貢献しました。

今後は何よりも健康を大事にされ、冤罪各事件の勝利と再審法改正運動の前進のために力をお貸しください。当日は残念ながら体調も良くないので欠席させていただきます。

■ 安井弘行

桜井さん、長い間ご苦労さまでした。国賠訴訟を支援する会を立ち上げ今日まで活動続けられ、このような終結集会が開かれることを見ると感無量です。国賠ニュースも最終号(43号)ですか。毎回たのしみにしていました。桜井さんの一文が載るたびこの方のガンバリが目につかび、スゴイ人になられたと。多くの人々に支えられつつ、その人たちを励まし続けた桜井さんありがとうございます。本当に本当にご苦労さまでした。

■ 矢田部孝司

国賠訴訟の完全勝訴おめでとうございます。桜井さんが人生のもっとも楽しい時間を奪われた悔しさを考えると、54年の月日かけた裁判所に怒りを感じます。裁判官が犯したえん罪という罪は誰が裁くのか、裁判所を厳しく責めてやりたい。えん罪を作った警察・検察の罪を厳しく罰するべきだ。

■ 谷萩陽一(弁護士)

桜井さん、長い間の闘い、本当にお疲れ様でした。桜井さんの人生をかけた闘いは、えん罪をなくす闘いにこれまでにない大きな前進をもたらしたと思います。弁護団として少しでも関わられたことを誇りに思います。

■ 山川清子

再審無罪に加えて国賠完全勝利! すばらしい実りを得ました。桜井さんおめでとう!

日本一のえん罪被害者と昔から続く層の厚い支

援者の皆様、心優しい弁護団の皆様と共に、布川国賠支援は稀にみる恵まれた支援活動でした。布川の闘いの終盤で関わらせていただけたことを心から感謝申し上げます。

山口正紀

桜井昌司さま、国賠完全勝訴、本当におめでとうございます。冤罪との長い長い闘いおつかれさまでした。まだ獄中にいる方たち、国賠を闘っている方たちにとって、桜井さんの闘いは心の支えです。少しでも長く生きてください。私も頑張ります。

山田万里子

桜井さんこれからもお元気で歌ってください。

山根由美子

今日（11/22）桜井さん出演のNHK番組をみました。泣いたり、おこったりしながらみました。桜井さんが国民救援会の人達のことを話されていた言葉をきいてあらためて原点にもどったような気持ちでした。

桜井さん、お元気で、明日のことをこれからのことをと、前向きに生きるお姿をずうっと見せていてくださいね。再審法改正へ！ 同い年の私も頑張ろうと思います。

山本栄子

このたびはおめでとうございます。是非皆様とナマでお祝いしたいものですが、参加できません。「逆転人生」楽しみにしています。

山本 格

土浦地裁再審無罪の判決に数百人の歓声、真実を、冤罪だと叫び続けた桜井さんたちのたたかう側において、本当によかったと！ 集会終了後、霞ヶ浦を見ながらなんとも言えない感動に浸っていました。再審無罪の闘いと「再審法」改正に向けて桜井さんらしい活動を期待しています。

山本裕夫（弁護士）

真実と正義のために一途に歩み続ける姿勢に多くの市民が共感し、さらに裁判官まで巻きこんだのだと思います。再審無罪につづく国賠の金字塔に拍手。一層の活躍を期待します。

柚木康子

桜井昌司様長い間お疲れさまでした。あなたは立派です。「めでたし、めでたし」お体には十分に気をつけられて下さいませ。えん罪、弾圧事件にいっしょに共に頑張り支援してまいります。私自身も嬉しいです。

ほんとうに心からおめでとうございます。NHK TVの「逆転人生」を観ました。時間が短いでしたが、涙涙……で嬉しかったです。えん罪、弾圧事件は司法の権力です。これを変えて正しく支援していきたいものです。病気があるとお伺いしています。くれぐれも具合に留意されまして奥様と共にえん罪、弾圧事件に全国の仲間といっしょに支援し、私自身も頑張り、憲法改悪を許さない。支援します。

横山敏郎

桜井さん、長い間の闘い、お疲れ様でした。勝利おめでとうございます。桜井さんの闘いが、冤罪を無くす事や再審法の闘いに大きな励みになると思います。お身体を大切にしてください。

吉崎光子

国賠訴訟、勝利おめでとうございます！ 高木幹太先生も天国で祝杯をあげていることでしょう。お身体くれぐれも気をつけられ、ますますのご健闘お祈りしております。

来住ふじ子

布川国賠訴訟勝利おめでとうございます。桜井さんの誠意、熱意、冤罪を許さない情熱、尊敬します。これからも私も少しでもともに運動したいです。

龍神弘幸

長い裁判、社会正義のため粘り強く戦い抜いた皆様に敬意とともにお祝い申し上げます。二十数年前の東京の赤旗祭りで声をかけていただき、事件の事を初めて知りました。歴史上埋もれた事件は多々あるのですね。

鷺尾 清

私が布川事件に深く関わったのは、千葉市民会館で開催された「佐藤光政コンサート」でした。その時、杉山さんの叔父さん、桜井さんのお父さんにお会いしたのを記憶しています。この時の交流会で、小高弁護団長にはげまされ、開港前の成田空港内の気象庁の分会やJAL労組に訴えに行きました。それから三十数年後桜井さんがプロとしてコンサートを開催することなど、おどろきです。今では桜井さんに励まされています。

渡辺 潤

長い長い54年間の桜井さんの闘い、そしてそれを支えられた皆さんと一緒に席に出席できる幸せをかみしめて、参加させていただきます。そして一緒に今後歩んでいきたいと思えます。

ついていく 日本の希望 桜井さんに
人間は 変わるものと 確信す
何よりも 多くの人が 支え合う
闘いを 楽しむような 歌語り
風雪に 耐えて野草が 花開く

渡辺達郎

桜井さん、おめでとうございます。布川国賠の勝利とその内容は、冤罪犠牲者の支援に関わる者に多大なる勇気を与えてくれました。これを励みに再審法改正に向けて頑張ります。



桜井四国巡礼 2013年10月

活動年表

平成 24年	2012	10/1	「支援する会」結成（文京区民センター）
		11/1	ニュース第1号発行／事務局会議
		11/12	東京地裁に訴状提出／地裁前宣伝・報告会（弁護士会館会議室）、運営委員会
		12/25	ニュース第2号発行／事務局会議
平成 25年	2013	1/30	「桜井事務所」事務所開き
		2/2-3	「支援する会新年の集い」（筑波山・江戸屋）
		2/25	ニュース第3号発行／事務局会議
		3/21	第1回口頭弁論／裁判所前宣伝・裁判所要請行動・報告会
		5/8	裁判所要請行動／進行協議（本人弁護団）
		4/15	ニュース第4号発行／事務局会議
		5/7	秋元理匡弁護士死去
		5/16-24	国連拷問禁止委員会要請行動（ジュネーブ）
		6/1	「第2回総会」（文京区民センター）
		6/4	「なくせ冤罪！ 市民評議会」設立
		6/11	ニュース第5号発行／事務局会議
		6/26	第2回口頭弁論／裁判所前宣伝・裁判所要請行動・報告会（TKP 虎ノ門会議室）
		7/17	ニュース第6号発行／事務局会議
		7/31	法制審要請行動（法務省）
		8/7	進行協議（本人弁護団）
		8/31	夏合宿（小野上温泉）
		-9/1	
		9/9	桜井さんネット署名開始記者会見（有楽町外国人記者クラブ）
		9/18	第3回口頭弁論／最高検要請行動・報告会（日比谷図書文化館スタジオプラス）
11/6	進行協議（本人弁護団）		
11/7	ニュース第7号発行／事務局会議		
12/8	「無実の死刑囚奥西勝さん袴田巖さんを救え 12.8 冤罪被害者支援の集い」（日比谷図書文化館スタジオプラス）		
12/25	第4回口頭弁論／裁判所前宣伝・裁判所要請行動・報告会（日比谷図書文化館スタジオプラス）／クリスマス忘年会		
平成 26年	2014	1/22	進行協議（本人弁護団）供述調書について文書送付嘱託決定
		2/11	ニュース第8号発行／事務局会議
		2/26	文書嘱託に回答／検察：回答一部提出、警察：不見当
		3/5	第5回口頭弁論／裁判所前宣伝・最高検要請行動・報告会（虎ノ門第二興業ビル）
		4/8	ニュース第9号発行
		4/18	水戸地検要請行動
		4/23	進行協議（本人弁護団）
		5/15	事務局会議
		5/17	「第3回総会」（平和と労働センター）
5/26	秋元理匡弁護士を偲ぶ会（上野）		

	5/29	ニュース第10号発行／事務局会議
	5/30	CD『想いうた』発売
	6/11	第6回口頭弁論（文書送付嘱託申立4回目）／裁判所前宣伝（虎ノ門第二興業ビル）／裁判所要請行動・報告会
	6/14	「冤罪の原因究明と再発防止を!! 6.14 市民集会」（日比谷図書文化館大ホール）
	7/10	進行協議（本人弁護団）文書送付嘱託についての攻防つづく
	7/16	進行協議（本人弁護団）
	7/30	事務局会議
	8/22	吉田好一さん（国際人権活動日本委員会）お別れ会
	9/3	進行協議（本人弁護団）
	9/11	ニュース第11号発行／事務局会議
	9/18	法務大臣宛ネット「change.org」署名20,341筆提出
	10/1	第7回口頭弁論／裁判所前宣伝・裁判所要請行動・報告会（日比谷図書文化館スタジオプラス）
	11/27	ニュース第12号発行／事務局会議／学習会「布川事件の証拠開示」講師上野格弁護士
	12/17	第8回口頭弁論／裁判所前宣伝・報告会・交流会ランチ（虎ノ門第二興業ビル）
	12/18	文書提出命令申立て1（ポリグラフ検査記録紙など）
平成 27年	2015 1/6	事務局会議
	2/12	ニュース第13号発行／事務局会議
	2/21	「冤罪被害者から見た司法改革」（水戸J A農協）
	3/11	第9回口頭弁論、杉山さんの初期自白テープなどの文書提出命令申立て2／裁判所前宣伝／裁判所要請行動／報告会（日比谷図書文化館スタジオプラス）
	3/20	「密告盗聴反対！なくせ冤罪3.20集会」（文京区民センター）
	4/9	ニュース第14号発行／事務局会議
	4/10	水戸地検要請行動
	4/22	進行協議（本人弁護団）
	5/1	メーデー宣伝行動
	5/6	布川事件守る会元事務局長細矢眞澄さん死去
	5/7	事務局会議
	5/9	「第4回総会」（平和と労働センター）
	5/22	ニュース第15号発行／事務局会議
	5/26	「冤罪なくせ、盗聴法拡大と司法取引導入反対議員・弁護士・市民の集い」（星稜会館）
	6/10	桜井さん衆議院法務委員会に参考人として出席／第10回口頭弁論／裁判所前宣伝・裁判所要請行動・報告集会（虎ノ門天徳ビル）／事務局会議
	6/26	事務局会議
	7/3	進行協議（本人弁護団）
	7/30	ニュース第16号発行／事務局会議
	8/8-9	夏合宿（湯檜曾「湯の陣」）
	8/13	桜井さんFM西東京放送はじまる

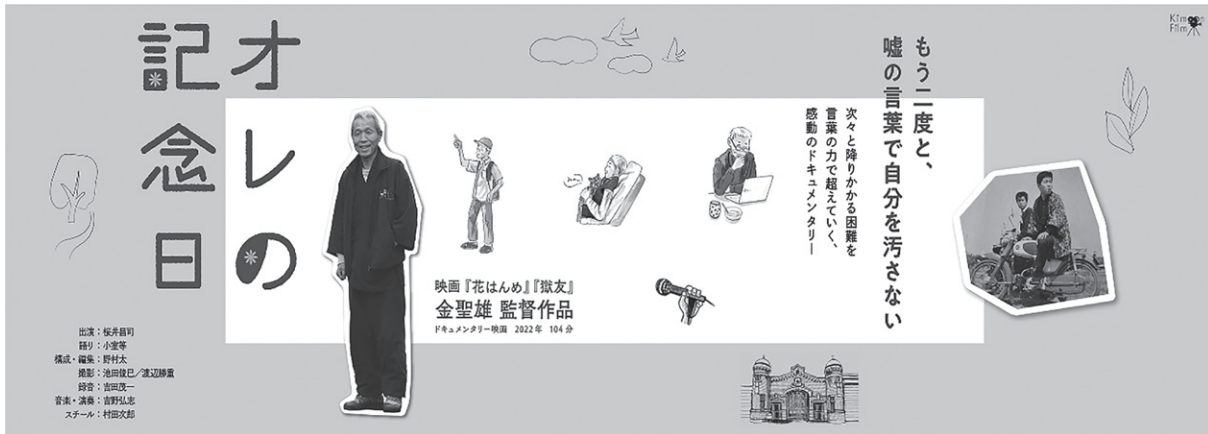
		9/4	第 11 回口頭弁論／裁判所前宣伝・報告会（日比谷図書文化館スタジオプラス）
		9/24	ニュース第 17 号発行／事務局会議
		10/10	桜井昌司「想いうたコンサート」（日比谷図書文化館大ホール）
		10/17	杉山卓男さん死去
		10/21	進行協議（本人弁護団）
		11/10	事務局会議
		11/19	裁判お知らせはがき発送
		12/16	第 12 回口頭弁論／裁判所前宣伝・裁判所要請行動・報告会（日比谷図書文化館スタジオプラス）
		12/22	事務局会議
		12/27	ニュース第 18 号発行
平成 28 年	2016	1/15	事務局会議
		1/28	裁判所要請行動
		2/10	進行協議（本人弁護団）
		2/29	事務局会議
		3/15	ニュース第 19 号発行／事務局会議
		3/17	文書提出命令（杉山さんの初期自白録音テープ）
		3/22	即時抗告申立て、3 月 25 日の弁論期日取り消し
		3/25	裁判所前宣伝／東京高裁要請行動・報告集会（虎ノ門第二興業ビル）
		3/26	杉山さん墓参
		2/10	進行協議（本人弁護団）
		4/14	ニュース第 20 号発行／事務局会議
		4/19	桜井さん参議員法務委員会に参考人として出席
		5/1	メーデー宣伝／事務局会議
		5/7	「第 5 回総会」（日比谷図書文化館スタジオプラス）
		5/13	「5.13 朗読劇とコンサートの夕べ」（文京シビック小ホール）
		5/26	事務局会議
		5/28	「布川再審 5 周年記念集会祝賀会」（青山大学総研ビル）
		7/1	東京高裁第 1 回審尋（非公開）
		7/5	ニュース第 21 号発行／事務局会議
		7/14	東京高裁前宣伝・東京高裁要請行動
		7/22	事務局会議
		9/26	東京高裁第 2 回審尋（非公開）／裁判所前宣伝・東京高裁要請行動
		10/13	ニュース第 22 号発行／事務局会議
		12/8	事務局会議
		12/18	桜井さん「2016 年度第 4 回守屋賞」受賞
		12/24	報告集会（東京高裁での審尋について）& クリスマス忘年会
平成 29 年	2017	1/19	ニュース第 23 号発行／事務局会議
		2/5	「総決起集会」～地裁への審理再開に向けて（文京区民センター）
		2/14	事務局会議
		2/21	東京高裁即時抗告棄却決定、国の許可抗告申立て不許可で確定

	4/22	『獄友たちの日々』放映（NHK/Eテレ）
	4/27	ニュース第24号発行
	4/27	事務局会議
	6/3	「第6回総会」（文京区民センター）／ホームページ作成決まる ／パンフレット『布川事件の44年が問いかけるもの』作成
	6/15	東京地裁前宣伝・裁判所要請行動／事務局会議
	7/5	進行協議（本人弁護団）
	7/5	事務局会議
	8/2	ニュース第25号発行／事務局会議
	8/27	元布川再審弁護団長柴田五郎弁護士死去
	8/30	東京地裁前宣伝
	8/30	第13回口頭弁論／報告会（日比谷図書文化館スタジオプラス） ／裁判所前宣伝・裁判所要請行動
	9/28	ニュース第26号発行／事務局会議
	10/7	「えん罪布川事件50年のつどい」（みと文化交流プラザ）／「布川事件再審無罪 確定6周年記念レセプション」（水戸駅エクセルホール）
	10/25	進行協議（本人弁護団）
	11/17	事務局会議
	11/28	高田馬場事務所ビル内引越し
	12/6	第14回口頭弁論／報告集会（日比谷図書文化館スタジオプラス） ／裁判所前宣伝
	12/20	映画『獄友』試写会（日比谷図書文化館大ホール）
平成 30年	2018 1/31	進行協議（本人弁護団）
	2/1	ニュース第27号発行／事務局会議
	2/17	『獄友』（金聖雄監督作品）公開上映
	3/14	第15回口頭弁論尋問中止進行協議に（裁判官移動のため）
	3/29	桜井さん朝日新聞「ひと」の欄に登場
	3/31	杉山卓男さん墓参と花見の会
	4/5	ニュース第28号発行／事務局会議
	5/10	事務局会議
	5/19	「第7回総会」（日比谷図書文化館スタジオプラス）
	5/23	進行協議（本人弁護団）
	6/8	事務局会議
	6/14	ニュース第29号発行
	7/4	事務局会議
	7/24	第15回口頭弁論（証人尋問）／報告会（NS虎ノ門ビル）・懇親会／裁判所前 宣伝・裁判所要請行動
	8/23-27	桜井さん「台湾イノセントプロジェクト総会」に参加
	8/30	ニュース第30号発行／事務局会議
	9/19	第16回口頭弁論（結審）／報告会（日比谷図書文化館スタジオプラス） ／事務局会議

		10/4	ニュース第 31 号発行／事務局会議
		10/29	「NO MORE ENZAI ライブ」(大井町きゅりあん小ホール)
		11/7	事務局会議
平成 31 年	2019	1/10	ニュース第 32 号発行／事務局会議
		1/24	裁判所要請／事務局会議
		3/2	「冤罪犠牲者の会」結成 (甲南大学東京校舎)
		3/27	ニュース号外発行／事務局会議
		3/30	「桜を見る会」(松島事務所)
令和 元年	2019	5/16	ニュース第 33 号発行／事務局会議
		5/20	「再審法改正をめざす市民の会」結成
		5/27	東京地裁判決／報告会 (弁護士会館 502 号室)・交流会
		5/29	法務省に控訴断念要請
		6/4	法務省に控訴断念要請署名提出
		6/7	国控訴
		6/10	県控訴
		6/13	ニュース第 34 号発行／事務局会議
		7/25	ニュース第 35 号発行
		8/10	「第 8 回総会」(日比谷図書文化館スタジオプラス)
		9/19	東京高裁要請行動／事務局会議
		10/3	「日弁連人権擁護大会」参加 (徳島)
		10/17	ニュース第 36 号発行／事務局会議
		11/15	「布川国賠支援集会」(日比谷図書文化館大ホール)／懇親会
		11/27	東京高裁第 1 回口頭弁論／裁判所前宣伝・裁判所要請行動／事務局会議 ・報告会 (日比谷図書文化館スタジオプラス)
令和 2 年	2020	1/14	ニュース第 37 号発行／事務局会議
		1/22	桜井司法研究所西新宿に移転
		2/25	東京高裁第 2 回口頭弁論／報告会 (ハロー会議室虎ノ門)／裁判所前宣伝 ／裁判所要請行動
		4/2	ニュース第 38 号発行／事務局会議
		4/27	東京高裁第 3 回口頭弁論中止 (コロナ禍のため)／事務局会議
		6/4	事務局会議
		6/20	「第 9 回総会」延期 (コロナ禍のため)
		10/7	進行協議 (本人弁護団～結審日時が決まる)
		10/21	桜井さん『超ファンタスティック遺言』(テレビ東京)に出演
		10/22	ニュース第 39 号発行／事務局会議
		11/22	「第 9 回総会」(日比谷図書文化館スタジオプラス)／懇親会
		12/11	東京高裁要請行動
		12/15	東京高裁布川国賠最終弁論／報告集会 (日比谷図書文化館大ホール)／裁判所 前宣伝
令和 3 年	2021	1/7	ニュース第 40 号発行／事務局会議
		2/16	事務局会議

	3/10	事務局次長客野美喜子さん死去	
	3/26	東京高裁要請行動／事務局会議	
	3/31	CD『私の人生』発売	
	3/31	『俺の上には空がある広い空が』（マガジンハウス）出版	
	4/17	「桜井昌司さんの出版を祝う会」（日本プレスセンター「アラスカ」）	
	5/6	ニュース第41号発行／事務局会議	
	5/15	出版記念コンサート「桜井昌司人生を歌う」（水戸）	
	5/25	東京高裁要請行動	
	6/25	判決日延期	
	7/26	東京高裁要請行動	
	8/3	事務局会議	
	8/24	事務局会議	
	8/27	控訴審判決／署名提出（高裁計19,308筆）／裁判所前宣伝・報告会（日比谷 図書文化館大ホール）・懇親会	
	9/1	弁護士会館前宣伝、検察庁要請	
	9/10	控訴審判決確定	
	9/13	記者会見（控訴審判決確定について）／事務局会議	
	9/14	ニュース第42号発行／事務局会議	
	9/23	「第10回総会」（日比谷図書文化館スタジオプラス）	
	10/21	事務局会議	
	11/18	事務局会議	
	11/22	桜井さんNHKTV総合『逆転人生』に出演	
	12/11	事務局会議	
	12/12	「勝利報告パーティー」（日本プレスセンター「アラスカ」）	
令和 4年	2022	1/15	事務局会議
		2/17	ニュース第43号（最終号）発行／事務局会議
		3/24	事務局会議
		3/26	「解散総会」（文京シビックスカイホール）
		4/2	『オレの記念日』完成上映会（日比谷図書文化館大ホール）
	5/21	「布川事件終結・再審無罪11周年記念パーティー」（日本プレスセンター 「アラスカ」）	
令和 5年	2023	1/11	桜井さん「第37回東京弁護士会人権賞」受賞
		4/8	「東京弁護士会人権賞受賞感謝のつどい」（日本プレスセンター「アラスカ」）

映画自主上映の呼びかけ



問い合わせ先 キムーンフィルムホームページ <http://kimoon.nets/>

Tel:042-316-5567 Fax:042-316-5882 e-mail:info@kimoon.net

※貸出料金 (30名まで) 30,000円、(31～100名の場合) 1000円×入場者数 詳細はキムーンフィルムと相談

編集後記

冤罪・布川事件の国家賠償請求を支援して下さった方々に感謝を込めて支援活動の記録をお送りいたします。

とくに再審開始が決定されるまでの厳しく長い時代に、桜井昌司さんと杉山卓男さんを励まし支援し続けてきた方々に、みなさんの闘いが最後に警察・検察の捜査の違法を認めさせるところまで到達できたことを、敬意を込めてお伝えしたい思いです。

またこのささやかな記録誌がこれから冤罪を闘っていく方々の参考になれば幸いです。

最後に人生の多くの時間を雪冤のために闘い続け、今も冤罪をなくす活動を志す敬愛する桜井昌司さんとその桜井さんを身近でサポートし続けた中澤宏事務局長にエールを送りたいと思います。

山川清子

真実を求めて 冤罪と闘う人々とともに 活動の記録 2012～2022

2023年4月8日 第1刷発行

発行者 冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会
〒160-0023 新宿区西新宿7-5-13 第3工新ビル201号室
Tel. 03-6278-9796 Fax. 03-6278-9798

写真提供 黒住周作・吉田進悟・山盛富高・なつし聡・山川清子

DTP 木椋隆夫



CD『桜井昌司獄中歌集 想いうた』

2014年リリース 1st アルバム

作詞・作曲・歌：桜井昌司 編曲：佐藤光政

ピアノ：藤井ゆり バイオリン：萩野照子

収録曲 キンモクセイ
誰かのふるさとに
闇の中に
かあちゃん
声が聞こえる
かえろかえろ
屋台酒



CD『私の人生』

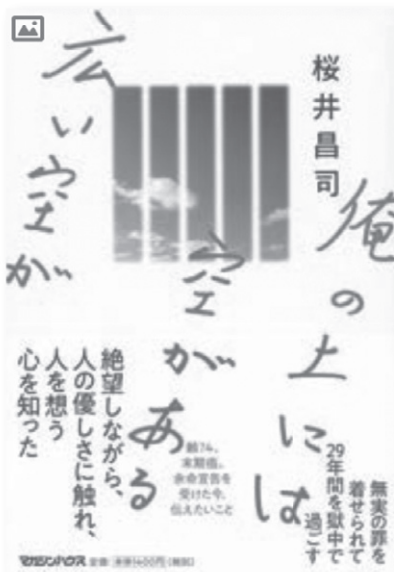
2021年4月リリース 2st アルバム

ユメミノ音泉村

作詞・作曲・歌：桜井昌司

ピアノ：竹田裕美子 録音編集：なつし聡

収録曲 ゆらゆら春
春風の乙女
ハナの歌
五月の空に
私の人生 (作曲 大瀧賢一郎)

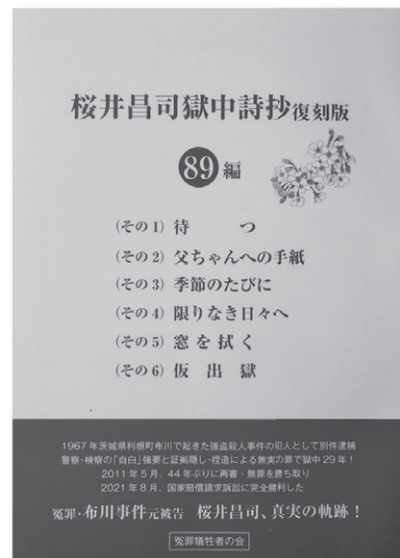


本『俺の上には空がある広い空が』

2021年4月発行

マガジンハウス

桜井さんがどんな人生を歩んできたのか、時系列で綴られた、とても読みやすい一冊。冤罪のことを知らない人にこそ手に取ってほしい。冤罪を語り、司法に物申す内容の本が、マガジンハウスから出版されたことも特記すべき点だろう。



本『桜井昌司獄中詩抄復刻版 89編』

冤罪布川事件で無期懲役の刑を受けた桜井昌司さんが、29年間の獄中生活での様々な想いを綴った詩集「桜井昌司獄中詩抄復刻版 89編」が刊行された。1冊 700円

●ご注文は：〒160-0023 新宿区西新宿 7-5-13 第3工新ビル 201 桜井司法研究所内
冤罪犠牲者の会 TEL090-6474-4705 (中澤)
FAX03-6278-9798 info@enzai.org



桜井さんの言葉

会の基本情報

代表委員の紹介

布川国賠の闘いを振り返って

布川事件の闘いの意義



布川国賠高裁判決の特徴と意義

活動の記録

会員のメッセージ集

活動年表

編集後記

